

昭和戦後期・現代における学校林の再編

竹本太郎*

Restructuring of School Forests in the Showa Postwar Period and the Present.

Taro TAKEMOTO*

目 次

1. はじめに
 - 1.1. 背景
 - 1.2. 目的
 - 1.3. 方法注・引用文献

2. 国土復興に向けた「緑化」の定着（1945-）
 - 2.1. はじめに
 - 2.2. 愛林日の復活
 - 2.3. 大日本山林会による学校林設置の提唱
 - 2.4. 第1次学校植林の開始
 - 2.5. 第1次学校植林の実態
 - 2.5.1. 造林実績
 - 2.5.2. 市町村条例などの事例
 - 2.5.3. 事例：岩手県二戸管内
 - 2.6. 愛林日から植樹祭へ
 - 2.7. まとめ注・引用文献

3. 昭和の町村合併に伴う学校林所有の移動（1953-）
 - 3.1. はじめに
 - 3.2. 統計による把握
 - 3.3. 移動の実態1：財産区（長野県飯田市松尾）
 - 3.3.1. 松尾地区の概要
 - 3.3.2. 学校林の成立
 - 3.3.3. 合併に伴う財産区の設置

* 東京大学大学院農学生命科学研究科森林科学専攻林政学研究室

* Lab. of Forest Policy, Department of Forest Science, Graduate School of Agricultural and Life Sciences, The University of Tokyo

- 3.4. 移動の実態2：生産森林組合（大分県日田市高瀬）
 - 3.4.1. 高瀬地区の概要
 - 3.4.2. 学校林の成立
 - 3.4.3. 合併による土地所有の混乱
 - 3.4.4. 学校林の利用
 - 3.5. 移動の実態3：財団法人（東京都町田市相原）
 - 3.5.1. 相原地区の概要
 - 3.5.2. 学校林の成立
 - 3.5.3. 合併による土地所有の混乱
 - 3.5.4. 財団法人相原保善会の発足
 - 3.6. まとめ
 - 注・引用文献
-
4. 戦後体制の転換と学校林の衰亡（1954-）
 - 4.1. はじめに
 - 4.2. 学校植林の方向転換：第2次学校植林の開始
 - 4.3. 部分林による設置
 - 4.4. 基金としての管理
 - 4.5. 設置の実態：島根県八雲村中学校学校植林
 - 4.6. まとめ
 - 注・引用文献
-
5. 現代における学校林施策の動向（1975-）
 - 5.1. 環境教育の場としての「新しい学校林」の誕生
 - 5.2. 長野県飯田市における「学友林整備事業」の展開
 - 5.2.1. はじめに
 - 5.2.2. 調査地の概要
 - 5.2.3. 事業の開始と展開
 - 5.2.4. 立地環境からみる設置状況
 - 5.2.5. まとめ
 - 注・引用文献
-
6. 考察
 - 6.1. 時期区分の再検討
 - 6.2. 直轄利用形態の変容

1. はじめに

1.1. 背景

拙稿、「明治期における学校林の設置」¹⁾および「大正期・昭和戦前期における学校林の変容」²⁾において明らかになったことを踏まえて、昭和戦後期における学校林と地域社会の関係を知る上での前提について簡単に示せば、以下の2点にまとめられる。

まず1点目は、日露戦後の地方改良の手段として町村に部落有林野を統一する際に、自然村と行政村の中間領域になっていた小学校区に財産としての林野が集中し、そのために小学校区と部落有林野が強い結びつきを持つようになり、「小学校のための共同体」とでもいうべき共同関係が構築されたことである。

そうして構築された共同関係は、大正中期になると公有林野政策や教育費政策の前に衰退するが、昭和戦前期の国家総動員体制のもとで「愛郷愛国」の精神を植えつける場として学校林に再び注目が集まると、今度は官製的に再編成されてその造成に動員されていく。2点目は、その結果として、学校林と結びついた「愛郷」が自然村と行政村の二重構造下の種々の共同関係に拡張していったことである。すなわち、自然村と行政村の対立的な図式が「愛郷」によりガラガラポンされ、自然村的でもあり行政村的でもある種々の共同関係によって形成される地域社会が生まれた、と考えられる。

戦後になり、1947（昭和22）年4月に六・三制の新学制が発足し、地方自治法が公布され、翌月には新憲法が施行される。1951（昭和26）年9月に第3次吉田茂内閣の下でサンフランシスコ対日講和条約および日米安全保障条約が締結され、翌年に占領下からの独立を果たすと、1953（昭和28）年からの町村合併促進法によって地方自治制度の枠組みがダイナミックに再構築され、「愛郷」により拡張された学校林およびそれをめぐる共同関係も変化を迫られることになる。数は少ないながらも現在まで存在し続けてきている学校林やそれをめぐる共同関係はこのような変化を多かれ少なかれ経験してきたはずである。

この時期の学校林に関する先行研究は大きく2つのテーマに分けられる。一つは国土復興のために1949（昭和24）年に開始される学校植林の位置づけであり、もう一つは町村合併に伴う学校林所有の移動に関する問題である。

前者に関する先行研究としては、まず、戦後の国土復興運動の一つとして学校植林を奨励する中心的役割を担った国土緑化推進委員会（現在は国土緑化推進機構。以下、国土緑推）による一連の発言があり³⁾、これらによって戦後の学校林のイメージが形成されてきたといっても過言ではない。しかし、それは同時に、「緑化」以外のイメージ—たとえば学校基本財産としてのイメージ—を学校林から排除することになっていったとも考えられる。林業分野から学校植林の技術的な指南書を著した齋藤功も同様で、牧野伸顕による学校樹栽日と学校植林を関連付けるなど⁴⁾、国土緑推の発言の範疇に収まっている。これに対して教育学の立場から奥野が「第一次学校植林運動の歴史とは、林業界はこの運動に期待し、教育界は林業界の要請に応えつつも運動の教育的意義を見いだすことに努力した歴史」⁵⁾であったと位置づけているが、戦前との連続性や愛林日との関連性については一切触れていない。この他に興味深いものとして、国有林野における学校部分林を「特殊的部分林」として位置づけた塩谷の部分林制度の研究がある。塩谷は、戦前の「国家精神総動員愛林日」における学校への国有林野貸与と戦後の学校部分林との関連について指摘しており⁶⁾、さらに国有部分林以外の「分収林業」の形態をとる学校林についても、「新制

中学などの学校の新增築ブームは学校林設置への大きな刺激となった」と述べ、分取による学校林設置の動機を、1) 学校基本財産の造成、2) 国土緑化推進運動の一環、3) 学童の実地教育、4) 学校自身の記念や社会的事件の記念、の4つにまとめた⁷⁾。

次に、町村合併に伴う学校林所有の移動について論じた後者の先行研究としては、まず、若林敬子による学校統廃合の研究を挙げたい。若林は、神奈川県藤野町に合併された旧牧野村において「学校の存続にむけて徹底抗戦のための武器」となった学校林の事例を紹介している⁸⁾。戦後の学校植林によって設置され、合併後は牧野財産区によって管理されてきた3.5haの牧野中学校学校林は、1977(昭和52)年に1,671万円で売却され、「“わが村落のわが学校”のための現金」となった⁹⁾。明治期に設置された学校林が昭和の町村合併によって移転する事例としては、岩手県雫石町に合併された御明神村の村有林のうち1,046町歩が雫石町有に、200町歩の学校林を含む残部2,285町歩が御明神財産区にいったん移動されたのちに、36町歩が財産区から町へ学校林として寄付されたことを小沢洋一が調べている¹⁰⁾。また、1955(昭和30)年に16町村合併により誕生した京都府亀岡市を事例に公有林野の所有移動を研究した渡辺敬司は、合併前の村有林を、1) 部落有林型(本梅村)、2) 村有林型(馬路村)、3) 形式村有・実質部落有林型(曾我部村)に類型化したうえで、所有移動における差異を指摘している¹¹⁾。部落公共財産化が進んでいた本梅では学校林(37.6町)のみを村有林、残り(252.6町)を村内5部落の区有林として管理してきたが、合併により前者を新財産区に、後者をそのままのかたちで5つの旧財産区に移動した。村有林型の馬路では学校林も区有林もなく、すべてが村直轄の基本財産だったので問題なく新財産区になった。一方、入会稼ぎが残存していた曾我部では学校林(40町)、部落貸与林(483.6町)、部落有林(34.3町)を形式上の村有林として管理してきたが、合併を機に、学校林については村単位の法人になり、残りは部落を単位とする法人に将来再譲渡することを条件として農協に無償移管した。渡辺は特に指摘していないが、学校林だけの特殊な新財産区と一般的な新財産区が合併により誕生したことがよくわかる。また、町村合併ではないが、1941(昭和16)年の国民学校令による学区消滅を事由にした学校林の所有移動に関する大変興味深い判例を星野英一らが報告および評釈している¹²⁾。これは、青森県倉石村(現在の五戸町倉石)の又重小学校学校林は明治期に設置され、又重学区有として管理されてきたが、国民学校令に伴う学区消滅を事由にして1954(昭和29)年に倉石村が学区から村へ学校林の所有権を移したため、大字又重の部落民が入会権を主張してこれに対抗した、というものである。結果、請求は棄却され学校林は村有になった。

本稿では、密接に関係している両方のテーマに目を配りつつ進めるが、どちらかといえば後者に重点を置きたい。なぜならば、これまでの先行研究が事例紹介に留まっていることのみならず、学校林は部落有林野と町村有林野の中間領域に存在するため、「行政村」として扱ってきた町村が新しい市町村に合併されると、帰属に関する問題が生じやすく、その際に地域社会における存在意義が浮き出てくるからである。また、合併に伴う林野所有の移動に関する多くの研究のなかで学校林を直接的に扱ったものはない、ということもある。その理由について、この研究分野で圧倒的な成果を残した法社会学の川島武宜らによる研究手法を振り返りながら¹³⁾、検討しておきたい。

近代的土地所有制度の導入以降、入会林野における慣習的な利用は、民法263条「共有ノ性質ヲ有スル入会」にもとづく所有権が付与される入会権と、同294条「共有ノ性質ヲ有セサル入会」にもとづく地役権が付与される、所有権のない入会権によって保護されるものとなった。しかし、

政府は、森林治水および町村基本財産造成を進めるために、入会林野をできる限り町村などに統一し、小柴下草などの採取の権利を国公有地上の旧慣使用権として捉えることを主張した。政府によるこの入会公権論に対して、民法に則って入会権を保護すべきであると主張したのが入会私権論であるが、川島らは、小柴下草などの共同採取を中心とする用益物権に入会権を限定する従来の学説を批判し、そのような共同利用形態が「解体」して分割利用形態や直轄利用形態、契約利用形態に転化しても入会権を適用できることを詳細な事例研究にもとづいて立証したのであった¹⁴⁾。

ごく簡単に説明すれば、この4形態による理論は、共同利用形態が、一方で個別私権化に向かう分割利用形態に、他方で部落公共財産としての直轄利用形態に転化する、というものである¹⁵⁾。分割と直轄という2つの転化のうち前者の分析に川島らは重点を置いた。これは、入会公権論への対抗という研究背景だけでなく、天皇制国家の支配原理として機能させられた共同体的秩序への悔恨という時代背景があったからである。共同体的秩序の前近代性を指摘しその克服を主張する、いわゆる「近代化論」である。そして、「団体の収入の使途が、道路、橋梁、消防、学校等々のための費用であるとするならば、それら支出は現象的には町村行政上の公共用支出と変わらないことになるわけであり、入会山はあたかも、町村基本財産とおなじく、農民の私的利益と直接関係ない公共用財産たるの観を呈する」¹⁶⁾と渡辺洋三が述べたことからわかるように、直轄利用形態をそのままの形で残しても「農民の私的利益」にはならず、「地方公共団体の財政をカバーしそれを補充代位するという自治行財政上の役割」¹⁷⁾を担うだけだと考えたのである。

本稿の研究対象である学校林はまさにこの直轄利用形態に関係する。そして、学校林が、町村合併の際に－町村基本財産として吸収されたものもあったとはいえ－町村基本財産とは別の形で残されたことを鑑みれば、「あたかも、町村基本財産とおなじ」ようにみえた直轄利用形態が「地方公共団体の財政の補充代位」するだけのものではあったのか、大いに疑問が残る。川島らが分析を回避したために直轄利用形態、ひいては学校林の研究に焦点が当てられなかったのであれば、改めて「解体」の過程を見直す必要があるのではないか。すなわち、共同利用形態が「解体」する過程において学校林という特殊な直轄利用形態を選択する住民の判断に対して積極的な評価を与えることを本稿で試みたいのである¹⁸⁾。

1.2. 目的

背景の冒頭に示したように、学校林をめぐる共同関係は「財産」を基底にした「小学校ための共同体」として誕生し、その後「愛郷」によって種々の共同関係に拡張したので、すでに入会集団とは異なるものに変容していると考えられる¹⁹⁾。これを前提として、昭和戦後期・現代における学校林研究の目的を次のように設定した。

- 1) 天皇制国家の支配手段として戦前に全国的な展開を見せた愛林日や学校林造成が、戦後に植樹祭や学校植林となって継続した経緯および理由を明らかにする。
- 2) そうして戦後に引き継がれた学校林およびそれをめぐる共同関係の変容を昭和の町村合併に伴う林野所有の移動から説明し、地域社会における存在意義を明らかにする。
- 3) 合併を経て地方自治制度が整備されるなかで学校林が消滅、衰退する経緯と、里山保全や環境教育の場として展開し始めた現在の状況を明らかにする。

1.3. 方法

上記3点を明らかにするための分析道具として、これまでの拙稿で用いてきた、「共同関係」の組織の特徴を規定する「自生的－官製的」、「包括的－個別的」という2軸の概念および機能を規定する「自治的－行政的」という概念を発展的に解消させ、明治期の地方改良事業期に形成された学校林をめぐる共同関係を「財産共同関係」、国家総動員体制期に形成された学校林をめぐる共同関係を「愛郷共同関係」と呼ぶことにする。加えて、川島らが明らかにした、入会林野の4つの利用形態（「共同利用形態」、「分割利用形態」、「直轄利用形態」、「契約利用形態」）を背景で示した意味の範囲内で適宜用いる。

このほか、特殊な用語についても説明しておく。まず町村について、昭和の町村合併前についてはこれまで同様に「自然村」と「行政村」を用い、とくに断りがなければ「町村」とは行政村を意味する。合併以降については、合併前の行政村を「前町村」、合併以降を「市町村」（研究対象に市も含まれるようになる）もしくは「新市町村」として区別する。さらに財産区については「前町村」を単位にしてつくられる「新財産区」と、明治の町村合併時に「旧村」（すなわち自然村）を単位にしてつくられた「旧財産区」とに区別する。なお、現在も進行中である平成の市町村合併以降の市町村については本稿の対象外となる。また、「前町村」や「新市町村」といった行政区に拘わりなく地域の共同性を意味する語として「地域社会」を用いている。学校林については「学校部分林」、「学校植林」、「学校分収造林」といった呼称も出てくるが、適宜、説明を加えていくことにする。

表-1 市町村数および学校数の変遷
Table 1. Numbers of Villages and Primary Schools (1945–2005).

年	月	市町村数				学校数		関連法
		市	町	村	計	小学校	中学校	法律名
1945(昭和20)	10	205	1,797	8,518	10,520	26,332		
1947(昭和22)	8	210	1,784	8,511	10,505	24,997	15,778	地方自治法施行
1953(昭和28)	10	286	1,966	7,616	9,868	26,555	13,685	町村合併促進法施行
1956(昭和31)	4	495	1,870	2,303	4,668	26,957	13,724	新市町村建設促進法施行
1956(昭和31)	9	498	1,903	1,574	3,975	26,957	13,724	町村合併促進法失効
1961(昭和36)	6	556	1,935	981	3,472	26,741	12,849	新市町村建設促進法一部失効
1962(昭和37)	10	558	1,982	913	3,453	26,615	12,647	市の合併の特例に関する法律施行
1965(昭和40)	4	560	2,005	827	3,392	25,977	12,079	市町村の合併の特例に関する法律施行
1975(昭和50)	4	643	1,974	640	3,257	24,650	10,751	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行
1985(昭和60)	4	651	2,001	601	3,253	25,040	11,131	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行
1995(平成7)	4	663	1,994	577	3,234	24,548	11,274	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行
2005(平成17)	4	739	1,317	339	2,395	23,124	11,035	市町村の合併の特例等に関する法律施行

出典1: 市町村数は <http://www.soumu.go.jp/gapei/> より取得(2005/10/30)

出典2: 学校数は1965以前は『学校百年史 資料編』より、1975年以降は『データからみる日本の教育』, 2005, 文部科学省, 93pp., p.64 より取得

小学校数と市町村数の変遷については表-1に示したとおりで、町村合併を機に、それまで自然村-小学校区-行政村という構図であったものが、自然村-小学校区-前町村-新市町村という構図に変化する。

これまでの明治期および大正期・昭和戦前期の論考では予め時期区分を設定したうえで論を進め、最終的にその区分を再検討するという方法を用いていた。しかし、背景および目的で述べたように本稿の対象時期である昭和戦後期において存在する2つの大きなテーマが、時期区分を予め設定することにより分断される恐れがある。そこで、目的2)の町村合併に伴う学校林所有の移動については1953(昭和28)年以降に時期が限定されるためこれを3章で独立して扱い、目的1)の愛林日や学校植林に関する展開については敗戦から1975(昭和50)年までの期間において明らかにすることにした。期間を1975(昭和50)年までに設定したのは、学校植林に関する調査を除けば1938(昭和13)年より途切れていた学校林の全国的調査がこの年に国土緑推によって実施され、その結果が『学校林の手引き』²⁰⁾として出版されるからである。以降、この調査は5年置きに実施され、現在も続いていることから、1975年以降の30年間は現在に連続する時期として捉えるべきだと判断した。しかし、戦後60年間もの期間は1章で扱うには長すぎるため、GHQ/SCAPによる占領期と独立以降をまず分けることにした。したがって、1951(昭和26)年に区切りが生じるが、目的2)町村合併促進法が施行される1953(昭和28)年とこの区切りに近いので、時間的な流れをできるだけ損なわないようにするために占領期までを2章、独立以降を4章で扱い、そのあいだに町村合併に関する3章を挟み込むことにした。財産としての学校林に関する政策史はここまでで十分であるはずだが、現在の学校林は環境教育との関連において新しい展開をみせていることから、その実態を把握するため1975(昭和50)年前後から現在までの学校林施策を追うとともに長野県飯田市において展開した「学友林整備事業」を事例として紹介する。目的3)に相当するこの部分を5章に配置した。

なお、本稿における時期区分については6章の考察で検討する。

注・引用文献

- 1) 竹本太郎, 2004, 明治期における学校林の設置, 東京大学農学部演習林報告, 111, pp.109-177
- 2) 竹本太郎, 2005, 大正期・昭和戦前期における学校林の変容, 東京大学農学部演習林報告, 114, pp.43-114
- 3) 国土緑化推進委員会, 1965, 『国土緑化運動十五年』, 286pp., 国土緑化推進委員会, 1970, 『国土緑化20年の歩み』, 363pp., 国土緑化推進委員会, 1982, 『国土緑化三十年の歩み』, 439pp., 国土緑化推進機構, 2000, 『国土緑化運動五十年史』, 526pp. など。
- 4) 齋藤功, 1953, 『学校植林-その計画と管理』, 文教書院, 177pp., pp.49-54
- 5) 奥野信一, 2000, 第二次世界大戦後の第一次学校植林運動の特徴, 日本農業教育学会誌, 31(1), pp.9-19, p.16
- 6) 塩谷勉, 1959, 『部分林制度の史的研究-部分林より分収林への展開-』, 林野共済会, 654pp., pp.218-219
- 7) 塩谷, 1959 前掲書, pp.594-596
- 8) 若林敬子, 1999, 『学校統廃合の社会学的研究』, 御茶の水書房, 490pp., pp.309-352
- 9) 若林, 1999 前掲書, pp.336-337
- 10) 小沢洋一, 1993, 学校林の研究-雫石町の事例-, 林業経済研究, 123, pp.95-99
- 11) 渡辺敬司, 1958, 町村合併と公有林野, pp.165-235, pp.189-196(鳥恭彦編, 『町村合併と農村の変貌』, 有斐閣, 245pp.)。なお、この渡辺の研究については船場正富がその後の経過を「農村都市」の変貌という視点から追跡調査していることを付記しておく(船場正富, 1974, 『現代日本の地方財政』, 新評論, 260pp., pp.155-199)。また、町村合併前後における公有林地帯の部落組織の変容を明らかにした東敏雄は、渡辺が注目した旧村単位よりも更に末端の「区」においても小学校学校建築の負担金が大きな問題となっていたことを指摘している(東敏雄, 1980, 戦後・町村合併前における公有林地帯の部落組織-高度経済成長と公

- 有林地帯の山村経済(1) - , 茨城大学人文学部紀要 社会科学, 13, pp.37-72, 東敏雄, 1986, 高度経済成長期における公有林地帯の部落組織 - 高度経済成長と公有林地帯の山村経済(2) - , 茨城大学人文学部紀要 社会科学, 19, pp.45-72)。
- 12) 星野英一・五十部豊久, 1967, 入会権確認の訴は固有必要的共同訴訟である - 財産区の所有であることを原因とする訴訟においては部落民は当事者適格を有しない - 部落民全員ないし部落としての団体的占有にもとづいて部落民の民法上の共有権が時効取得されることはない - 入会地が「学区有」財産になったとされた事例, 法学協会雑誌, 84(11), pp.1574-1583
- 13) 川島武宜, 1983, 『川島武宜著作集 第8集』, 岩波書店, 340pp., 川島武宜・潮見俊隆・渡辺洋三, 1959, 『入会権の解体 I』, 岩波書店, 361pp., などを参照。
- 14) 「入会権の解体」という概念については, 川島らが入会林野の近代化を奨励したこともあって, 入会権の解体を奨励したと, 入会権の解体を既成事実化したとする見解があるようだが, それは大きな誤解である。彼らは, 用益物権として矮小化されていた入会権を土地所有権, 債権に拡張させることによって入会公権論に対抗し, そのうえで入会権を個別私権化(近代化)することを奨励したのである。参考までに川島の弁明を以下に示しておく。
 「私が『入会権の解体』という概念を構成したのは, 元来強度の共同体的(総手的)な規制のもとにおかれていた入会権が, 明治以降の種々の事情(ここには一々述べない)によって総手(gesamthand)的規制の程度の低い - すなわち, より「個人主義的」な - 権利の諸型態に転化してきたこと, したがって従来入会権についてなされた多くの説明は, そのような変化が生ずる以前の - いわば古典的利用型態にすぎないこと, そのような転化 - これを私は『入会権の解体』と呼ぶのであるが - はすでに徳川時代にも萌芽的に存在したが明治以降広汎に展開したこと, しかもそのような転化にもかかわらず入会集団の総手的な規制は一挙に消滅するわけではなく, 同時に入会集団の総手的規制は何らかの形で存続してゆくのを常とすること, またこのような入会権の型態の変化は, 入会集団そのものの総手的関係 = 構造 = 規制の解体に対応していることなど, 実態調査の結果明らかにし得たことがらを指し示すためであった。」(川島, 1983 前掲書, p.75)
- 15) 契約利用形態は, いわゆる「債権的入会権」(川島, 1983 前掲書, pp.77-78)を立証するために区分されたものであり, 直轄利用形態の一種とみなしてよいだろう。
- 16) 渡辺洋三, 1957, 「入会権の実態と性格」, pp.111-164, pp.120-121 (渡辺洋三, 1972, 『入会と法』, 東京大学出版会, 317pp. 所収)
- 17) 渡辺 1957 前掲書, pp.120-121
- 18) 直轄利用形態および学校林は, 入会私権論からは町村基本財産と同列視され, 評価されなかったが, 入会公権論からも, 町村基本財産と比較して利用目的が限定されるとしてとりたてて注目されなかったといえる。ただし, 明治後期における代表的な入会公権論者である川瀬善太郎(東京帝国大学林政学研究室・初代教授)は例外的で, 学校林に対してドイツ林学をもとにした独特の位置づけを与えていたことを付記しておく。川瀬は, 著書『公有林及共同林役(即入会関係)』において, 「町村林以外の公有林」を, 「部落有林」, 「府県郡有林及び公益団体林」, 「共同林」の3種に分けて説明しており, その分類によれば, 学校林は, 「府県郡有林及び公益団体林」のなかの「公益団体林」に含まれることになる。この「公益団体林」という分類は, ドイツにおける「Stiftungswaldungen」(川瀬善太郎, 1903, 『林政要論』, 有斐閣書房, 576pp., p.345)あるいは「Stiftungsforst」(島田錦蔵, 1961, 『林政学概要』, 地球出版, 272pp., p.57)を意味し, 川瀬はこれを以下のように説明している。
 「学校, 病院, 慈善院, 教会, 寺院, 神社等公益に関する団体にして森林を所有する場合少しとせず之等は元より町村有の者(ママ)と其の性質同一ならずと雖も是只だ其目的特定せると其範囲を異にせるとの差あるのみにして公益に資せんとするに至りては一箇私人の所有に属せる森林と決して同一様の者にあらず且つ之等の団体林に対しては国家は又町村林等に於けると等しく其管理経営上十分の監督を為すべきなり。」(川瀬善太郎, 1912, 『公有林及共同林役(即入会関係)』, 三浦書店, 354pp., pp.69-70)
 この説明によれば「公益団体林」とは, 特定の目的の「公益」に資するために町村とは異なる範囲にあるところの団体が所有する森林であり, 学校林はその代表的なものと考えられる。
- 19) 島恭彦はこの共同関係の変容について筆者とは異なる視点から次のように述べている。「かくして部落はもはや単に自然発生的な集落, あるいは『自然村』として停滞状態にあったのではない。また必ずしも地主制の足場として残存してきたのでもない。部落は大正期以降商業的農業の展開の軌道にのって, さまざまの矛盾と発展の方向をはらんでいたにもかかわらず, 戦時の農政, 供出行政の末端にひき入れられ, 国家権力によって発展の芽をつみとられ, 停滞させられてきた事実を認めなければならない。」(島恭彦, 1958, 町村合併と農村行政機構の展開, pp.3-38, p.32(島恭彦編, 『町村合併と農村の変貌』, 有斐閣, 245pp. 所収))。
- 20) (社)国土緑化推進委員会, 1975, 『学校林の手引き』, 65pp.

2. 国土復興に向けた「緑化」の定着（1945-）

2.1. はじめに

1945（昭和20）年8月15日に終戦を迎え、日本は連合国最高司令官総司令部（General Headquarters / Supreme Commander for the Allied Powers, 以下、GHQ/SCAP）の占領下におかれる。「非軍事化と民主化を軸とする占領政策は、勝者の敗者に対する強制としてスタート」するが、「日本自体のうちに双方の方針を歓迎する歴史的素地があったことに加えて、日本側の敗者のマナーとしての協力姿勢が、占領下の諸改革を、外力による強制というよりは、日米共同事業として行うことを可能にした」¹⁾、と五百旗頭真が述べているように、終戦から1951（昭和26）年の9月にサンフランシスコ対日講和条約により独立するまでの期間における政策をみるにあたってはGHQ/SCAPと日本国政府による「共同事業」的な性格に注意しなければならないはずである。

GHQ/SCAP 占領下における地方自治制度の変化について藤田武夫の研究に拠って概観すれば、戦前からの古い中央集権的機構を温存しながらも内務省が解体され、1947（昭和22）年5月の新憲法と地方自治法の施行により民主化と分権化が強力に推し進められた²⁾。その一方で、新しい制度の下で国政委任事務費という形態で膨張する地方経費が国庫補助金により支えられるという矛盾を、税制使節団長カール・シャウプは地方財政平衡交付金制度の導入によって改善しようと試みるが、中央集権的機構の改革に手を付けなかったため、きわめて不徹底に終わった³⁾。

このように地方自治制度が激動するなかで本稿に關係する政策では、まず教育分野において1947（昭和22）年4月から小学校6年間、中学校3年間を義務教育とする新学制が発足する。学制百年史によれば新制中学校をはじめとする校舎建築の費用捻出が当時の最大の問題であり、「22年度補正予算で7億円が中学校建築補助金として認められ、23年度予算には約50億円が計上された。しかるに、24年度の当初予算では、（ドッジラインによる、筆者加筆）超均衡予算政策のため、六・三制施設予算は全額削除されることとなった。このため、六・三制予算が当然継続されるものとの見込みで、待ったなしの増加生徒を収容するために、校舎建築費補助金を見返りに借金までして工事を計画し、実施していた市町村当局に大打撃を与え、全国170に上る市町村長の引責辞職やリコール問題にまで発展し、非常な混乱を引き起こし」ていた⁴⁾。さらに、シャウプ勧告の結果、1951（昭和26）年に義務教育費国家負担法が廃止され、いったんは民主化と分権化が進められた⁵⁾。

次に林野に関することでは、山林解放（第3次農地改革）の問題と造林政策の展開がある。前者については三井昭二によれば（第1次、第2次）農地改革とは異なり「山林解放の場合は、政策の歴史的な蓄積については個人に森林を解放するというものは皆無であり、むしろ民有林官行管理の方向性が追求されてきた。またGHQ/SCAPにおいても山林解放に関する方針は当初からなかった」⁶⁾とのことであるが、経済安定本部によって審議されていた山林解放に関する要綱案（5町歩以下を除く全民有林の国有管理案）が1947（昭和22）年の2月に『西日本新聞』と『林材新聞』によってスクープされたことから森林所有者のあいだに不安感が蔓延し、造林への投資意欲が低下する⁷⁾。さらに同年4月、改正選挙法の下で戦後初めて行われた第23回衆議院総選挙において社会党が第一党に躍進したことによりこの不安感は増幅した。一方、これに並行して後者の造林政策が展開する。ひとつは、戦時森林資源造成法を受け継ぐ形で1946（昭和21）年1月に施行された森林資源造成法による証券造林で、もうひとつは、GHQ/SCAPの指示により公

共事業として進められた補助造林であった⁸⁾。しかし思うようには造林が進まず、1947(昭和22)年度末における造林未済地は国有林25万町歩、民有林120万町歩(うち4万町歩は官行造林予定地)という膨大なもので、これを解消すべく1949(昭和24)年度からの5ヶ年で国有林694,697町歩、民有林1,689,178町歩、計2,383,875町歩を造林する「造林5ヶ年計画」がスタートし、1949(昭和24)年5月21日には国会において「拳国造林に関する決議」が出される⁹⁾。さらに1950(昭和25)年3月に造林臨時措置法が施行され、土地所有者が造林しない場合には都道府県知事が指定する第3者に土地所有者と分収契約を結ばせて造林させることを可能にした。これら一連の政策により造林意欲はようやく回復するのである。

このような時代背景のもとで愛林日と学校林はそれぞれの道を歩みだすことになる。

2.2. 愛林日の復活

国家総動員体制の下で愛国心を養成する機会として実施された愛林日や学校林造成は、その目的から考えれば、天皇制国家の支配手段であったとして批判され、中止、さらには廃止されてもまったく不思議ではなかった。しかし、実際には学校林も愛林日も形を変えるものの戦後も継続していくことになる。

まず戦後最初に起こった動きは1947(昭和22)年に愛林日が復活したことである。1934(昭和9)年に大日本山林会の提唱によって始まった愛林日は、戦時下の1945(昭和20)年に中断され、戦後の混乱で1946(昭和21)年も実施が見送られていた。

復活に関与した、当時の林野局林務部造林課長梶木治郎がその経緯について詳細な記述を残しているのが、以下、その内容にしたがう¹⁰⁾。まず、この時期の農林省はGHQ/SCAP天然資源局(Natural Resources Section)の所管下にあり、山林局は同局林業部(Forest Division)により指導されており、林業部長は最初にスウィングラー(S.Swingle), 1946(昭和21)年1月頃からヒッキー(F.Hickie)が勤め、次長は林学出身者であるドナルドソン中佐が勤めていた。林業部には経済課、資源課、造林課の3課があり、梶木と関係のあった造林課ではデヴィス(Devies)大尉が課長を勤め、その配下にギルバート(R.Gillvert)中尉がいたが、この二人は職業軍人であったために林業技術者であるハイブク(Haibuch)が後に同課に加わっている。1946(昭和21)年12月18日から6泊7日で国内各地を視察するドナルドソン、デヴィス、ギルバートに同行していた梶木は「たまたま『山林所有5町歩制限』説等のため造林意欲低下の問題から愛林日の話が出て、(私は)『日本には昭和9年から大日本山林会の主唱によって全国的規模において毎年4月に植樹祭を行ってきたが戦争のために18年度で中止した。』ということの説明すると、ドナルドソン中佐は『米国のアーバーデーは80年来の古い歴史がある。』と自慢し、そして日本でも今日こそ愛林日を復活すべき時ではないか。』と強く賛意を表した」と復活のきっかけについて述べている。

このように山林解放への不安から生じる造林意欲低下をきっかけにしてGHQ/SCAPの賛同を取り付けたものの、当の大日本山林会は財政困難な状況にあった。そのため、同会に新たに5団体を加えた「森林愛護連盟」が翌1947(昭和22)年3月24日に結成され、愛林日の復活はこれに託されることになる。当時の『山林』の記事には以下のように記されている。

「多年本会の事業として毎年4月3, 4, 5の3日間を期し、華々しく行はれた『愛林日』の行事は戦時中以来各種の支障の為に中止の已むなきに至つて居たが今春(1947年4月、筆者加筆)、山林局当局の胆入りにて少しく形を変えて、本会並びに興林会、日本林業会、日本治山

治水協会、帝国森林会、林友会の6団体を正会員とする森林愛護連盟を結成、将来に亘り『愛林日』行事を実施することとなり、会長として参議院議員徳川宗敬が選任された¹¹⁾

この森林愛護連盟とは、「林業関係各団体は戦争以来忘れられたかの感がある森林愛護精神の覚醒を図る為林野緑化運動を展開して国民の森林愛護思想の普及昂揚に努めるべく」¹²⁾結成された団体で、「緑化」運動による新たな森林愛護という、これまでほとんど目にする事のなかった目的を掲げた。のち1950(昭和25)年にこの森林愛護連盟を前身として国土緑推が結成され、その後の国土緑化の推進を担っていくことになる。したがって、戦後日本における「緑化」運動の発端はここにあるとってよいだろう。

ただ、このとき「緑化」という語が用いられた経緯については当時の発言を整理しておく必要がある。森林愛護連盟の会長、国土緑推の理事長を務めた徳川宗敬は「緑化という言葉は、戦前の辞書には見当たらず、戦後編纂された新語辞典には名詞の一つとして掲げられている。こういう点から考えると、20年来つづけてきた国土緑化推進委員会が、この新語を造ったかとも思われる」¹³⁾と述べている。一方、国土緑推の命名に関する発言の中で手束平三郎は「設立準備委員会の間で討議された結果『緑化』命名となったのであるが、その委員に加わっていた大日本山林会長菌部一郎博士は戦前の論説で、時々『緑化』を用いていた。しかしながらおおよそ林業的な意味の植樹と環境的な意味の植樹を区別して、後者を意味するものとしていた」¹⁴⁾、と戦前から「緑化」が「環境的な意味の植樹」の意味で(菌部一郎によって)用いられていたことを指摘している。しかしながら、すでに拙稿で述べたように1934(昭和9)年の「満州国」において帝制を記念した「帝制記念全国緑化運動」に「緑化」という語が用いられていたのである¹⁵⁾、これについて徳川や手束の発言のなかで一切触れられていないのである。間違いを恐れずに述べるならば、使い古された「愛林」や「記念植樹」から戦争色を払拭した新しい語として「緑化」が採用されたのであるが、それが戦前に「満州国」で用いられていたのでは都合が悪いので、その部分については意図的に忘却しようと決められたのではないだろうか。なぜなら徳川をはじめとして戦後の緑化運動の中心的な役割を担った人々は戦前の愛林日などにも深くかかわっていたからである。そのなかには、「戦後における国土緑化運動において徳川宗敬氏と共に活躍するが、いみじくも戦前期における愛林運動の統一的発足時において、後援者たる農林省の直接の責任者の役目を果たした」¹⁶⁾、1934(昭和9)年の愛林日誕生の親ともいべき村上竜太郎(山林局長在職:1933-1938)もあり、その周辺において満州の緑化運動が情報として共有されていなかったと考えるのは非常に難しいだろう。

しかし、戦争色を払拭した「緑化」イメージによる運動が本格化するのには、森林愛護連盟という名称がわずか数年で捨て去られて国土緑推という名称に刷新される1950(昭和25)年以降で、戦後しばらくはむしろ皇太子や天皇による植樹が強調されていたことに特徴があると思われる。

戦前からの通算で12回目にあたる1947(昭和22)年の愛林日の詳細をみると、4月4日に東京都南多摩郡横山村(現在の八王子市高尾)の林業試験場浅川支場¹⁷⁾において実施され、皇太子(現在の天皇、明人)が学生服を着たまま「鋤を採り、土を掘り」、ヒノキを植樹している¹⁸⁾。GHQ/SCAPからはヒッキー林業部長以下、部員約10名が夫人同伴で参加しており、天皇関連の行事としての愛林日が、梶木が述べたようにGHQ/SCAPの奨励の下で再開されたことがわかる。当時、皇太子は学習院中等科に在籍していて、愛林日には学友10名および学習院教諭他2名と一緒に野外見学の 일환として非公式に参加することになったが、GHQ/SCAPや約120名の参加者との接触を避けるためにわざわざ時間をずらして植樹させるという配慮がとられた¹⁹⁾。

この成功によって森林愛護連盟は翌 1948 (昭和 23) 年の愛林日にむけて「戦前では考えも及ばぬ野望」²⁰⁾である天皇による植樹を企画することになる。梶木の回想によれば、林野局 (1947 年 4 月に発足) から梶木本人、連盟から和田敏政局長が宮内庁に出頭し、「緑化精神の作興の上から皇室のご稜威を仰ぎたく、本年 4 月 4 日の植樹祭には非公式であったが皇太子殿下のお植樹をお願いした次第であります。ついては来年 4 月の植樹祭には全国的規模に拡大したい考えでありますので恐れ多いが天皇陛下のご親臨をお願い申し上げたい」と申し入れ、その結果、天皇皇后による植樹という「野望」が達成されることになったのである。

その戦後 2 回目 (通算 13 回目) の愛林日は 4 月 4 日に東京都青梅町 (現在の青梅市) の永山公園で行われ、はじめて参加した天皇皇后が鋤でヒノキを植樹した。GHQ/SCAP からはスケネク天然資源局長、ドナルドソン林業部長、同部員、第 8 軍係員とその家族 20 数名が参加している。その様子を梶木は以下のように振り返っている²¹⁾。

「近郷から集まった 3 万余の群集が一斉に天皇陛下万歳を連呼したが、天皇陛下は帽子をふりながらこれに応えられた。(中略) 会場入り口に並んだ林業功労者には『植林には困難が多いだろうネ』『大切な事だからこれからも造林を続けてネ』とお労わりと激励のお言葉をかけられた。また並列した進駐軍の名簿提出者には一人々々に握手を賜ったが皇后陛下は子供連れの夫人に子供の頭を撫でて、談笑をされるなどなごやかなちよとした国際的な雰囲気もあった。」前年の 5 月に施行された新憲法の下で「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」(第 1 条) になったとはいえ戦前までは絶対的な存在であった天皇が地方にその足を運びその手で木を植えるという行為はまだ多くの日本人にとって驚愕すべきことであったに違いない。GHQ/SCAP や梶木ら官僚は人々のそのような反応を予測して天皇という存在を国土復興のために巧みに利用し、成功したといえる。こうして愛林日は、象徴天皇制下で国民が一致団結して国土復興へ歩みだす象徴的な行事として復活したのである。

2.3. 大日本山林会による学校林設置の提唱

1948 (昭和 23) 年、大日本山林会 (当時の会長は藺部一郎) は「挙国造林を要する時、殊に六・三・三の学制の記念として、此の際小・中・高等の各学校は適地を選定して学校林を設置することを提唱する」²²⁾、と「学校林設置の提唱」を『山林』誌上に発表する。この記事は、署名が入っていないのであくまで推測ではあるが、戦前に藺部一郎によって書かれた「我国に於ける愛林日運動の秘史 - 牧野伸頭伯の植栽日創始 植栽は日本の国民的建設心の象徴なり -」²³⁾ という論考に内容が似ていることから会長藺部自身によるものだと思われる。これが戦後はじめての学校林関係の動きである。この提唱は箇条書きで以下のように続く。

「○政府は 5 箇年計画によって、民有林 193 万町歩、国有林 87 万町歩の裸地に造林せんとして居る。学校林の提唱はこれに呼応するものである。

○児童及び学徒に愛林思想を植えつけることは国土緑化の基調である。又学校林は将来において学校財政の基礎になる。

○本会は創立以来約 70 年、夙に林業・林学会の木鐸を以て自任し、殊に昭和 9 年以来『愛林日』を主催して植樹を宣伝し来つたが、更に一步を進めて茲に学校林の設置を提唱する。

○造林樹種は、スギ・マツ・ヒノキ・サハラ・クリ・クルミ・クヌギ・ミツマタ・ウルシ・ハゼ・タケ等適地適木主義を採用する。

○造林地は公有林野の使用、寄附・買入・借入・部分林設定などの適宜の方策を考究すれば獲

得可能と信ずる。」

まず、政府による「5箇年計画」に呼応して学校林設置を促進することが述べられる。この「5箇年計画」とは戦後すぐに「強行造林5ヶ年計画」として打ち出されたもので、先に示した1949（昭和24）年度からの「造林5ヶ年計画」とは異なる。すなわち大日本山林会は遅々として進んでいなかった造林政策への解決策として林野庁による「造林5ヶ年計画」に先行して学校林設置を提唱しているのである。次に、森林愛護連盟による愛林日復活のときと同様に「緑化」の目的がうたわれ、大日本山林会が戦前の愛林日を主催していたことが改めて述べられている。また、植栽樹種や土地取得方法について「適地適木主義」、「公有林野の使用」が具体的に示されている。

記事にはこの箇条書きのあとに詳しい説明が続く、そこには「山に樹を植ゑることは、何を措いても、目下喫緊の復興要務であります。其の為、一面に於て、植樹の宣伝として『愛林日』即『アーボア・デー』の催しは、民主政治下に於ける林業政策として、最も適當であると共に、他の一面、学校林の設置を普及し、学生・生徒をして植樹せしめることは、取りも直さず、将来の国民の頭脳の中に樹を植ゑる所以であります」、などとも書かれている。これを要するに、「愛林日」と「学校林」によって「喫緊の復興要務」である「緑化」に取り組みたいということになろう。そして、ノースロップやモルトンの業績を紹介することにより「『愛林日』と『学校林』の二つは、我国が米国に倣つたもの」であるとし、GHQ/SCAPの機嫌を損ねずに同意を取り付けようとしたのである。

戦争と結びついた面を後方へ追いやり、「緑化」の面を前面に押し出すことにより愛林日や学校林は戦後も生き残ることができた。けれども、学校林は天皇とのつながりが非常に薄くなったという点で、天皇行事として復活した愛林日と大きく異なるため、両者は「緑化」を目的とするものの以降は互いに独立して実施されることになる。

2.4. 第1次学校植林の開始

大日本山林会の提唱を受けて林野局と文部省が動き出し、1948（昭和23）年末に各省次官会議で学校林設置問題が取り上げられ²⁴⁾、同年1月22日に文部農林両次官より通達「学校植林運動の実施について」が発せられることになる。その内容は以下の通りである。

「学校植林運動の実施について

昭和24, 1, 22付 発体14号 文部農林両次官通達

現下極度に荒廃しているわが国の林地に、国民的規模において急速に植林を実施することは、山林資源擁護上きわめて重要である。この運動の一環としての学校植林は、山林資源愛護思想の普及、公共福祉に対する寄与等、林政上並びに教育上きわめて重要な意義を有するのみでなく、学校経営上経済的に寄与することが出来るものであるから、別紙要項にもとづき、貴管下の実情に即した適切な計画の樹立について格段のご配慮を煩わしたい。

尚本要項は原則として新制高等学校並びに新制中学校を対象とするが、小学校でとくに参加を希望するものについては、おおむねこの要項に従って取り扱われたい。追って細部については別に通知する。

学校植林運動要項

1. 趣旨

わが国の山林は極度に荒廃し、水害は相次いで起こり、木材薪炭の欠乏、灌がい、および電力水源の枯渇を目前にして、急速な植林の実施が要請されているが、本事業に国民自身の問題

として、全国民の自発的協力をまたなければその達成を期待できないであろう。さらに植林が所期の効果を上げるためには長年月を要し、世代から世代へと育成がつけられなければならない。従って青少年の本事業に対する役割は重いが、特に学校を中心とし、教育の一環として、本事業に対する青少年の積極的な協力とこれによる一般の造林意識の高揚とを期待したい。

2. 目的

1) 学校は天然資源を擁護保存し、公共福祉に貢献する目的をもって、都道府県林務部課ならびに地区営林局署のあつ旋にもとづいた土地に植林する。

2) 昭和24年度から昭和28年度に至る5ヶ年間に於いて、新制高等学校新制中学校を対象として、年平均全国1万町歩を目標に一般植林計画の一翼として学校植林を実施する。

3. 実施計画

1) 方針

学校は都道府県林務部課、地区営林局署の指導に従い、土地所有者との契約にもとづいて、植栽および管理を行い、その収益を土地所有者と配分するようにする。

2) 方法

イ 文部省ならびに農林省は都道府県教育委員会ならびに都道府県に対し、本運動の趣旨による学校植林計画の樹立を依頼する。

ロ 都道府県教育委員会、都道府県および営林局署は、協力の上学校植林の実施につき積極的に努力する。

ハ 都道府県教育委員会および都道府県庁は所管の新制高等学校、新制中学校に対し、植林の希望と適地の有無とを紹介しこれを取りまとめる。

ニ 都道府県はこれらを取りまとめた結果により造林地のあつ旋を行う。

3) 対象学校

参加を希望する新制高等学校、新制中学校（おおむね5,000校）

4) 造林地の選定

都道府県庁林務部課ならびに地区営林局署が、学校植林実施として経営することを適当と認める林地。

5) 実施時期

昭和24年度から昭和28年度に至る5ヶ年で、毎年春の適期を目標に実施する。

6) 造林面積

1校については、5ヶ年間に経営する面積を左の限度内とする。

新制高等学校 生徒100人につき 3町歩 新制中学校 生徒100人につき 2町歩

7) 造林経営

イ 国および都道府県は、造林経費を補助する。

ロ 学校植林に対する国の補助率は、林業振興補助規則によるが、都道府県負担分については、右規則にかかわらず可能な限り増額を考慮されたい。

ハ 補助の手続きは都道府県補助規定にもとづく。

8) 契約

イ 国または地方公共団体は、所管する国立または公立学校のために土地所有者と部分林契約を行う。

ロ 私立学校については、市有地に限り学校財団が土地所有者と部分林契約を行う。

ハ 部分林契約には、契約期間収益の分取率、その他施業に関し必要な事項を規定する。

ニ 期間の決定は、地方の慣習制度および立地条件を考慮する。

ホ 収益の分取率は、契約者相互の協議で決定する。(ただし国有林の場合は国2、学校8の割合とする。)

9) 収益の処分

イ 収益の処分(間伐収入を含む)は、その樹木の売払代金をもつてこれを行う。

ロ 当該収益は、学校経営費にあてられるようにする。

10) 森林の管理経営

イ 造林およびその後の経営管理については、学校長の責任において教職員および生徒が協力してこれにあたる。

ロ 都道府県、林務部課、営林局署、森林組合の技術者は、随時学校を巡回して技術上の指導を行う。

11) 作業

イ 学校作業の一環として指導する。

ロ 作業に対しては加配米の支給を考慮する。

12) 苗木

苗木については実施地にもつとも適した樹種を採用し、国および都道府県において優先的にこれをあつ旋する。

13) 組織

本運動を推進するため、適宜の組織を中央地方に設置する。

14) 指導ならびに普及

イ 本運動に関する指導啓蒙ならびに普及宣伝をはかるため、左の事業を行うようにつとめる。

ロ 指導の手引き、ポスターの配布、参考映画の巡回映写、幻灯、紙芝居、ラジオの利用。

ハ 標語、歌曲の懸賞募集」²⁵⁾

この通達により第1次学校植林5ヶ年計画がはじまることになる。この時点での対象校は新制高等学校、新制中学校あわせて約5,000校あった。また造林面積については高等学校で生徒100人につき3町歩、中学校で生徒100人につき2町歩を限度内とすることが規定されている。土地の契約については部分林契約で行うこととしており、国有林については国2：学校8の分取率も示されている。しかし、この通達は不備不足が多かったようで日を待たずに追加の通達が出されることになる。

まず「新制高等学校新制中学校」対象であったものが小学校へと拡大していくことになる。最初の通達からわずか4日後に出された文部省体育・学校教育両局および農林省林野局長官通達「学校植林運動について」において小学校での実施が規定される。

「1 小学校1校当たり5ヶ年間に実施する面積は、生徒100人(参加生徒)につき1町歩を限度とする。

2 参加学年は5学年以上とする。

3 造林地の選定ならびに作業計画樹立に当つては、児童の心身発育及び健康状態から見て、無理にならないよう特に注意する。」²⁶⁾

さらに、1月22日に発せられた通達において「追って細部については別に通知する」と予告されたものが、「学校植林運動実施要領」として2月2日に文部省体育局長通達で出される。第1次

学校植林計画の決定版といえるこの内容は以下の通りである。

「1.対象学校

- 1) 教育上ならびに林業経営の面から生徒が卒業後も大部分郷土に残る新制高等学校、新制中学校、小学校を対象とする。
- 2) 小学校における直接の植林作業は5学年以上の児童が当たるものとし、その他の児童は授業を通じて国土保全及び植林の重要性を認識させる。
- 3) 旧制大学、旧制専門学校新制大学の学生ならびに都市における学校の植林運動については別に計画中である。

2.造林地の選定

- 1) 学校からの距離地形などの立地条件を十分考慮して林業経営上はもちろん教育上適当な土地を選定する。
- 2) 造林予定地としては運動の趣旨からいつて国有地公有地が望ましいが右の条件に適合する私有地もこれに含めて実施することとした。
- 3) 造林地のあつ旋については都道府県林務部課ならびに地区営林局署が協同することになっているが、各学校はあらかじめ希望地を予備的に土地所有者と折衝して適地を選定しておくことが望ましい。
- 4) 私立学校の造林については一応私有地と限定したがこれは国有地公有地の使用について、法的に疑義があり、関係方面と折衝中のため明確になり次第この点について改めて連絡する。

3.造林面積

- 1) 先の通達で最高限度を示したのは本計画実施に当たってあまりに多くの授業時間を消費しないためと生徒児童の作業が過重になることをさけるためである。
- 2) 各学校はこの限度を考慮して適宜計画を立てることが望ましい。

4.造林経費

- 1) 学校植林に対する国の補助率は林業振興補助規則により造林所要経費の4割である。
- 2) 都道府県は現行補助規則に拠れば最低造林所要経費の1割を負担することとなっているが、可能な限り増額の考慮方を依頼してある。
- 3) 補助金交付上の標準となる1町歩当りの造林所要経費は平均18,300円と見積もられているが、都道府県教育委員会は都道府県林部課と協力の上現在の経済事情にかんがみて学校が無理なく本計画に参加できるようにその補助方法を考慮されたいこと。

5.契約

- 1) 部分林契約とは一般人が国有林野法により国有林野に造林し、その収益を国と造林者が分収する契約である。部分林造林者は部分林ならびに土地について種々な権利を持つと共に部分林の造林保護管理の義務を負っている。(詳細については国有林野法、国有林部分林規則を参照のこと)
- 2) 法律上部分林契約は国有林に限るが公有、民有地についても契約によって国有林の部分林契約を準用した。
- 3) 国立ならびに公立の学校にあつては学校長が直接契約の当事者になれないので学校設置者(都道府県知事ならびに市町村長)が当該所管学校のために土地所有者と部分林契約を行うこととした。しかし国立学校の場合は一般民法の契約と同様学校長の代行を認める。
- 4) 教育委員会ならびに地方公共団体はその分収収益が当該学校所要経費に該当されるよう適

宜の処置を講ぜられたい。

5) 契約の様式

イ 国有林にあつては国有林野法による契約様式による。

ロ 土地所有者と造林者が同一人でない場合。(例えば県有地に市町村立の新制中学校が学校植林をする場合)

ハ 土地所有者と学校設置者が同一人の場合。(例えば村有地に同村立の新制中学校が造林する場合) 学校と学校設置者間に何らかの協定事項を交換しておくこと、また学校設置者は学校植林の分収収益を当該学校の必要経費のためにのみ使用する旨の承認を地方議会で得ておくことが望ましい。

6. 作業

1) 全校行事として全生徒が各々適宜の分担を持って参加できるよう教職員ならびに生徒が協力して十分案をねつておく、ただし作業が過重にならないよう十分注意すること。

2) 原則として植栽及び管理の作業について一人あたり年3日以上 of 授業日をあてないこと、ただし害虫防除のような事柄の起つた場合、もしくは林業科の実習を行う場合はこの限りでない。」²⁷⁾

このように詳細にわたって学校植林の実施方法が示され、さらにはここでは省略したが「学校部分林契約書」の案も添付された。先にも述べたが、戦後の学校植林はこれまでのように町村有地や部落有地に植栽することで学校林を設置する(あるいは国有林野を学校林として町村に払い下げる)方法ではなく、部分林契約による設置を主にしたのである。そのため「5. 契約の様式」にあるように契約の方法、様式が詳細に示されることになった。

この実施要領により漸く計画の全貌が示され、毎年約1万haの造林を目指す第1次5ヶ年計画が展開していくことになるが、これが出されるに至った背景を単に大日本山林会の提唱に帰すのではなく、もう少し詳しくみていく必要があるだろう。まず新学制の実施が学校林を要求したことを指摘したい。これについて、1954(昭和29)年に林野庁造林課長を務めていた齋藤が対談の中で次のように述べている。

「御存じの通り、学制改革によつて義務教育は9年に延長され、町村では自前で新制中学を建設しなければならなくなつたわけです。この時に威力を発揮したのが学校林でした。他の町村で費用の調達に四苦八苦しているのを尻目にかけて、悠々と立派な校舎を建設し、設備をととのえることができました。この実例を眼のあたりに見て、今まで学校造林に関心をもたなかつた町村や学校でも、その必要性を痛感したわけで。又学校林をもつておつて、幸に新校舎を造り得たところでは、祖父母や父母の昔の苦勞が実を結んで自分たちも良い設備をもつことができたのだから、自分たちも当然子孫の為の努力をしなければならないという自覚が生れ、伐つた跡だけでなく、もつともつと造林をして、よい林を作ろうという気持ちが盛んになりました。」²⁸⁾

要するに、新制中学校建築の際に既存の学校林が役に立ったことが学校林新規設置を強く促したということである。そうであるならば、荒廢した国土の復興もさることながら、学校基本財産の造成が大きく関わっていたといえる。少なくとも地域社会にとってはそうであつたろう。また戦前に植栽した学校林の恩恵を受けたことによって町村や学校がその価値を再認識している点はとても興味深い。たしかに日露戦争期に学校林に植栽された木は約45年生に育っているはずであつて、まさに「悠々と」校舎を建築できたのである。このような経験が学校林設置の必要性

を地域社会に強く印象づけたに違いない。また同時に、1947（昭和24）年のドッジライン超均衡予算およびシャープ勧告により教育財政事情が厳しくなることを予見できた行政にとっても学校林は魅力的な存在として映ったはずである。実際に発せられた通達をみても、それまで学校林設置の中心であった小学校ではなく「新制高等学校新制中学校」がまず対象にされたことはそのあらわれといえる。一方、「地方自治法が制定せられ、同時に町村制が廃止になつて、市町村有財産の処分は関係議会の議決を以て市町村長が自由に行なうことができるようになった。この監督権の空白時代に、六・三制による学校の整備拡充のための臨時支出等の財源として」町村有林野が処分された²⁹⁾、とする見解もある。いずれにしても敗戦直後の最大の教育問題であった新制中学の校舎建築費用捻出が学校林に寄せた期待は決して小さなものではなかったといえるだろう。

次に指摘したいことは、愛林日同様に学校林をGHQ/SCAPが推奨していたという点である。たとえば、「植林に力を注げ」という1948（昭和23）年2月17日付の毎日、東京タイムズ新聞記事にドナルドソン（天然資源局林業課長）が植林の重要性を談話として発表しており、そのなかに「日本でも植林日を設けて全学童が植林に参加するようにすべきだ」³⁰⁾との下りがあり、学校植林が始まる以前から児童・生徒に植林させることをGHQ/SCAPが奨励していたことがわかる。また、当時のGHQ/SCAP民間情報教育局（Civil Information and Education Section）にいたアイヴァン・ネルソンはとりわけ熱心であったようで、学校植林を学校カリキュラムの一環として位置づけたことも³¹⁾、1950（昭和25）年から「全日本学校植林コンクール」を読売新聞社からの協賛を取り付けて実施したこと³²⁾も同氏の提案であった。このように天然資源局だけでなく民間情報教育局のメンバーからも学校植林は積極的に支持されていたのである。

2.5. 第1次学校植林の実態

2.5.1. 造林実績

一連の通達のあとすぐに「学校植林運動基礎調査」が実施され、小中高の総数34,981校のうち7,169校（21.3%）が「植林希望」で、そのうち小学校2,807校、中学校2,589校、高校420校は「植林希望地を有する」学校で、さらにそのうち小学校978、中学校1,130校、高校159はすでに植林地を「決定」していること、また、「希望地面積」および「決定した面積」についても都道府県別に明らかにされている³³⁾。また林野局の提唱により1949（昭和24）年2～3月に林務・教育関係者合同による学校植林運動推進地区別協議会が各地区で開催され、同年7～12月に文部省主催による同年度中等教育研究集会において学校植林部会が開かれ³⁴⁾、初年度の経験を踏まえた学校植林の具体的かつ実践的方法が地方関係者の間に広められた。

第1次学校植林の造林実績は表-2に示したとおりで、1949（昭和24）年度から1953（昭和28）年度までの5ヶ年でのべ26,195校が計46,448ha造林を達成し、参加生徒の延べ人数も5,000を超えた。毎年1万町歩の計5万町歩の達成を目指していたのでわずかに足りない数値だが、ほぼ目的を達成したといえるだろう。

2.5.2. 市町村条例などの事例

通達によって示された実施要領にしたがって市町村は学校林に関する条例を整備することに

表-2 第1次五ヶ年計画の実績推移
Table 2. Transition of The First Five-year School Afforestation.

年度	造林面積 (ha)	実施学校数 (校)	参加生徒数 (千人)
1949(昭和24)	7,064	4,172	686
1950(昭和25)	10,102	5,378	1,284
1951(昭和26)	10,309	5,184	1,098
1952(昭和27)	9,757	5,864	1,083
1953(昭和28)	9,216	5,597	990
計	46,448	26,195	5,141

注：造林面積、実施学校数は国土緑推、1975、『学校林の手引き』、p.3、
参加生徒数は国土緑推、1965、『国土緑化運動十五年』、p.167より

なる。その後の町村合併のために当時の条例の多くが廃止されているが、長野県喬木村の学校林条例は現在まで残されている。同村では「設置管理条例」および「設置管理条例細則」を設け、前者では設置および管理の概要を、後者では管理の詳細を示している³⁵⁾。まず「設置管理条例」をみていく。

「喬木村学校林設置管理条例(昭和25年3月31日条例第2号、改正昭和49年3月23日条例第8号)
第1条 本村学校林は、村有林野の一部を区画してこれにあて、村費及び児童生徒の勤労作業並びに県の補助金をもって経営し、次の目的を達成するものとする。

- (1) 治山愛林思想の培養普及を期すること。
- (2) 天然の霊美に接触して高邁なる気象を涵養するに資すること。
- (3) 労働並びに共同作業の慣習養成に資すること。
- (4) 児童生徒の修学記念とすること。
- (5) 学校基本財産の造成を期すること。

第2条 本村学校林の箇所、面積は、次のとおりとする。

- | | | |
|-------------|---------|-----------------|
| (1) 喬木中学校 | 喬木村字鞍馬 | 52,958平方メートル |
| (2) 喬木第一小学校 | 喬木村字鞍馬 | 30,075平方メートル |
| | 字唐沢 | 1,314平方メートル(実測) |
| (3) 喬木第二小学校 | 喬木村字南河原 | 24,204平方メートル |
| | 字南河原 | 39,646平方メートル |
| | 実測面積合計 | 149,097平方メートル |

第3条 本学校林の経営は、専ら学校長がその任に当たるものとする。学校林の管理者たる村長は、その経営に関して学校長の協議を受けこれが連絡協調を保ちて管理に当たるものとする。

第4条 造林伐採その他学校林の作業は、知事の認可を経た施業案の定める所によって行わねばならない。

第5条 本学校林は、学校基本財産としてその収益は、学校に関する経費に充当するものとする。

第6条 本学校に学校林沿革誌を備え学校林の箇所面積、学校林に関する条例及び規則等を記載し爾後年々行事を追記して永久に保管せねばならない。

第7条 本学校林の管理経営方法に関しては、村会の議決を経て別に細則を定める。

附則

本条例は、公布の日からこれを施行する。

附則（昭和49年3月23日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。」

この条例ではまず村有林野に学校林を設置することが示され、次に設置目的が掲げられている。目的は5つあり、「治山愛林思想の培養普及」が筆頭に示され、「学校基本財産の造成」は最後に位置づけられている。中学校に1ヶ所、2つの小学校にそれぞれ2ヶ所の計5ヶ所の学校林が示されている。次に「設置管理条例細則」をみる。

「喬木村学校林の設置管理条例細則（昭和25年3月31日規則第1号）

第1条 本村学校林の管理経営の方法は、本細則の定めるところによる。

第2条 本村学校の児童及び生徒は、苗木植付、下刈り及び蔓切、除伐、枝打及び間伐等の作業に従事するものとする。

2 苗木植付、下刈り、除伐枝打の一部補助及び地拵作業のためには、随時人夫を使用することができる。

第3条 地拵は、植付の前年秋季において行い全区域一様に雑草荆棘等を刈払うを普通とするも寒気及び乾燥を避けるため条状、又は2、3尺4方の塊状に施業するも可なりとする。

第4条 植付の期日は、4月10日前後とする。

第5条 植穴掘りと苗木植付との時間の間隔をでき得る限り少くし植穴の乾燥を避けねばならない。

2 苗木は、呎又は菰切れ等を用いて根本の乾燥を防がねばならない。

第6条 植付の箇所には、植付年月日、学年、学級名及び姓名を記載した標識を建て必要に応じてこれを更新するものとする。

第7条 下刈りは、7月15日前後に行い、刈草は苗木の間に置いて肥料とする。

第8条 下刈りは、植栽木の乾燥の害又は寒気の害に罹らないよう実況に応じて適宜条刈坪刈等によってもよい。

第9条 蔓切、倒木の引起し、除伐、枝打、間伐等の手入は、常に怠らぬようにせねばならない。

第10条 伐木に当たり木寄せ小出し等における地上滑走は極力これを避け、やむを得ずしてこれによったときはその事業終了の直後に土止めの手段を講ぜねばならない。

第11条 地拵植付手入保護等の各作業を行うに当たっては、学校林設置の目的等に関する講話をなしたる後作業に着手するものとする。

第12条 毎年1回秋季において学校長及び担当先生は、植付をした児童生徒を引率し学校林の成績を踏査せねばならない。

第13条 学校長及び担当先生は、定期踏査のほか、随時学校林を視察して保護経営に努むるものとする。

附則

本細則は、公布の日からこれを施行する。」

児童および生徒が実施する地拵、植え付け、下刈り、蔓切、除伐、枝打、間伐などの作業について方法が詳細に示されている。喬木村の条例・細則は他の町村のものと比較するとかなり詳細に規定されているといえるが、少なくとも同村では学校植林を一過性の植林運動としてではなく財産管理を伴う植林事業として捉えていたといえるだろう。

表-3 二戸管内の町村別学校林数
Table 3. Numbers of School Forests in Ninohe, Iwate.

町村名	小学校	中学校
福岡町	3	2
一戸町	0	1
浄法寺町	1	0
金田一村	4	1
浪打村	1	0
鳥海村	6	2
小鳥谷村	3	2
姉帯村	0	0
荒沢村	1	1
田山村	1	0
九戸村	5	2
	25	11

出典：二戸教育事務所, 1956, 『二宮尊徳先生百年祭記念 学校林設置奨励の葉 1956』, 岩手県教育委員会・岩手県国土緑化委員会, 40pp., p.3 より作成

2.5.3. 事例：岩手県二戸管内

岩手県二戸管内における学校植林の展開を当時の資料『二宮尊徳先生百年祭記念 学校林設置奨励の葉 1956』から伺い知ることができる³⁶⁾。1955（昭和30）年9月の段階において二戸管内11町村には表-3のように小学校に25、中学校に11の学校林が設置されていた。学校林の総面積は小学校が74町4反6畝（1校平均1町6反8畝）、中学校が68町6反2畝（1校平均2町9反8畝）となり、樹種はカラマツ、スギ、マツが中心で、カラマツがもっとも多かった。また、管内の学校ごとに30年後の校舎建築に必要な材積が計算され、それに見合う学校林面積を造成することが期待されている。

さらに、表-4で示したように二戸管内において設置された学校林の契約状況が詳細な項目により示されている。もっとも多い契約は「土地は町村有で学校が管理し学校のために使用することを当時の村長と口頭約束のもの」（小学校13、中学校4）で、次に多いものが「土地は部落有で学校が管理し学校のために使用することを口頭約束しているもの」（小学校6）である。これらのなかには戦前に設置されたものも含まれていると思われるが、学校林設置の契約の多くは依然として「口頭約束」であったのである。また、国有林野部分林による設置はわずかに3件で、むしろ部落有地や個人有地における設置件数が多いことから、自然村や地域の有力者と学校林との関係が強く残っていることが伺える。

2.6. 愛林日から植樹祭へ

復活後の愛林日の展開をみれば、1949（昭和24）年に箱根仙石原で実施された戦後3回目（通算14回目）の愛林日では参加者が5,000人に拡大し、1950（昭和25）年に森林愛護連盟を前身にして国土緑化推進委員会が発足すると³⁷⁾、名称が「愛林日」から「植樹行事並びに国土緑化大会」に変えられ、イメージは「愛林」から「緑化」へと転換される。しかしその一方で学校林と

表-4 岩手県二戸管内における学校林の契約状況
Table 4. Contracts of School Forests in Ninohe, Iwate.

契約内容	小学校	中学校
国有林野部分林規則, 国有林野法施行規則による部分林	3	0
土地は町村有で学校で管理し学校の為に使用することを議会で承認を得ているもの	1	1
土地は町村有で学校で管理し学校の為に使用することを当時の村長と口頭約束のもの	13	4
土地は町村有で学校で管理しているが学校のために使用することを約束していないもの	0	2
土地は部落有で学校が管理し学校のために使用することを口頭約束しているもの	6	0
土地は部落有で学校が管理しているが学校のために使用することを約束していないもの	1	2
土地は個人所有で貸借契約し学校林として設置しているもの	4	1
土地は個人所有で口頭で貸借契約し学校林として設置しているもの	2	0
土地は個人所有で貸借関係がはっきりしないが学校が管理している	0	1
計	30	11

出典：二戸教育事務所, 1956, 『二宮尊徳先生百年祭記念 学校林設置奨励の契 1956』, 岩手県教育委員会・岩手県国土緑化委員会, 40pp., p.31 の表7を転載

注： 1校における学校林が複数項目に分類されているものがあるために表-3の学校林数と数が一致しない

の関連性はますます失われていく。

1950（昭和 25）年からの「植樹行事並びに国土緑化大会」では大会のテーマを発表するようになる。当初は「荒廃地造林（1951, 1956年）」, 「火山灰地帯造林（1952年）」, 「入会原野造林（1953年）」といった具合に国土復興の色合いが強く出ている。占領期の範囲を大きく超えることになるが, その後の「植樹行事並びに国土緑化大会」のテーマの変遷を表-5にしたがってみておくと, 1955（昭和 30）年には「林種転換拡大造林」が掲げられ拡大造林路線が垣間見られるが, それでも1959（昭和 34）年までは国土復興と拡大造林が並列的に扱われているといえるだろう。この間, 学校林がテーマに挙げられたのは1957（昭和 32）年の「公有林, 学校林, 青年団体林造成」の一度きりである。1960（昭和 35）年から1969（昭和 44）年にかけての10年間では「拡大造林」が常に掲げられるようになり, 「植樹行事並びに国土緑化大会」は拡大造林を普及させる手段となっていたことがよくわかる。名称が1970（昭和 45）年に現在の「全国植樹祭」に変わってからは「拡大造林」の文字が消え, テーマは段々とソフトな路線に移行していった。

なお, 1976（昭和 51）年に開催された全国育林祭をきっかけにして翌1977（昭和 52）年から皇太子参加の「全国育樹祭」が実施されるようになり, 春に「全国植樹祭」, 秋に「全国育樹祭」を実施する現在のスタイルがはじまっている。

こうして戦後すぐに象徴天皇制の下で国民が一致団結して国土復興をするための行事として復活した「愛林日」は, 1950（昭和 25）年からは「植樹行事並びに国土緑化大会」と名称を変更するなど「緑化」イメージによって国土復興を普及し, 1960年代に入ってからはそのイメージによって高度経済成長にあわせた拡大造林を普及したといえる。

表-5 全国植樹祭などの変遷
Table 5. Transition of Arbor Day (1934-1999)

開催年	開催日	回	名称	開催地	樹種	テーマ	参加者人数
1934(昭和9)年		第1回	愛林日	茨城県 真壁郡紫尾村鬼ヶ作			
1944(昭和19)年		第11回	愛林日	東京都 南多摩郡柳木村御殿山			
1945(昭和20)年		中止					
1946(昭和21)年		第12回	愛林日	東京都 南多摩郡横山村			
1947(昭和22)年		第13回	愛林日	東京都 青梅町永山公園明神平			
1948(昭和23)年		第14回	愛林日	神奈川県 箱根仙石原			
1949(昭和24)年		第1回	植樹行事並びに国土緑化大会	東京都 山梨県 南多摩郡横山村	ヒノキ	荒廃地造林	5,000
1950(昭和25)年	4/4	第2回	植樹行事並びに国土緑化大会	東京都 山梨県 青梅町永山公園明神平	クロマツ	火山灰地帯造林	2,500
1951(昭和26)年	4/4	第3回	植樹行事並びに国土緑化大会	東京都 山梨県 箱根仙石原	ヒノキ	入会原野造林	4,000
1952(昭和27)年	4/4	第4回	植樹行事並びに国土緑化大会	静岡県 静岡県 富士見村赤城山麓	クロマツ	海岸砂地造林	
1953(昭和28)年	4/4	第5回	植樹行事並びに国土緑化大会	静岡県 静岡県 南村十国峠	クロマツ	せき懸林地地改良	
1954(昭和29)年	4/6	第6回	植樹行事並びに国土緑化大会	兵庫県 神戸市小東山山腹	アカマツ	林種転換拡大造林	
1955(昭和30)年	4/6	第7回	植樹行事並びに国土緑化大会	山口県 黒川郡大衛村平林山	アカマツ	林種転換拡大造林	
1956(昭和31)年	4/7	第8回	植樹行事並びに国土緑化大会	山口県 山口市大倉山山腹	スギ	公有林、学校林、青年団団体林造成	
1957(昭和32)年	4/7	第9回	植樹行事並びに国土緑化大会	大分県 別府市鶴見丘山麓	スギ	林種転換	
1958(昭和33)年	4/8	第10回	植樹行事並びに国土緑化大会	大分県 大分市蔵王山麓大森山	スギ	林種転換	
1959(昭和34)年	4/4	第11回	植樹行事並びに国土緑化大会	埼玉県 上田市蔵王山麓大森山	シラハタマツ	積雪寒冷地帯林種転換拡大造林	
1960(昭和35)年	5/10	第12回	植樹行事並びに国土緑化大会	北海道 苫小牧市山笠湯湖畔	アカエノマツ	積雪寒冷地帯の拡大造林と屋敷林の造成	
1961(昭和36)年	5/24	第13回	植樹行事並びに国土緑化大会	福井県 丸岡町女形台	アカマツ	過湿地帯の拡大造林と森林生産力の増強	
1962(昭和37)年	4/21	第14回	植樹行事並びに国土緑化大会	東京都 東洋町郡平内町小湊夜越山	アカマツ	粗粒林野の拡大造林と生産力増強に基づく住民の所得向上	
1963(昭和38)年	5/20	第15回	植樹行事並びに国土緑化大会	長野県 茅野市白樺湖畔八ヶヶ峰	カラマツ	入会林野の造林推進	
1964(昭和39)年	5/13	第16回	植樹行事並びに国土緑化大会	西宮市 西宮市大山村	ダイセイメンツ	林種転換による拡大造林	
1965(昭和40)年	5/9	第17回	植樹行事並びに国土緑化大会	愛媛県 温泉水町金山村	ヒノキ、スギ	精吏樹による拡大造林	
1966(昭和41)年	4/17	第18回	植樹行事並びに国土緑化大会	岡山県 岡山市金山	アカマツ	拡大造林と環境緑化	
1967(昭和42)年	4/9	第19回	植樹行事並びに国土緑化大会	仙北郡田沢湖町田沢湖畔	アカマツ	低質広葉樹の整備と拡大造林の推進	15,000
1968(昭和43)年	5/19	第20回	植樹行事並びに国土緑化大会	福島県 磐前町天境台	アカマツ	「後継者の森」造成	12,000
1969(昭和44)年	5/26	第21回	全国植樹祭	福島県 猪苗代町天境台	アカマツ	多目的森林開発と環境緑化	20,000
1970(昭和45)年	5/19	第22回	全国植樹祭	鳥根県 北浦原郡黒川村胎内平	クロマツ	県土保全と緑豊かな環境づくり	12,350
1971(昭和46)年	4/18	第23回	全国植樹祭	宮崎県 宮崎市霧島山麓夷守台	スギ	自然の保護と創出	18,000
1972(昭和47)年	5/21	第24回	全国植樹祭	新潟県 小糸郡松尾山村常木東八幡平県民の森	オビキスギ	自然と産業が調和する豊かな緑の創造	23,000
1973(昭和48)年	4/8	第25回	全国植樹祭	岩手県 紫波郡紫波町常木東八幡平県民の森	アカマツ	水とみどりのふるさどづくり	16,000
1974(昭和49)年	5/19	第26回	全国植樹祭	滋賀県 久慈市大子町高栗台	ヒノキ、モミジ	緑を育て守ろう大地	10,000
1975(昭和50)年	5/23	第27回	全国植樹祭	岐阜県 揖斐郡大子町高栗台	スギ、ヒノキ、ヤマザクラ	活力ある森林資源づくり	19,000
1976(昭和51)年	5/23	第28回	全国植樹祭	和歌山県 和歌山郡那智高高原	スギ、ヒノキ、広葉樹	みんな育てて育てる緑の郷土	2,000
1977(昭和52)年	4/17	第29回	全国植樹祭	別府市志高湖畔	ヤナセスギ、マツ、ヤマモモ	防災も緑でさすくふるさとづくり	4,000
1978(昭和53)年	9/16	第30回	全国植樹祭	香取郡土佐山田町浦喜ヶ峰森林公園	ヒノキ、ハナノキ	青樹でさすくふるさとづくり	18,000
1979(昭和54)年	5/21	第31回	全国植樹祭	田沢湖町田沢湖畔大森山	ヒノキ	緑で結ばう山村(ムラ)と都市(マチ)	4,500
1980(昭和55)年	10/7	第32回	全国植樹祭	福島県 柳屋郡那智町紫波山麓藤岡町有林		育てよう緑と水の豊かな郷土	3,000
1981(昭和56)年	5/27	第33回	全国植樹祭	三重県 三重郡菟野町千草県民の森		緑と太陽、豊かなくらし	10,000
1982(昭和57)年	5/25	第34回	全国植樹祭	三重県 三重郡菟野町千草県民の森		緑でさすくふるさとづくり	4,500
1983(昭和58)年	5/25	第35回	全国植樹祭	三重県 三重郡菟野町千草県民の森		緑でさすくふるさとづくり	4,500
1984(昭和59)年	10/11	第36回	全国植樹祭	丸岡町赤松ヶ原クリーニングセンター		未来のあなたへ緑の風おくります	12,000
1985(昭和60)年	5/30	第37回	全国植樹祭	田方郡天城湯ヶ島町		育てよう街がやわらかく緑の樹	7,500
1986(昭和61)年	10/30	第38回	全国植樹祭	堺市大仙公園 岸和田舞鶴池公園			

出典：国土緑化推進委員会、1965『国土緑化運動十五年』、286pp.、1970『国土緑化20年の歩み』、363pp.、国土緑化推進委員会、1982『国土緑化三十年の歩み』、439pp.、国土緑化推進機構、2000『国土緑化運動五十年史』、526pp.、より作成

* 戦前の開催地は中央植樹行事が実施された場所ですべて国有林であった

2.7. まとめ

ここまで天皇制国家の支配手段として戦前に全国的な展開を見せた愛林日や学校林造成が、戦後の占領期において復活し、定着する経緯をみた。占領下において、政策実施の最終的な決断は統治者である GHQ/SCAP に委ねられていたにもかかわらず、愛林日や学校林造成が復活したのはなぜだろうか。その理由を検討する必要があるだろう。

GHQ/SCAP の立場から考えると、急激な民主化と分権化によって引き起こされる社会不安への対応として愛林日や学校林を利用していただけと思われる。まず1点目は絶対的な存在としての天皇を失うことにより国民のあいだに生じる不安であり、そして2点目は農地改革に引き続く山林解放を恐れることにより山林地主のあいだに生じる不安であった。それゆえ、愛林日の復活は天皇を国土復興に担ぎ上げることによる1点目の不安の払拭であり、学校植林運動の開始は一連の「挙国造林に関する決議」など同様の造林奨励による2点目の不安の払拭であった。

しかし、愛林日や学校林による不安の払拭を実際に思いついたのは GHQ/SCAP ではなく山林局（1947年4月より林野局、1949年5月より林野庁）官僚や森林愛護連盟であった。彼らの立場から考えると、敗戦により荒廃した林野を一刻も早く復興することはもちろんのことであるが、それまでに築き上げた組織やシステムを GHQ/SCAP に解体されることなく保持することに大きな関心があったはずである³⁸⁾。これは愛林日の復活を担った森林愛護連盟の構成が戦前の1941（昭和16）年に大日本山林会、帝国森林会、全国山林連合会、帝国治山治水協会、日本木材業組合連合、日本木材株式会社を正会員として結成された中央林業協力会³⁹⁾と重なることや、すでにみた梶木治郎の言動などからも容易に想像される。しかし戦前の組織やシステムを維持することに対して GHQ/SCAP は少なからず抵抗するはずで、林野官僚や関係団体は愛林日や学校林を提案する際に次の2点を工夫する必要があった。1点目は愛林日や学校林がそもそも米国の行事や施設に由来することを主張することであり、2点目は天皇制国家の支配手段として用いられた過去を「緑化」というイメージにより刷新することであった。この工夫により彼らの提案は GHQ/SCAP に受け入れられ、その結果、彼らの組織やシステムも保持されたのである。学校林の起源をノースロップに求める言説が定着した最大の理由もこの1点目の工夫にあるのだろう。

一方で急激な民主化と分権化により財源の確保もままならないままに森林管理や校舎建築といった公共事業を一手に引き受けることになった地域社会の立場から考えると、心理的な基盤としては天皇参加の愛林日による国土復興に向けた一致団結が必要とされ、物理的な基盤としては学校林造成による校舎建築財源の確保が必要とされた。たしかに愛林日も学校林も戦前と同様にトップダウン的に普及されたのであるが、その結果、敗戦により「愛国」の籬を外された「愛郷共同関係」が郷土を復興するため焦土に立ち上がりその紐帯を一層強めることになる。したがって、このときの愛林日や学校林をめぐる共同関係は、戦前の「愛郷共同関係」を基底にしているものの、自主的な性格が強い。

すなわち、戦前の国家総動員体制期においていずれも天皇制と強く結びついていた愛林日と学校林は、戦後において象徴としての天皇が関与する愛林日と関与しない学校林とに分離されたが、戦争を想起させない「緑化」というイメージによって両者の結びつきが維持されたので、敗戦で打ちひしがれていた人々は天皇を失うこともなく一致団結して国土を復興し、新学制のもとでスタートした学校の校舎を建築するため学校林の植林に邁進できたといえる。国土復興は、「緑化」に染められた「愛郷」によって成し遂げられたのである。

こうして GHQ/SCAP、林野官僚および関係団体、地域社会のそれぞれの思惑が絡み合いつつも、愛林日が復活し、第1次学校植林5ヶ年計画が開始したのであるが、激動の戦後においてこの3者のバランスは長くは維持されない。1951（昭和26）年9月のサンフランシスコ講和条約によるGHQ/SCAPからの独立の直前、同年6月23日に国有林野法が公布（即日施行）され、26日に森林法（法律第249号）が公布（同年8月1日施行）され、森林計画制度がはじまる。愛林日が1950（昭和25）年から国土緑推のもとで「植樹行事並びに国林土緑化大会」となり、学校植林運動が目標どおりに年間1万haを達成していくなか、独立を成し遂げた日本国政府は、急激に進められた分権化を町村合併によって修正しようと動き出し、学校林やそれをめぐる共同関係も大きな変化を迫られることになる。

注・引用文献

- 1) 五百旗頭 真, 2005, 『日米戦争と戦後日本』, 講談社, 296pp., p.272
- 2) 藤田武夫, 1976, 『現代日本地方財政史』, 日本評論社, 399pp., pp.186-190
- 3) 藤田武夫, 1976前掲書, pp.277-281
- 4) 文部省, 1972, 『学制百年史』, 帝国地方行政学会, 1141pp., p.819
- 5) 井深雄二, 2004, 『近代日本教育費政策史:義務教育費国庫負担政策の展開』, 勁草書房, 450pp., pp.378-383
- 6) 三井昭二, 1994, 近代的林野所有政策の展開・変容過程, 林業経済, 549, pp.7-19, p.15
- 7) 香田徹也, 2000, 日本近代林政年表:1867-1999, 日本林業調査会, 2067pp., p.734
- 8) 国土緑化推進委員会, 1970, 『国土緑化20年の歩み』, 363pp., p.72. なお, 証券造林とは, 森林所有者が伐採跡地に造林しようとする場合に, 造林費 x の半額を農林中央金庫に払い込んで, 政府が発行した造林費に相当する額面の造林証券を買い, 所定の期限内に造林を完了して知事の認定を受け, 認定書とともに証券を農林中央金庫に提示すれば額面の金額が支払われるという半額補助制度である。
- 9) 「挙国造林に関する決議」の内容は以下のとおりである。「森林の造成ならびにこれが生産の保続は, 国土の保全, 国民生活安定の基盤であり, 森林の復興なくして国家再建, 民族繁栄はあり得ない。しかるにわが国の森林は, 多年にわたる過伐, 乱伐と, 施策の不徹底とにより, 荒廃は甚だしく, 水源涵養, 土砂防止, 洪水調節などの国土保全的機能は著しく低下するに至った。これがため全国随所に大水害が続発し農業生産は壊滅的損害をこうむり, 産業, 経済, 文化, 各般にわたる被害は深刻激甚をきわめ国民生活はまさに根底より破壊されんとしている。挙国造林は, かかる災害防止の根本対策であると同時に, 国民生活に欠くべからざる木材, 薪炭の生産を長く保続する唯一の方策にして, 衆議院は, ここに挙国造林を提唱し政府の善処を要望する。政府はすみやかに, これが具体的措置を講じ, その顛末を次期国会に報告すべし。右決議する。」(国土緑化推進委員会, 1965前掲書, p.113)
- 10) 国土緑化推進委員会, 1970前掲書, pp.55-60
- 11) 大日本山林会, 1947, 森林愛護連盟の結成と愛林日行事, 山林, 763, p.19. なお 6 団体の会長を記しておく。興林会(早尾琢磨), 日本林業会(横川重次), 日本治山治水協会(石黒武重), 帝国森林会(本多静六), 林友会(早尾琢磨), 大日本山林会(藪部一郎)である(国土緑化推進委員会, 1970前掲書, p.60)。
- 12) 大日本山林会, 1947前掲書, p.20
- 13) 国土緑化推進委員会, 1970 前掲書, 巻頭言, なお, 徳川宗敬はサンフランシスコ講和会議の全権団代表(6名)を吉田茂や池田勇人とともに務めている。
- 14) 国土緑化推進機構, 1990, 『緑化の父 徳川宗敬翁』, 553pp., pp.52-53
- 15) 竹本太郎, 2005前掲書, p.82, 注29を参照されたい。
- 16) 国土緑化推進機構, 1990前掲書, p.47
- 17) 1947(昭和22)年4月1日の林政統一により帝室林野局所管の林業試験場が「林業試験場浅川支場」に改称。現在は独立行政法人森林総合研究所多摩森林科学園となっている。
- 18) 大日本山林会, 1947 前掲書, pp.19-22, この記事には皇太子が植樹する様子を収めた写真も掲載されている。
- 19) 国土緑化推進委員会, 1970前掲書, pp.61-62
- 20) 国土緑化推進委員会, 1970前掲書, pp.65-66

- 21) 国土緑化推進委員会, 1970 前掲書, p.67
- 22) 大日本山林会, 1948, 学校林設置の提唱, 山林, 770, pp.2-4
- 23) 藪部一郎, 1940, 我国に於ける愛林日運動の秘史－牧野伸顕伯の植栽日創始 植栽は日本の国民的建設心の象徴なり－, 山林, 689, pp.9-10
- 24) 大日本山林会, 1948, 学校林設置に政府本腰になる, 山林, 779, p.9
- 25) 文部省初等中等教育局, 1950, 『学校植林運動』pp.5-9
- 26) 文部省初等中等教育局, 1950 前掲書, p.10
- 27) 文部省初等中等教育局, 1950 前掲書, pp.11-14
- 28) 林野庁, 1954, (対談)学校林は茂る－学校林について齋藤造林課長にきく－, 林野時報, 11, p.16
- 29) 遠藤治一郎, 1955, 『公有林野』, 日本治山治水協会, 112pp., p.80
- 30) 大日本山林会, 1948, 山林, 772, p.29-30
- 31) 村上竜太郎, 1954, 学校林の話, 林野時報, 11, p.23
- 32) 齋藤功, 1953 前掲書
- 33) 文部省初等中等教育局, 1950 前掲書, pp.62-67
- 34) 国土緑化推進委員会, 1970 前掲書, p.246
- 35) 「喬木村例規集」<http://www.vill.takagi.nagano.jp/ritstki/main.htm>/2005.11.15 取得
- 36) 二戸教育事務所, 1956, 『二宮尊徳先生百年祭記念 学校林設置奨励の栞 1956』, 岩手県教育委員会・岩手県国土緑化委員会, 40pp.
- 37) 参考までに国土緑化推進委員会の歴史を簡単に追えば, 発足の翌 1951(昭和 26)年に国会において「国土緑化推進に関する決議」が採択され, 1965(昭和 40)年からは国庫補助金が交付されるようになる。その後, 1967 年に社団法人化し, 1988(昭和 63)年に(社)国土緑化推進委員会から現在の(社)国土緑化推進機構に名称を変えた(国土緑化推進機構, 2000 前掲書, 年表)。
- 38) 山林局の組織とシステムの保持に関する文献として, 西尾隆, 1988, 『日本森林行政史の研究－環境保全の源流－』, 東京大学出版会, 361pp. がある。西尾によれば, 山林局の技術系幹部は, 官僚組織の改革と皇室財産の廃止を課題に挙げていたGHQ/SCAPの意図を逆手にとって, 戦前から企図されていた技官局長の実現(1946 年 6 月に中尾勇が就任)と, 御料林の編入を含む林政統一という画期的な制度改革を成し遂げた(西尾, 1988 前掲書, pp.269-283)。
- 39) 竹本太郎, 2005 前掲書, pp.96-97

3. 昭和の町村合併に伴う学校林所有の移動 (1953-)

3.1. はじめに

GHQ/SCAP 占領下において新憲法と同時に施行された地方自治法（法律第 67 号）は民主化と分権化を前提としたものであったが, 講和条約によって独立した後, 1953（昭和 28）年 10 月に施行された町村合併促進法（法律第 258 号）による昭和の町村合併は「地方自治法の成立過程で打ち出された, 地方自治についての『民主政治の基礎』観や, シェラブ勧告・神戸勧告が提起した地方自治強化という合併の新理念に基くことなく, 合併の目的を, 中央集権的行政改革のための, 町村の規模合理化による行財政能力の強化に向け」¹⁾たといえる。

表-1 により数的な変化を概観すれば, 町村合併促進法の施行時に 9,868（市 286, 町 1,966, 村 7,616）あった市町村は, 時限立法である同法が失効する 1956（昭和 31）9 月には 3,975（市 498, 1,903 町, 村 1,574）に激減するが, このあいだの小学校数は 26,555 から 26,957 へ, 中学校数は 13,685 から 13,724 へといずれも僅かに増えただけである。

新市町村の規模は, 若林敬子が指摘するように, 新制中学校を理想的に運営するために少なくとも 8,000 人以上の住民が必要である, とする当時の自治庁の見解を根拠に設定されたため, 最低規模が新制中学校区になった²⁾。新制中学校は合併前の農山村において 1 町村にほぼ 1 校の設

置であったため、「愛郷共同関係」の性格を帯びた行政村は中学校校舎の建築に寄与する学校植林にまさに村を挙げて取り組んだのである。しかし合併により1市町村に複数の中学校区が含まれ、さらにその1中学校区に複数の小学校区が含まれると、小中学校の設置主体である新市町村は学校林の所有者である前町村や自然村との乖離を拡げるだけでなく、これまでに形成されていた「愛郷共同関係」との一体性をもまったく失うことになる。

公有林野をはじめとする財産の移動も町村合併促進法が契機になるが、それに触れる前に、1947(昭和22)年に施行された地方自治法が町村基本財産の位置づけを大きく変えたことを知っておく必要があるだろう。そもそも町村制第96条第2項に「町村ハ其ノ財産ヨリ生スル収入、使用料、手数料、過怠金其ノ他法令ニ依リ町村ニ属スル収入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ町村税及夫役現品ヲ賦課徴収スルコトヲ得」とされていたように、原則的に町村は町村基本財産からの収入をもって支出に充てることとされていた。すなわち町村制においては税収は副次的な扱いであり、それゆえに基本財産としての公有林野の造成によって「不要公課町村」、すなわち税徴収の不必要な町村になることが模範的だとされたのであった。戦後の地方自治法は市制町村制を引き継いだ法律であるが、この町村制96条2項は削除され、「普通地方公共団体は、収益のためにする財産を基本財産として維持することができる。普通地方公共団体は、特定の目的のため特別の基本財産を設けまたは金穀を積み立てることができる」と第208条に規定するとどまった³⁾。これにより町村は基本財産を「従前のように市町村費支弁の第一次的財源とするものではな⁴⁾」くなり、税収を第一次的財源とするようになる。

また地方自治法はそれまでの町村制第124条(市制第144条)の内容を受けて、「市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの」(第294条)を財産区として定めた。これは、明治の町村合併の際に自然村が有する林野などを部落有林野として残存させた市制町村制の規定を受け継ぐもので、(市制町村制の「区」に相当する)「財産区」という語はこの法文上ではじめて登場する。しかし、新規に設置される財産区についてはこの時点では同法同条に規定されなかった。これに対して1953(昭和28)年10月1日に施行された町村合併促進法は、第23条1項1において「合併関係町村は、町村合併に際しては、その基本財産その他の財産及び営造物をすべて合併町村に引き継ぎその維持発展に資することができるように誠実に管理しなければならない」として原則、合併町村に財産を引き継ぐこととしたが、当然に合併関係町村間での混乱が予想されるので、同条同項4において「合併町村の相互間にその有する基本財産の所有について著しい不均衡があり、これを統合して合併町村に属させることが適当でない」と認められる特別の事情がある場合においては、地方自治法第7条第4項の規定による財産処分に関する協議により合併町村のうち合併関係町村に属していた区域にかかる部分が当該財産の全部又は一部を有するものとするすることができる。この場合においては、合併町村の当該部分は、同法294条第1項の財産区とする」と規定した。この4項規定により実際に前町村を単位とする財産区が新規設置されるようになるが、地方自治法294条では新規設置の財産区が想定されていないことはすでにみたとおりであり、したがって294条は町村合併促進法に沿うように改正されることになる。1954(昭和29)年6月22日に改正および施行された地方自治法294条ではすでに設置されている財産区のみならず「市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基く政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの」も財産区として認めることが規定される。つまり、すでに設置されていた財産区と合併後に新規設置される財産区との2種の財産区が、

町村合併に伴う1954年の地方自治法改正によって294条に規定されたのである。研究の方法でも述べたように本稿では前者を旧財産区、後者を新財産区とする。

このように、町村合併に伴う公有林野の移動に関する一連の施策は新市町村への引継ぎをメインロード、新財産区の設置をサブロードに想定していたと考えられるが、それはあくまで施策上のロードマップであり、実際にはこれ以外の移動も多くみられることは研究の背景で紹介した川島武宜をはじめとする法社会学者による入会林野の研究などで明らかにされているとおりである。学校林についても渡辺敬司の先行研究にみられるように同様のことがいえよう。

以下では、学校林を含む公有林野の町村合併に伴う移動を統計的に概観する。それを踏まえた上で学校林の移動の実態について所有別の事例から明らかにする。

3.2. 統計による把握

1955（昭和30）年に農林省農林経済局統計調査部により「町村合併の合併計画がほとんど達成された時期に、大きく変動した公有林野の面積、それも権利関係を中心とした経営形態別面積の把握と、町村合併による旧市町村有林野がどう移動したかを中心にして」調査（以下、1955年調査）が実施された。この結果については同統計調査部による報告書『昭和30年度公有林野調査報告書－昭和30年12月1日現在－』⁵⁾にデータが掲載されているのみならず、公有林野調査会による『公有林野の実態とその問題点』⁶⁾、川島武宜らによる『入会権の解体 III』⁷⁾においてデータの分析がなされている。

1955年調査の対象となったのは調査時点の総市町村4,881のうちで林野を所有する3,610で、その総面積は2,107,445.2町であった。同時に2,049の財産区（総面積645,866.9町）、都道府県有林（総面積866,941.5町）についても調査している。林野を所有する3,610市町村のうちで合併の行なわれたものが1,368、合併の行なわれないものが2,158で、合併の行なわれた1,368市町村のなかに6,865の前町村が含まれる。そのうちで林野を所有していたものが4,685、所有していなかったものが2,180あった。学校林はそのほとんどがこの調査の網に掛かっているはずだが、項目がないために直接把握することはできない。ここで注目したいことは林野を所有していた前町村4,685が合併する際の林野の移動である。約60%の前町村は林野を新市町村にそのまま移動し、約15%は財産区の設置によりそのまま維持するが、残りの25%はかなり複雑な移動を余儀なくされている。学校林の移動の多くはこの残りの25%に関係するだろう。

残念ながらこの1955年調査では学校林として移動したものを把握できないが、同調査の前年の1954（昭和29）年に実施された「合併過程における町村有林の処理状況」調査（以下、1954年調査）において学校林としての移動を若干把握できる。この調査は、町村合併促進法によって合併された前町村のうちで合併前に林野を50町歩以上所有し、かつ前町村内に30町歩以上の国有林が所在するものを対象に調査票の配布、回収により実施し、北海道を除く224町村から回答を得たもので⁸⁾、1955年調査よりも母数は小さいものの調査項目が詳細である。

この1954年調査において合併に伴う前町村の所有林野の処分は次のような結果になっている。

- 全部を無条件で新市町村有にする（65町村、23,666.8町）
- 一部を無条件で新市町村有にする（42町村、10,359.4町）
- 全部を条件付で新市町村有にする（16町村、2,350.7町）
- 一部を条件付で新市町村有にする（25町村、4,697.0町）
- 全部を財産区にする（51町村、28,300.1町）

一部を財産区にする（23 町村，7,183.5 町）

全部を特殊な相手（部落，関係個人など）に処分する（4 町村，3,095.0 町）

一部を特殊な相手（部落，関係個人など）に処分する（6 町村，612.4 町）

全部を合併事前に特殊な相手（部落，関係個人など）に処分する（14 町村，2,973.2 町）

一部を合併事前に特殊な相手（部落，関係個人など）に処分する（41 町村，10,824.2 町）

全部未処理（9 町村，828.1 町）

一部未処理（10 町村，1,295.1 町）

このうちで全部または一部を条件付で新市町村有に処分した 41 前町村の条件内容が以下のよう
に 13 項目に分類されている。

- ①その森林からの収益を全部旧町村民に与える（11 町村）
- ②その森林を旧町村民に管理経営及び収益せしめる（2 町村）
- ③その森林を旧町村民に利用せしめる（2 町村）
- ④その森林からの収益を全部関係部落に与える（3 町村）
- ⑤その森林を関係部落に利用せしめる（1 町村）
- ⑥学校林として管理経営および収益せしめる（5 町村）
- ⑦その森林を関係部落に管理経営せしめる（5 町村）
- ⑧旧町村民に地上権を設定（2 町村）
- ⑨関係部落に地上権を設定（1 町村）
- ⑩保護林とし関係部落に保護せしめ保護料を与える（2 町村）
- ⑪旧慣どおりとする（5 町村）
- ⑫旧町村民と新市町村と収益を分収する（6 町村）
- ⑬関係部落と新市町村と収益を分収する（3 町村）⁹⁾

ここに「⑥学校林として管理経営及び収益せしめる（5 町村）」という結果が示されている。これは要するに「学校林として管理経営及び収益」することを条件に前町村の所有林野が新市町村に統一されたということである。すでに述べているように，条件付で新市町村に移動されたもの以外にも学校林としての移動パターンはいくつかあるためにこれがすべてを把握するものではないが，合併当時の調査において学校林が意識されたおそらく唯一のものとして重要である。この調査結果について川島らは以下のようにコメントを付けている。

「①②③は，林野の支配権を完全に旧町村民の手元に留保するものであるから，実質旧町村有といってもよいものであり，財産区を設定した場合と実際上は同一である。⑧⑫は，旧町村民が新市町村有となった林野に対し分収権を留保するものであり，新市町村に一定の分収金を納入するという点で新市町村有となった意義が見いだされるにすぎない。④⑤⑦⑨⑩⑪⑬は，いずれも形は異なるが，旧慣に基づく部落の支配権を新市町村有林野の上に確保しようというするものであり，実施部落有林野と見て差し支えないものである。⑨のごときは，10 年後に部落に所有権を移すことを前提としている。」¹⁰⁾

13 項目それぞれについてコメントが付けられているが，「⑥学校林として管理経営及び収益せしめる（5 町村）」だけは除外されていることに気づく。林野の使用収益権者に注目して分析をした川島らは 13 項目のうち 12 項目を実質前町村有，実質自然村有，新市町村と前町村の分収，という 3 パターンに分類したものの，そのどれにも当てはまらない⑥を無視した。たしかに学校林として管理経営する場合，使用収益権者を前町村，自然村のどちらかに固定することができない

し、また両者の分収でもない。しかし、母数が41町村（複数回答があるために上記項目の町村数総計は48）の調査において5町村が⑥を選択したことは興味深い。⑥を分類するためには、おそらく使用収益権者ではなく使用目的に注目する必要があるが、本稿の背景においても述べたようにこの視点は法社会学による入会林野および公有林野の研究全般において軽視されていたといえる。

それでも、学校林として管理経営および収益するという条件を付けて新市町村有に統一する、上記のような場合は学校林として維持させる意図が比較的弱かったと思われる。なぜならば次節以下でみるように学校林の維持が所有の移動に大きな影響を与えることがあるからである。そして、その事例を検討することによってはじめて部落有林野および公有林野における学校林の特殊性を見いだすことができ、上記の調査分析に垣間見られた川島らの盲点に光を当てることができらう。

3.3. 移動の実態1：財産区（長野県飯田市松尾）

まず、町村合併に伴って学校林の所有を新市町村へ移動する以外ではもっとも普通に行なわれたと思われる、財産区への移動を検討する。財産区有の学校林は全国各地に散見され、三俣学が報告している滋賀県甲賀町大原財産区の学校林はその典型的な事例といえる。これは、そもそも9ヶ村入会だった林野を明治合併以降に村有林として統一した行政村たる大原村が、1955（昭和30）年の3ヶ村合併により甲賀町の一部となる際に新財産区となり、1896（明治29）年に設置された学校林を新財産区有林の一部として現在まで管理経営し続けている、というものである¹¹⁾。自然村と行政村、小学校の数的な関係から考えれば、明治の町村合併前の自然村数と昭和の町村合併の前村数とのあいだに小学校数があるので、学校林をめぐる共同関係は自然村と行政村の中間領域に生成されるといえる。それならば自然村を母体としている旧財産区と昭和合併の前町村を母体としている新財産区のどちらにしても学校林をめぐる共同関係と領域がずれることになる。しかし、実際にはケースバイケースであり、学区と領域が重なっているならば旧財産区であれ新財産区であれ学校林をめぐる共同関係と一致がみられることになる。

たとえば、現在、山形県白鷹町立東根小学校には、1) 土地所有者の畔藤財産区が白鷹町と分収契約を結んでいる温井学校林、2) 畔藤財産区有地に設置されていた東根村立東根小学校学校林を1954（昭和29）年の町村合併の際に新町所有とした宝山学校林、2) 旧財産区である浅立財産区がマツタケを児童に採集させるために年一度だけ解放する財産区有林、の3種の学校林がある。これは、昭和の合併の前村である東根村（明治町村制により誕生）に畔藤と浅立の2つの旧財産区をそれぞれ校区とする東陽尋常高等小学校と浅立尋常小学校が1925（大正14）年まで存在し、それぞれに学校林が設置されていたことに由来している¹²⁾。

このように財産区有の学校林と一口にいってもその経緯や性格はさまざまである。ただし、管理経営している森林の一部に学校林をもつ財産区の場合、学校林以外の部分との差が明確でない限り学校林の特殊性は相対的に低くならざるをえない。そのため、ここではあえて学校林を管理経営するためだけに設けられた特殊な財産区である長野県飯田市松尾財産区を取り上げることにする¹³⁾。

3.3.1. 松尾地区の概要

飯田市は、まず、1956（昭和31）年9月30日に飯田市、座光寺村、松尾村、竜丘村、三穂村、

伊賀良村、山本村及び下久堅村の1市7ヶ村が合併して新たに設置され、その後、1961（昭和36）年3月31日に川路村、1964（昭和39）年3月31日に千代村、上久堅村、龍江村を編入合併した¹⁴。更に、1984（昭和59）年12月1日に鼎町、1993（平成5）年7月1日に上郷町を合併して現在に至る。

町村合併の結果、市内に複数の前村が存在し、その多くが現在も財産区を形成している。現在、飯田市の財産区中、財産区議会によるものは、座光寺、下久堅、柏原、竜丘、三穂、山本、北方外三区（伊賀良）、松川入、上郷野底山の計9で、財産区管理会によるものは、羽場、中央、南部、東野、野底、桐林、長野原、駄科、時又、上川路、千代、山本、松尾、鼎の計14である。総会によるものは、第十区、第七区、第六区、大瀬木、旧四区、二区、中村、新四区、北十区、北三区、三日市場の11で、これらはすべて旧伊賀良村に含まれる。

飯田市松尾地区は、1875（明治8）年に旧島田村と旧毛賀村が合併して誕生した松尾村を母体としている。ただし、その後旧毛賀村は1881（明治14）年から町村制施行の1889（明治22）年までの期間において再び独立村となり、再合併直後の一時を除けば、1911（明治44）年に松尾尋常高等小学校に編入されるまで毛賀尋常小学校も残されていた¹⁵。しかし、その後は1956（昭和31）年の1市7ヶ村合併まで行政区および学区に変化はない。

3.3.2. 学校林の成立

松尾地区は、地区内に山林がほとんどないため、水田への刈敷用肥料としての雑木や落葉、燃料用の薪炭を確保する手段として上飯田村松川入の山林を村々入会により利用してきた、という歴史がある。1955（昭和30）年の実測で5,719町8反2畝歩という広大な入会地は、幕藩時代には6ヶ村入会であったが、明治に入りそれらが合併して飯田町、松尾村、鼎村、上飯田村の1町3ヶ村による村々入会となり、明治の町村制以降は町村に準ずる1町3ヶ村組合が設置され管理経営にあたった。明治以降の権利歩合は表-6に示したとおりで合併による分合を除けば変化はない。毛賀村の再合併以降は松尾村は41.86%となっている。¹⁶

「明治36年1月上飯田村松川入の1町3ヶ村共有山に学林設置の件に付町役場において総代集会を開く同年4月24日1町3ヶ村共有山上飯田村松川入字御林に学林地を設置し児童をして植栽せしむ¹⁷」とあるように上飯田、鼎、稲井、松尾、毛賀の各校が1903（明治36）年にこの松川

表-6 松川入山林収入金配当法の変遷
Table 6. Transition of A Dividend Rate of Matsukawa-iri Forest.

		単位:%		
旧町村	前町村	明治17年議決	大正9年議決	昭和26年議決
上飯田村	飯田市上飯田羽場	14.8924	14.8924	11.5416
羽場区	飯田市蓑瀬、愛宕坂下大雄寺			3.3508
鼎村	鼎町	27.4066	38.9037	38.9037
稲井村		11.4972		
松尾村		34.1931		
毛賀村	松尾村	7.6736	41.8667	41.8667
飯田町の一部	知久町2.3、本町3、大横町(南方より字池尻迄)	4.3372	4.3372	4.3372

出典：松尾村誌編集委員会、1982、『松尾村誌』, 898pp., p.602

入の共有山を借りて学校林を設置することになる。確認できる最も古い資料によれば、1905（明治38）年には「松尾学林」と「毛賀学林」をあわせて2万本近くのヒノキやスギが4町5反に植えられている（表-7）。

1912（明治45）年には以下の「松尾尋常高等小学校基本財産蓄積条例」が出され、学校林は学校基本財産として扱われることが明記される。

「松尾村条例第19号

松尾尋常高等小学校基本財産蓄積条例

第1条

本村ハ本条例ノ規定ニヨリ毎年度学校基本財産ヲ蓄積ス

第2条

左ノ収入ハ学校基本財産トシテ蓄積ス

1. 学校基本財産ヨリ生ズル収入
2. 寄付金
3. 学校不要品売払代
4. 授業料
5. 歳計余剰金但積立金額ハ村会ノ議決ニヨル
6. 学校樹栽地ヨリ生ズル収入
7. 学林ヨリ生ズル収入

第3条

前条ノ外毎年度金100円以上ヲ学校基本財産トシテ蓄積ス

第4条

第2条及第3条ノ外飯田町外3ヶ村ノ所有地上飯田村字松川入字檜沢和合路8215番ノ1山林反別10町歩ニ明治45年度ヨリ明治59年度迄毎年度2000本以上樹栽ヲナシ其樹木ヲ学校基本財産ニ編集ス

第5条

学校基本財産ハ其収益ヲ以テ經常教育費ヲ支弁シ得ルニ至ル迄ニ之ヲ蓄積ス

表-7 1905(明治38)年松尾学林および毛賀学林営林計画書
Table 7. The Forest Plan of Matsuo School Forest and Kega School Forests.

松尾学林	
地番字	下伊那郡上飯田村松川入8,142番ヨリ8,145番ニ至ル字市ノ瀬御林
大約反別	3丁5反6畝8歩
苗木ノ種類品数	扁柏3,000本, 唐松2,000本, 杉9,243本 計14,243本但シ平均1反歩当り400本
着手及植了	明治36年4月着手同37年5月植了
毛賀学林	
地番字	下伊那郡上飯田村松川入8,142番ヨリ8,145番ニ至ル字市ノ瀬御林
大約反別	1町9畝4歩
苗木ノ種類品数	扁柏2,500本, 杉1,861本 計4,361本但シ平均1反歩当り400本
着手及植了	明治36年4月着手同37年5月植了

出典：飯田市歴史研究所所蔵資料, 学事(松尾, 明治38年)

第6条

公債ヲ起ス場合ニ於テハ村会ノ決議ヲ以テ其償還ヲ了スル迄ノ間第2条第5号及第3条ノ蓄積ヲ停止スルコトアルベシ

第7条

学校基本財産ノ歳入歳出ハ毎年度予算ヲ以テ之ヲ定ム

第8条

学校基本財産ノ収支精算ノ要領ハ毎年度ニ於テ村内ニ公開ス

付則

本条例ハ発布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治45年3月25日 松尾村長 田中馬太郎¹⁸⁾

この第4条にみるように当初の学校林が拡大されることとなり、その結果、1916（大正5）年9月に作成された「各小学校学林地実測全図」によれば、各小学校学林地の総面積が62町8反2畝29.5歩で、「松尾学林」（すでに「毛賀学林」と合併）の面積が1号地1町4反1畝1歩、2号地16町2反9畝12歩、3号地5反21.5歩の合計18町2反1畝4.5歩になっている¹⁹⁾。

3.3.3. 合併に伴う財産区の設置

戦後になると学校林から収益が出るようになる。1951（昭和26）年には松川入の山林から松尾に入ってくる収益一般は418,667円で、「学林」の収益が432,627円となっている。以降、1953（昭和27）年は一般が2,512,002円、「学林」が574,460円、1954（昭和28）年は一般が4,760,224円、「学林」が90,964円、1954（昭和29）年は一般が4,186,670円、「学林」が122,670円、1955（昭和30）年は一般が4,814,671円、「学林」が1,655,917円、の収益が上がっている²⁰⁾。また、表-8をみると、伐採の後も収益の上がり始めた1952、1953年に1万本を超えるカラマツが植林されるなど、活発に行なわれていたことが分かる。

明治期より育まれてきた学校林が戦後になってようやく収穫されている最中、1956（昭和31）年の1市7ヶ村合併によって松尾村は飯田市の一部となる。これに伴って財産の移動がなされる。まず、明治の町村制以降、松川入の山林を所有、管理経営していた1町3ヶ村組合は、その後、

表-8 松尾村における戦後の主な学林作業
Table 8. The Work Project of Matsuo School Forest (1947-1953).

年	月日	作業	面積	植林木数など
1947(昭和22)年	5月	下草刈		
1949(昭和24)年	5月7日	植林・下草刈		
1952(昭和27)年	3月8日	管理委員会開催		
	4月22日	中学校生徒全員植林	2町5反7畝4歩	カラマツ2,000本、 ヒノキ2,000本、 スギ1,000本
	4月28日-12月30日	掃除伐採	16町2反9畝歩	雑木薪2,2094把収穫
1953(昭和28)年	2月5日-11月30日	間伐	1町歩	スギ・ヒノキ(25年生) 材木100石7斗2升収穫
	4月20日	青年会植林	3町1反歩	カラマツ9,000本
	9月11日	中学校生徒全員下草刈	2町5反7畝歩	

出典：松尾村誌編集委員会，1982、『松尾村誌』，898pp.，437p.

1932（昭和7）年に「松川入山林組合」と名称を変更し、1941（昭和16）年の木材統制令に伴って「松川入山林組合」所有の森林を経営する「松川入森林組合」を設立していたが、この昭和の合併に伴って松川入財産区を設置することになる。したがって、名称の変更などがあるものの、基本的には、明治町村制に伴って設置された1町3ヶ村組合がそのまま移行したと考えればよく、松川入財産区は議会設置の旧財産区となる。現在、松川入財産区議会の議員は松尾より4名、同じように権利を有してきた県より4名、後は飯田市より2名が選出されている。次に、大変興味深いことに、松川入に設置されていた学校林を管理経営し続けることを目的にして松尾財産区が新しく設置されるのである。したがって、松尾財産区は管理会設置の新財産区となる。しかも、松尾財産区に学校林の土地所有を移動するのではなく、以下にみるように、松尾財産区が松川入財産区から土地を借用して学校林を経営する、という契約になる。すなわち、これは土地所有者の松川入財産区と造林者の松尾財産区による分収契約であり、地上権のみが移動されたといえるだろう。

「松尾財産区有林

- 1.所在地 飯田市上飯田松沢和合路（市ノ瀬）
- 2.面積 180,610m²（松川入財産区より借用）
- 3.借用 平成2年3月15日より60年間（更新）
- 4.収益 松尾地区85% 松川入15%²¹⁾

なお、この学校林を松尾小学校の児童に知ってもらおうと松尾財産区では平成10年度より「旧松尾学有林観察見学」を行っている。この活動は6年生（およそ150人）を対象に年1回行われているもので、バスで一時間かけて松川入に行き学校林の歴史や果たしてきた役割を説明するというものである。当日は財産区より7～8人、教員が5～6人参加する。実際の見学の前にも児童に森林の機能や管理作業、学校林、財産区のことを2時間かけて説明する機会が設けられている。このようにして現在は地域の歴史や環境教育のために学校林が利用されているが、財産的な利用については松尾地区全体の公共事業に用いることにし、学校のためだけに用いることはなくなっている。

3.4. 移動の実態2：生産森林組合（大分県日田市高瀬）

次に生産森林組合によって所有される学校林をみる。生産森林組合は「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（以下、入会林野近代化法）」によって数多く設立されたことで知られているが、制度自体は1951（昭和26）年の改正森林法にもとづくものである。そもそも1907（明治40）年改正の森林法では1行政村内の1地区が森林組合を設置することができたため、自然村が入会林野を対象として森林組合を組織する事例もあったが、1939（昭和14）年の森林法改正により、1行政村内の1地区を限っての設立が不可能となり、自然村によってそれまでに設立された組合は解散を強いられる。しかし、戦後の1951年の森林法により「施設組合」と「生産組合」に森林組合が分けられ、後者の「生産組合」制度により再び自然村が組合を設立できるようになった²²⁾。制度発足直後はほとんど活用されることはなかったものの、1953（昭和28）年10月からの町村合併に伴う財産の移動のために生産森林組合が設立されはじめる。具体的に数字をみれば、町村合併促進法施行前（1953年5月）に全国にわずか24組合であった生産森林組合は、1954（昭和29）年10月には98組合、1955（昭和30）年3月には185組合、1957（昭和32）年3月には264組合、と急増していく²³⁾。たしかに、林野庁をはじめとする行政が、

「共有林野，部落有林野，市町村有林野の経営の劣悪さの転換をはかるために地域住民を新しい協業経営体に組織化すること」を目的に生産森林組合制度を導入したとすれば，町村合併に伴う設立は「生産森林組合制度のもつ理念や政策意図とはかなり隔たり」があったといえる²⁴⁾。実際に入会林野近代化法以降は行政の「理念や政策意図」を明白に反映させる制度運用によって生産森林組合の性格は固定化される。しかしながら，それより以前の町村合併時などにおいては，行政が意図したか否かは議論のあるところだが，自然村の財産保全に役立つ側面を有する制度だったといえ，学校林の所有の移動にも関係する。

戦前の合併がらみではあるが，数少ない生産森林組合有の事例として，大分県日田市の高瀬生産森林組合の学校林を挙げる²⁵⁾。

3.4.1. 高瀬地区の概要

日田市は大分県の北西部，北部九州のほぼ中央に位置する国内屈指の林業地である。東西の長さ約 22.3km，南北の長さ約 24.8km にわたり，大山川，玖珠川，花月川などの河川が，市の中心部を東西に流れる三隈川へ注ぎこみ，九州最大の河川筑後川の上流水源地域を形成している。学校林のある高瀬小学校校区は，1940（昭和 15）年に日田市の一部となった前村の高瀬村と一致し，日田市の南西に位置する²⁶⁾。校区内の山林は日田杉の美林として有名である。

表-9 に示したように，同校の学校林はおおきく分けて 3 つある。一つ目は 1911（明治 44）年に設置された横尾学校林で，二つ目は戦後学校植林により設置されたもので，高瀬植林組合（高瀬生産森林組合の前身）と学校の契約による学校林（傘木，吠石，わくど石，山洪と 4 箇所ある），三つ目も戦後学校植林による設置であるが，高瀬栄氏の寄贈による爪山学校林（後に学校からの距離が遠いために売却し，その収益で新たに鳥越学校林を購入）である²⁷⁾。2002（平成 14）年度学校要覧によれば，現在，高瀬生産森林組合により登記されている学校林は横尾 4.4ha，鳥越 2.33ha，アマ坪（美濃台）0.25ha の計 6.98ha となっている²⁸⁾。アマ坪（美濃台）とは現在，卒業記念植林を行っている場所であり，調査を実施した 2003（平成 15）年 3 月にもこの地で卒業記念植林が行われた。なお，分収契約期間がすでに切れている学校林についてはあえて更新することはないが，学校のために用いていく方針である，とのことである。実際，戦後学校植林に

表-9 高瀬小学校学校林状況
Table 9. School Forests of Takase Primary School.

名称	樹種	設置年	面積 (ha)	所有
横尾	マツ・スギ	1911 (明治 44)	6.0	高瀬植林組合→高瀬生産森林組合
傘木	スギ	1951 (昭和 26)	5.5	高瀬森林組合
(爪山)	スギ・ヒノキ	1952 (昭和 27)	2.1	
吠石	スギ	1954 (昭和 29)	3.0	高瀬植林組合→高瀬生産森林組合
わくど石	スギ	1954 (昭和 29)	1.0	高瀬植林組合→高瀬生産森林組合
鳥越	スギ	1953 (昭和 28)	1.0	琴平町(深野・岩下組)
山洪		1955 (昭和 30)	2.5	

日田市立高瀬小学校，1953，『学校植林経営状況』，日田市立高瀬小学校，1958，『学校植林実施状況』などより作成

より設置された学校林の多くは契約期間が過ぎているものの管理作業は継続されている。したがって現在登記されている 6.98ha よりかなり多くの森林が学校林として管理されていると捉えて良いだろう。

学校林の管理経営の方法について簡単にみておくと、学校林の所有権は高瀬生産森林組合にあるものの収益の使用用途などは年 3 回ほど学校において開かれる山林顧問会議により決められる。山林顧問は高瀬生産森林組合長や公民館長、育友会長など 6 名からなる組織で、学校林の管理・運営を同校育友会農林部と連携して担っている²⁹⁾。次に、学校林の管理経営にかかる費用については、育友会が各戸に対して年 2 回 100 円（計 200 円）を集めており、2002（平成 14）年度は 26 万 7,400 円を集めた。これは下草刈りの際の車の燃料費や、業者に管理を委託した際の支払いに使われている。なお、育友会では学校林にかかる費用とは別に学校運営のための費用として各戸年 2 回 350 円（計 700 円）を集めている。

以下、主に明治期に設置された横尾学校林について設置の経緯および合併にともなう所有の移動についてみる。

3.4.2. 学校林の成立

1906（明治 39）年、のち第 7 代校長になる高原力太郎が高瀬尋常小学校に赴任した。1908（明治 41）年、同校に高等科が併設されて村内唯一の尋常高等小学校になり、翌年に高原は校長に就任する。校長になって 2 年目に高原は高瀬村の議決を経て学校林を造成する。場所には高瀬字横尾の原野 4ha が用いられた。高等科の併設により児童が増加して教室数が足りなくなったため、いつか必要になる学校建築に備えて学校林を造成したと考えられる。この時にスギ 9,700 本が植林されている³⁰⁾。

以下は、横尾学校林を設置するにあたって、1911（明治 44 年）3 月に高瀬村が施行した「学校林経営条例」である。

「学校林経営条例（明治 44 年 3 月高瀬村条例）」

第 1 条 本村は森林資源を愛護保有し、公共福祉に貢献する目的をもって学校林を設定しこの条例の定めるところにより経営及び収益の処分をなすものとする。

第 2 条 学校林のあげる収益はすべて之を学校経営費にあてるものとする。

第 3 条 学校林に借用する土地は本村有地をもってこれにあてるものとする。

第 4 条 学校林に借用する土地の面積は 5 町歩とし境地には学校名、面積、地名、設立年月を記したる標注をたてるものとする。

第 5 条 植栽べき樹種は村長および学校長の協議により土地の適否にかんがみ選定するものとする。

第 6 条 伐期は 50 年としてその伐期に達した年より皆伐す。樹木育成の模様またはやむを得ざる事項を生じた場合は村会の議決を経てその年限を伸縮することを得。

第 7 条 村長および学校長は必要に応じ学校植林委員会を委嘱し経営計画に参加せしめることを得。

第 8 条 植林に関する経営管理は学校長、教職員及生徒があたり青年団および村民を助力せしむることを得。

第 9 条 村長ならびに学校長は学校林台帳および植栽図面を備うるものとする。学校林台帳は左の事項を記載すること。

1. 植栽年月および伐期。
2. 造林地，地番，段別。
3. 植栽樹種。
4. 補植，間伐および伐採の年月日。
5. 経営の概況およびこれに従事したる生徒数。」³¹⁾

この時期まで高瀬村では大字高瀬組，大字上野組，本村外10組，荒平・合谷組，本村外22組の5集団が部落有林野を管理経営していたが，1922（大正11）年に村長高瀬滝三郎がこれらを統一して村基本財産の造成を進めることになる。統一された原野面積は562町4反歩，山林面積は102町6反5畝3歩という広大なものであった。村長滝三郎はこのうち160町歩を「公有林野官行造林法」にもとづく官行造林により造成することを決定し，1924（大正13）-1927（昭和2）年にスギ，ヒノキ，マツを植栽した（35-70年契約，高瀬村50：国50）³²⁾。すなわち，明治後期における学校林による学校基本財産造成の成功が大正期における部落有林野の統一および村基本財産の造成を進めたといえるだろう。

3.4.3. 合併による土地所有の混乱

学校林経営条例により規定された横尾学校林は，村長および学校長を中心に教職員や生徒，青年団，村民が一体となって管理経営してきたが，1940（昭和15）年の1町6村（日田町，三芳村，高瀬村，光岡村，朝日村，三花村，西有田村）合併により高瀬村が日田市となる際に，村有林野の統一を迫られた。これは学校林に限ったことではなく，村内の部落有林を統一して高瀬村が管理していたすべての財産に関係するものであった。すでに統一した部落有林野を官行造林にしていた高瀬村にとってそれらを新市に移動することは容易に納得できるものではなかった。ところが大分県知事より以下のような指令が出され財産の移動を免れるのである。

「右は所有財産中，集落有統一村と統一なき村と，又は之が所有状況に於て，相当懸隔甚だしきを以て，関係村民の経済生活上及び市町村内の行政調和上を考慮し，集落統一のものに限り，日田町を除き旧村存置の財産処分を為さむとする所以なり」³³⁾

つまり，部落有林野の統一を終えている場合は前村への財産存置を認めるというものであった。そこで合併時に住民税を納付していた村内全戸を共有権利者（668名）とする任意団体，高瀬植林組合を立ち上げ，前高瀬村有林野を実質的に所有し，管理経営することになる。しかし任意団体では法人格がなく，また共有名義にすることは難しかったため，結果として前高瀬村名義のまま残された。

しかし，それでは不都合なことが多いために，戦後になって，高瀬植林組合は法人格を持つ団体への所有権移動を検討し，その結果，1953（昭和28）年に高瀬地区内にある高瀬農業協同組合へ前高瀬村名義の所有権を移動することを日田市に承認させる。ところが，この後，高瀬農業協同組合が1961（昭和36）年に日田市農業協同組合に合併（市内13農協による合併）されることになったため同様の問題が再び生じ，高瀬地区は1951（昭和26）年の改正森林法にもとづいて高瀬生産森林組合を発足させてこれに対応することになったのである。そのためこの生産森林組合の組合員の構成はさきの668名，すなわち地区内全戸となっている³⁴⁾。

整理すれば，学校林の所有権は，町村合併に伴って高瀬村から実質上は高瀬植林組合へと移り（登記上はそのまま放置），戦後，高瀬農業協同組合に譲渡されるものの，農協合併の際に再び高瀬農業協同組合から高瀬生産森林組合へ移る，という過程を経たのである。

3.4.4. 学校林の利用

このような土地所有の移動の混乱にあっても学校建築や学校施設に資金が必要なときに学校林材の売却益が利用されている。横尾学校林は1951（昭和26）年、1954（昭和29）年の間伐と1959（昭和34）年の主伐により収益をあげた。その使用用途は以下の通りである。

「1951（昭和26）年 33万5千円

健康教育施設、給水、手足洗場、学級付手洗、給食施設、家事室改造及食器、視聴覚用具、オルガン、ラジオなど、全部学校施設費に充当

1954（昭和29）年 215万円

150万円を高瀬農協に預金（年5分）し、利息7万5千円は別の15万円と合せて植林費に、50万円を図書室拡充施設費、暗幕装置外分校諸施設費に充当

1959（昭和34）年 500万円（1958年3月18日、横尾学校林のスギおよびマツ3,600本を売却（売却契約代金652万5千円）

鉄筋三階建校舎資金に充当」³⁵⁾

また戦後の学校植林においても当時の高瀬植林組合が中心になっていたことが以下の資料から分かる。

「学校植林用地契約書

1. 高瀬植林組合を乙とし、高瀬小学校PTAを甲とし、左の契約を結ぶ
2. 甲は大字高瀬字傘木7268番地約5町歩の土地を昭和27年3月より向う昭和77年3月まで借用する
3. 借用料は昭和77年3月伐採後に乙は甲に売却高の1割を支払うものとす
4. 売却には甲乙立合い上に之をなす
5. 税金は乙の支払いするものとす
6. 山林用諸経費は甲の支払とす
7. 歴代学校長及び職員、児童及び育友会員は山林の手入れを十分にする義務をもつ
8. 売却後の9割は学校諸経費にあてる
9. 甲乙ともに本契約書をもつ
10. 天災地変による諸経費は乙の負担ときめる

右契約する

昭和27年3月1日

甲 日田市高瀬小学校校長

乙 日田市高瀬植林組合長

備考 傘木分を記載し、昭和28年度植林分契約については、わくど石、吠石分は2の番地、広さ、年月日、3の期間をそれぞれ上記の要領でとりきめて契約書を入れてある」³⁶⁾

戦後の学校植林（表-10を参照）以降は目立った利用がなされることもなく、学校林はその存在を忘れられがちであったが、1991（平成3）年の台風19号による甚大な被害を受けて校区民の危機意識が高まり、学校林の植林を復活させようという動きが生じた。折しも、台風の被害を免れた学校林材を用いて立派な内装を施した新しい教室棟が完成し、その玄関には明治の学校林設置時に植えられた樹齢85年になるスギの磨き丸太が飾られた。これらにより学校林の価値が再認識され、1993（平成5）年より学校林における植林活動が6年生の卒業記念植林として再開し、1995（平成7）年からは親子での卒業記念植林となり、以後毎年行われている。

表-10 高瀬小学校年表
Table 10. The Chronological Table of Takase Primary School.

年	内容
1876(明治9)	梅野惣氏宅を仮校舎として開校。高瀬学校と称す。
1881(明治14)	校舎新築
1886(明治19)	高瀬簡易学校となる。
1890(明治23)	高瀬尋常小学校となる。
1908(明治41)	高等科併設。高瀬尋常高等小学校となる。
1911(明治44)	高瀬字横尾村有原野のうち、4町歩を借り入れ、学校基本林として杉9700本植樹
1931(昭和6)	校舎移転。南校舎新築
1932(昭和7)	北側校舎新築
1941(昭和16)	高瀬国民学校となる。 二階建木造校舎落成
1945(昭和20)	鳥越植林1町歩、杉2,000本
1953(昭和28)	傘木植林地、杉11,250本
1954(昭和29)	吠石植林地、杉7,500本 山洪植林地、杉3,750本、桧3,000本
1957(昭和32)	吠石植林地、杉1,200本、桧5,500本
1958(昭和33)	鳥越植林地、杉6,000本 第一期鉄筋コンクリート3階建6教室建築
1959(昭和34)	第二期鉄筋コンクリート3階建8教室建築
1970(昭和45)	鳥越植林地、桧、杉2,000本
1983(昭和58)	特別教室棟竣工
1992(平成4)	新校舎落成
1993(平成5)	鳥越植林地、杉1,000本 山洪植林地、桧400本
1994(平成6)	学校林卒業記念植林(鳥越、杉400本)
1995(平成7)	学校林卒業記念親子植林(鳥越、桧350本)
1996(平成8)	学校林卒業記念親子植林(桧300本)
1997(平成9)	学校林卒業記念親子植林(桧300本)
1998(平成10)	卒業記念親子植林(桧300本)
1999(平成11)	卒業記念親子植林(広葉樹300本)
2000(平成12)	卒業記念親子植林(広葉樹250本)
2001(平成13)	卒業記念親子植林(美濃台地、落葉広葉樹200本)

出典：日田市立高瀬小学校、1953、『学校植林経営状況』、日田市立高瀬小学校、1958、『学校植林実施状況』などより作成

3.5. 移動の実態3：財団法人（東京都町田市相原）

石村善助によれば、公益法人（社団法人・財団法人）の形態をとる入会集団は、1959（昭和34）年の時点で全国にわずかに9事例しか確認されておらず、しかもそのうち7事例は東京都に集中するというきわめて異例なものであった³⁷⁾。その後1974（昭和49）年の全国山林原野入会慣行調査の結果、和歌山県における13公益法人（財団3、社団7、財団か社団か不明3）など全国に28の公益法人（財団10、社団11、不明7）による所有が認められるが、先に述べた9事例が

この調査では悉く抜け落ちていることなど不十分な点も否めない。このほか、公益法人有が1件も検出されなかった秋田県については青嶋敏が独自に調査を実施し、12の公益法人（財団2、社団10）による所有を確認している³⁸⁾。公益法人有が13件あった和歌山県については³⁹⁾、基本財産を蓄積して教育などに用いる目的で社団法人馬我野公徳会（1932年設立）、社団法人大野保郷会（1934年設立）、社団法人田野井保郷会（1927年設立）の3つが昭和初期に東、西牟婁郡で設置されていることを文部省の『法人一覽』によって確認できるが、部落有林野や学校林との関連は明白ではない⁴⁰⁾。ただ興味深いことに、やはり東牟婁郡における平井村が1956（昭和31）年に古座川町に合併される際に平井保郷会という財団法人を設立し、約1,500haの部落有林野をこれに移動させ、その後、小学校の建設費などを捻出したことが分かっている⁴¹⁾。この平井におけるものと同様の公益法人として東牟婁郡では財団法人二色保郷会（1955年設立）、財団法人下霞保郷会（1955年設立）、財団法人成川共栄会（1956年設立）、財団法人三尾川愛郷会（1958年設立）、財団法人明神保郷会（1959年設立）、財団法人小川保郷会（1959年設立）、財団法人大居保郷会（1961年設立）などが、西牟婁郡では財団法人樫野保全会（1958年設立）、財団法人有田保郷会（1966年設立）、社団法人生馬愛郷会（1957年設立）、社団法人栗栖川愛郷会（1957年設立）、社団法人中辺野中川愛郷会（1959年設立）、社団法人岩田愛郷会（1962年設立）、社団法人市ノ瀬愛郷会（1962年設立）、社団法人富里保郷会（1962年設立）、などが現在でも確認できるが⁴²⁾、詳細については今後の調査を待つ必要がある。

石村は檜原村における財団法人南郷共益会⁴³⁾や旧成木村における3つの社団法人⁴⁴⁾など、東京都の事例を主に調査しており、南郷共益会に関して「法人という近代的な法形態が、部落有財産を維持管理するための、また内的外的両方面においてその解体を阻止するための、有力な武器として利用されている」⁴⁵⁾と評価している。その後、1961（昭和36）年に南郷共益会は総工費3,158万円の南郷小学校校舎建築に対して2,520万円を負担するものの、同校は廃校に追い込まれている⁴⁶⁾。

このように公益法人によって所有されるようになった部落有林野は全国的に数が少なくかつ地域性があるが、収益を公共事業に用いることから学校との密接な関連性があると考えられる。たとえば、先の9事例のうちの田沢自彊会は「収入を以て学区費の一部に充当し、田沢学区の学区村税の軽減に充て、旁諸種の社会事業をも行」っており⁴⁷⁾、現在も米沢市立三沢西部小学校の学校林（通称「ぶなやま」）の所有者であることがわかっている。

以下では、これまでの先行研究では知られていなかったもので、町村合併に伴う混乱の末に東京都町田市に設立された財団法人相原保善会について学校林との関連を中心に述べる。

3.5.1. 相原地区の概要

1958（昭和33）年、町田市は新市町村合併促進法による1町3村（町田町、鶴川村、忠生村、堺村）合併で誕生した。東京都の西南端に位置する前村の堺村は1889（明治22）年の町村制で相原と小山の2村が合併したことにより誕生し、その旧村の相原村は1875（明治8）年に上、中、下相原の3ヶ村合併により誕生した⁴⁸⁾。すなわち、旧村の相原村は明治の合併で前村の堺村の一部となり、前村の堺村は昭和の合併で現在の町田市の一部となる、という入れ子状の構造である。最寄のJR横浜線相原駅や京王線橋本駅から東京都心部まで1時間ほどでアクセスできる便利な地で、2005年8月1日現在の相原地区の世帯数は5,873、人口総数は15,265である⁴⁹⁾。町田市に合併される前、1947（昭和23）年の相原地区の人口総数は4,082なので、それから大幅に増えてい

ることがわかる48)。

以下、主に『相原共有地沿革史』49)に拠って相原の学校林の歴史を振り返る。

3.5.2. 学校林の成立

明治初期、旧相原村を含む3村（ほかの2村は横山村宇津貫、由井村大船）は42町3反29畝歩の秣場を村々入会により利用していた。この3ヶ村入会は、分割利用が実質的に進んでおり、旧相原村ではさらに上、中、下相原による分割利用がなされていた。そこで、1905（明治38）年に3ヶ村入会を解消し、上相原89名、中相原105名、下相原131名、計325名の関係者の合意の下で29町2反8畝24畝歩を大字相原登記の「相原共有地」とした。3ヶ村入会解消の「理由書」には以下のように記されている。

「本共有地ハ従前横山村大船由井村宇津貫堺村相原ノ入会秣場ナリシモ漠然秣場名義ニテ放任スル中ハ漫リニ雑草ヲ採取シ保護養成ノ途立ザルニ依リ今回共有者熟議ノ上各字ニ譲与シ使用監督ノ区域ヲ明ラカニシ責任ヲ分担シ殖林ノ趣意ニ基キ適当ノ樹木ヲ植付保護経営ヲ為シ立木林トシ将来各大字ノ基本財産ヲ造成セントスルニ有リ」51)

この時点で、相原地区には大戸尋常小学校と相原尋常小学校の2学区があったが、義務教育年限の延長に伴って1908（明治41）年に大戸尋常小学校が相原尋常小学校に合併されると、相原小学校校舎増改築のために「相原共有地」の売却などを検討してほしいと、行政村たる堺村から旧相原村へ1909（明治42）年に「請願書」が出される。その「請願書」に示された第一案は、学校基本財産として植林をする6町歩を除いて残りの共有地約23町歩余すべてを売却するというもので、第二案は、上、中、下相原それぞれに共有地を貸し下げ、賃料を徴収するというもの、第三案は、共有地全部を売却して売却代金を公債にするというものであった。これに対して、旧相原村側は以下の「堺村大字相原区有財産誓約書」を出して反対意思を表明する。

「村長ノ意思ハ専ラ売却セントスルモノノ如シ該共有地タル原野秣場ハ旧来我々村民唯一ノ宝庫ニシテ毎年春夏ノ交ニ於テハ青草乾草等ノ採取ヲ為シ以テ農家ニ必須ナル肥料ノ原料ヲ作り又タ冬季ニ至レバ薪並ニ養蚕用ノ簇ヲ伐採スル等当区民中特ニ山林ヲ所有セザル中等以下ノ農民ノ生活上最モ欠ク可ラザルノ土地ナリ然ルニ万一本村長カ立案セル第一案ノ如ク一時売却セラレカ当相原区民ノ不利ナル敢テ多言ヲ要セザル所ナリトス依テ我々同志者ハ一致団結シテ以テ共有地売却ニ反対スル」52)

この結果、「相原共有地」は売却を免れ、上、中、下相原の3地区に分割貸し付けされ、それぞれに植林組合が設けられた。しかし一連の経緯により、校舎建築のための財産の重要性が認識され、「その後分割貸付以外の大地沢の約4町歩に青木寛治の発意と同氏の檜、杉苗寄付により相原全住民の手により植林管理し相原学校林」が誕生することになる53)。1910（明治43）年2月5日に相原尋常小学校で開催された共有地管理に関する委員会の記録によれば、「相原全部ニテ経営」する「植林地」の場所は、上相原の貸付地分から「大法螺並に大法螺に接続する東南の窪地」が選ばれ54)、ヒノキ3,000本、スギ3,000本、マツ若干本が植林された。ここは現在、大地沢と呼ばれる谷戸の一番奥に位置している。

なお、上、中、下相原に貸し付けられていた残りの共有地も、1940（昭和15）年の皇紀2600年記念事業で行なわれた府行造林（植栽は1941年、堺村50：府50、45年契約）によって大部分（37町4反8畝15歩）が植林され55)、相原全体の財産へと変化していった。

3.5.3. 合併による土地所有の混乱

1953（昭和28）年の町村合併促進法の施行に伴って堺村は町田町などとの1町3村合併を検討するが、相原共有地の処分が問題となる。最終的に1町3村合併により町田市が誕生するのは1958（昭和33）年の新市町村合併促進法を待つことになるが、相原共有地については、1954（昭和29）年に改正施行された地方自治法第294条の新財産区規定に則って合併前の1955（昭和30）年8月に堺村が「相原財産区管理条例」を制定したことにより、相原財産区へ所有が移動される。そして、1958（昭和33）年に堺村は町田市の一部となるが、そのときに町田市が新たな財産区条例を設置しなかったことにより、相原財産区は法律上無効である前堺村条例にもとづいて存在する、という奇妙なことになる。

合併に伴うこのような混乱のなかにあっても、昭和20年代から30年代にかけて学校施設の整備が重要な課題であったことはこの地域においても同様で、相原財産区が設置される以前、1953（昭和28）年11月に「学校林処理対策委員会」が設けられ、学校林の立木の入札が行なわれている。その結果、スギ3,100本、ヒノキ420本、マツ100本を総額500万円で津久井製作所（八木喜作氏）が落札した⁵⁶⁾。表-11を参照すると、財産区設置前後からの支出を知ることができ、大きなものとしては、相原小学校、小山小学校の校舎建築費としてそれぞれ500万円弱の寄付が支出されている。また、水道工事や渡り廊下工事、給食室設置など学校施設の整備をするたびに財産区から支出がなされたことがよくわかる。上記の学校林からの収益がこれらに用いられ、その後もまた学校林として植林されたことを、さきの「相原財産区管理条例」にもとづいて1955（昭和30）年9月に施行された「相原財産区管理条例」の学校林に関する規定から知ることができる。

表-11 相原財産区から小学校への支出
Table 11. The Expenditure on School from Aihara Propety Ward.

年月	内容	金額
1954(昭和29)年7月	校舎建築寄付金(相原小学校)	475,000
1954(昭和29)年8月	校庭整備費寄付	288,000
1954(昭和29)年10月	建築附帯工事費寄付	75,000
1954(昭和29)年12月	水道工事費	100,000
1954(昭和29)年12月	80周年記念事業	60,000
1955(昭和30)年5月	水道・校庭整備事業	180,000
1955(昭和30)年6月	校舎建築寄付金(小山小学校)	469,800
1956(昭和31)年3月	渡り廊下工事他事業	300,000
1956(昭和31)年6月	学校整備費	500,000
1957(昭和32)年4月	放送設備費	200,000
1958(昭和33)年6月	井戸修理	100,000
1961(昭和36)年12月	給食室負担金(2回)	750,000
1961(昭和36)年12月	学校林記念碑建設費	132,292
1961(昭和36)年12月	堺中学校へ寄付として	120,000
1961(昭和36)年12月	雑費(祝賀費等)	13,000
	合計	3,763,092

注： 相原財産区昭和35年5月22日調

出典： 記念誌編集委員会, 1975, 『あいほら - 相原小学校創立百周年記念 - 』,
相原小学校創立百周年記念事業協賛実行委員会, 153pp., p.37

「第8条 従来学校林と称したる植林地より生じたる収益金は主として区内の教育文化の向上発展及其の施設の改善充実の爲めに使用するものとする。

第9条 従来の学校林の跡地は引き続き学校林として経営するものとする」⁵⁷⁾

しかし、いつまでも無効な条例にもとづいて存在するわけにもいかないため相原財産区は、まず生産森林組合の設立を検討することになる。1962（昭和37）年の秋頃より協議会を重ね、東京都庁地方課への相談や埼玉県「平生産森林組合」への視察などを実施し、翌1963（昭和38）年1月14日には「相原生産森林組合設立発起人」によって「相原生産森林組合設立目論見書」の作成にいたる。その目論見書のなかの「設立の目的」には以下のような文言がある。

「みな原野秣場であつたものを森林施業に不断的努力を傾けると共に昭和29年相原財産区となし、管理会により管理運営し、ようやくその成果を見るに至りたるも、その間相原区民の犠牲と努力とは、想像に余りあるものにして、之が相原地区民の公共の福祉に資することは当然にして、かつ今後の森林施業の重要性の困難さにかんがみ、ここに、相原区民を一円とする、相原生産森林組合を設立し、この法人に相原財産区有林の譲渡を受け、従来のありかたを崩さず相原区民自体の管理経営により、一層森林の保続培養と森林生産力の増進を図ると共に、相原区民の福祉に資せんとするものである」⁵⁸⁾

その後、発起人は同月30日に「相原生産森林組合設立準備会」を町田市役所堺支所で開催し、定款などの文書作成を進めた。そして、翌月17日日に「相原生産森林組合創立総会」を相原小学校で開催し、理事および幹事を選挙し（定数未満のため推薦者を無投票で全員選出）、同日付で定款を出したのである⁵⁹⁾。

しかし、発起人の代表がその後の経過について、「東京都庁地方課に於て疑義を生じ、以来数十回の説明、調査の結果、昭和41年に至り、漸く疑義の点につき地方課長と円満な解決をみ」たので、「直ちに農林部へその許可を折衝しました処、申請当時と現在では、林野庁の指導方針も変り、（中略）結論として本年9月適当でない旨の通達が」⁶⁰⁾あった、と述べているように、発足させたはずの生産森林組合は結局のところ認可されなかったのである。すでに無効な条例になっていたとはいえ、特別地方公共団体である財産区から私法人である生産森林組合へ林野を移動することは行政の立場からみれば当然認可できなかつたといえる。

この結果、無効な条例にもとづく相原財産区は次の手段を模索することになる。それが財団法人であった。

3.5.4. 財団法人相原保善会の発足

生産森林組合の設立を検討していた際に、発起人たちは公益法人有の入会林野についても調査していたようで、石村が調べた成木村や南郷共益会への視察記録（1967年8月）も残っている。生産森林組合の道を閉ざされた相原財産区は、町田市と協議を重ねた結果、ごく簡単に述べれば、町田市新市庁舎の建築費を一部負担することにより財団法人の設立を実現するのである。

1968（昭和43）年7月に町田市長青山藤吉郎と相原財産区とのあいだで交わされた「相原共有財産協定書」および「相原共有財産の処分に関する協定に基く附帯契約書」によれば、相原財産区は全財産を町田市にいったん信託するものの、信託した財産を以下の3つに分けて処理することを町田市に約束させたのである。すなわち町田市は、1) 学校林を含む大地沢地区の林野については新しく設立する財団法人に寄付し、2) 七国地区については財産区との協議のもとで必要に応じてこれを処分しその収益を主に相原地区の公共施設費への充当および財団法人の運用資

金として用い、3) 御殿地区についてはこれを処分しその収益を新市庁舎建築資金に充当する、というものであった。また、2) の処分金の使途として数年内における相原小学校校舎増改築、同プール建設、堺中学校校舎改築などを要求するなど、市による財産の処理方法が細目に渡って示されている⁶¹⁾。そして、この結果、大地沢の府行造林地 118,090m² と現金 2,000 万円を基本財産、大地沢の学校林 39,669m² と現金 165 万円を運用財産とする財団法人相原保善会が 1969 (昭和 44) 年 1 月に発足した⁶²⁾。

その後、保善会は幼稚園経営や、市が経営する大地沢青少年センターへの土地貸し付けなど、相原地区での公共事業を積極的に行なっており、学校林についても相原小学校と連携して教育的な利用を進めている (なお、府行造林地 (1943 年以降、都行造林) については大地沢青少年センター建設構想を受けて 1970 (昭和 45) 年に 1986 年までの契約期間を短縮、伐採し、都収得点はスギ・ヒノキ 11,587 本、価格 6,398,560 円で、保善会収得点はスギ・ヒノキ 16,613 本、価格 6,997,831 円になった⁶³⁾。

2005 (平成 17) 年 4 月 16 日、3ヶ村入会の分割によって「相原共有地」が誕生してからちょうど 100 年が経過したことを記念して「フェスタ相原 100」が行なわれた。保善会からの支援を得て相原地区で活動している市民活動団体が数多く出店し、小学校も学校林での活動内容を展示するなど大変盛大なものであった。このように、現在は林業経営による収益はないが、保善会は豊富な資金を元に地区内の学校をはじめ市民活動団体に助成を継続的行なうとともに、学校林や「相原共有地」を管理し、その歴史を伝える役割を十分に担っている、といえるだろう。

3.6. まとめ

ここまで、町村合併に伴う学校林の所有移動について数少ない統計資料と事例からみてきた。公有林野一般の移動に関する一連の施策が新市町村への引継ぎをメインロード、新財産区の設置をサブロードに想定していたように、学校林についても、数量的なことは分かりえないが、おそらく無条件もしくは条件付で (すなわち学校林として維持することを条件に) 新市町村に統一されるか、さもなくば前町村が財産区を設置して財産区有林の一部として学校林を管理経営するものが多かったであろう。しかし、自然村と前町村の中間領域に小学校がある構造が維持されているならばまだしも、戦後に新制中学校が設置されたことによりその構造が微妙に崩れ、しかも国家総動員体制下に生成された「愛郷共同関係」は国土復興や校舎建築のために展開された学校植林運動によって今度は純粋に郷土のための紐帯を強めたといえる。そのために学校と地域社会との関係は一様ではなく、それに応じて学校林の移動もさきにみた 3 事例のように非常に複雑なものがあらわれる。

合併により設置された新財産区の松尾財産区の学校林は、村々入会から形成されてきた旧財産区である松川入財産区の所有地を借用して造林されたものであった。一般に、新財産区有林は前町村有林の全部もしくは一部が移動されるので、行政の財産としての性格が濃い。一方、旧財産区有林は旧村単位に設置されるので一般に新財産区よりも範囲が狭く、部落有財産としての性格が濃い。しかし、松尾財産区の学校林は、まず財産区有林のすべてが学校林であるという点、次に松尾を含む複数の前村組合を単位にする旧財産区有林のなかに学校林があるという点、において特殊である。たしかに、松川入は形成の経緯から部落有林野としての性格が濃い、そこに明治期から設置されてきた各小学校の学校林は部落有林野とは明らかに異なる性格を有している。学校林は、実際に植林、管理経営し、その収益を享受した体験をもつ住民や児童生徒にとって、

松川入とは別に新財産区を設置してでも別途、管理経営するべき存在であったと考えられる。地区内に山林がないために生じた、一般の山林の管理経営を担う領域と学校林の管理経営を担う領域のズレが町村合併により露顕し、学校林の特殊性を明白にした。しかし、飯田市の一部となり学校設置主体としての権限を失った松尾は合併後に収益を学校へ提供することをやめる。現在も松尾財産区と松尾小学校の領域は一致しているが（中学校の領域は一致していない）、学校施設の整備は市の役割であるとの判断からである。地区全戸だけで造成した財産を地区全戸だけで享受する、もっとも効率のよい公共事業へ充当するべきだという判断からであろう。その点において、松尾財産区有林は、行政の財産としての性格が濃い公有林野ともまた異なるのである。

部落有林野を統一し官行造林を実施した村有林をもつ高瀬村は、まだ新財産区制度が導入される前の町村合併の際に全戸住民を権利者にして任意団体を設立した。高瀬地区にとっては高瀬生産森林組合とはその任意団体高瀬植林組合の性格を過不足なく反映させたものに過ぎない。制度や外形が変わっただけのことであり内実は変わっていない。その意味において、タイミングが異なれば高瀬生産森林組合は農協のままでもよかったし、新財産区になってもよかった。そして、その変わらない内実を決定付けているものが、部落有林野統一と官行造林を導入させる契機となった学校林だといえる。村有林としての管理経営が成功していなければ日田市への財産移動を余儀なくされた高瀬地区にとって学校林はバラバラの部落をまとめた象徴的な存在であり、誇りなのである。したがって地区の紐帯に危機感を抱くとき学校林が求められる。台風被害からの復興と学校林植林の復活は連係しているといえるだろう。

変らない内実という点においては財団法人相原保善会もまったく同様である。実質的には旧相原村内で3分割して利用していた「相原共有地」は、相原小学校校舎増改築のために売却されるという危機を迎える。行政村である前塚村によってもたらされたこの危機を乗り越えた相原は、それを踏まえて今度は自らの判断で学校林を造成し、その後の府行造林などを経て部落の統合を成し遂げていく。まず、前塚村は旧相原村の「相原共有地」を新財産区にしたのちに町田市と合併する。これが適法だったのかは筆者には判断しかねるが、前村単位でなく旧村単位である新財産区設置が法律的に不可能だったので町田市は新しい条例を設けることができなかったのではないか。しかし、重要なことは、法律の問題よりも、前村単位ではなく旧村単位で財産を保全しようとした相原の意思であろう。塚村を構成するもうひとつの旧村小山の学校建築費や塚中学校への支出がわずか数年間の財産区時代にみられるが、ここに、前村単位の財産区を町田市に引き継ごうとする前塚村の思惑と旧村単位で財産を保全しようとする相原の思惑のズレが垣間見られる。おそらく相原は財産区制度を手にするためにこれらを少々支出したに違いなく、一方の塚村は相原の財産を手にするために財産区制度をぶら下げたに違いない。財産区をあきらめた相原は、興味深いことに生産森林組合設立を目指す。高瀬が農協から生産森林組合に所有を移動したことと同様にこの時点ではまだ自然村財産の保全策として有効な手段だったはずである。しかし、入会林野近代化法施行の年に不認可が決定したことから推測すれば、行政による生産森林組合制度の運用指針の変化が少なからず影響している。そして、相原は最終的に財産を町田市に一部売り払って財団法人を設立するが、内実はまったく変わっていない。すなわち生産森林組合設立の目論見書にみられる「相原地区民の公共の福祉」に他ならない。そしてその発端となった学校林はここにおいてもやはり象徴的な存在になっている。ただ、結果として財団法人という外形を得たことは相原にとって幸運であった、といえるのではないか。財産区や生産森林組合に比較しても、土地売却益や借地料収入など豊富な資金を「相原地区民の公共の福祉」にまわすのに財団

法人は都合がよい。実際に地区内の市民活動団体に資金を助成する仕組みが構築されており、助成金をもとに60を超える団体が活動を展開している⁶⁴⁾。もはや財産としての学校林は価値を失っているが、財産の公共利用はいまも形を変えて継続しているのである。

若干の考察を加えるならば、学校林をめぐる「財産共同関係」は物理的な基盤を重視するがゆえに分解するベクトルを有していた。一方で学校林の造成を契機にして地区全体での紐帯を段々と強める「愛郷共同関係」は物理的な基盤よりもむしろ心理的な基盤を重視する。町村合併に伴って財産の移動が検討されるとき一般的にみれば部落有に分解するベクトルと新市町村有に統一するベクトルが同時に働く。しかし、これまでみてきた学校林の移動事例はその両方のベクトルを押さえ込み、その代わりに地区限定の公共利用というベクトルを示す。そして、「愛郷共同関係」の公共利用ベクトルによって、「財産共同関係」の分解ベクトルが解消され、かつ新市町村に統一されない制度的な外形が得られたとき、「地区民の公共の福祉」としての学校林が残されたのである。

注・引用文献

- 1) 山田公平, 2002, 市町村合併の歴史的考察, pp.216-259, p.226(室井力,『現代自治体再編論—市町村合併を超えて』, 日本評論社, 259pp. 所収)
- 2) 若林, 1999 前掲書, p.42
- 3) 大幅な改正を経ているために現行の地方自治法 208 条とは異なる。
- 4) 遠藤治一郎, 1955 前掲書, p.74
- 5) 農林省農林経済局統計調査部, 1957,『公有林野調査報告書』, 159pp.
- 6) 公有林野調査会, 1959,『公有林野の実態とその問題点』, 林野共済会, 255pp.
- 7) 川島武宜・潮見俊隆・渡辺洋三, 1968,『入会権の解体 III』, 岩波書店, 670pp.
- 8) 林野庁, 1956,『公有林野に関する問題事項』, 66pp., pp.35-40, 川島武宜ら, 1968 前掲書, 第 4, 第 5 表
- 9) 川島武宜ら, 1968 前掲書, pp.430-431, 林野庁, 1956 前掲書, pp.35-40, なお, 項目内の「管理経営させる」という表現は, 当該森林が用材林である場合に, 「利用させる」という表現は当該森林が自家用薪炭材または原野として用いられている場合に使っている。
- 10) 川島武宜ら, 1968 前掲書, 430p.
- 11) 室田武・三俣学,『入会林野とコモンズ』, 2004, 265pp., p.173-175, p.45-54
- 12) 東根の教育史をつくる会, 1980,『白鷹町・東根の教育史』, 東根の教育史をつくる会, 546pp., および 2000(平成 12)年の現地調査にもとづく。
- 13) 松尾財産区(飯田市松尾支所), 松尾小学校への聞き取りを含む, 飯田市松尾における調査は, 2001(平成 13)年から 2004(平成 16)年にかけて複数回実施した。本稿の記述はそれらにもとづく。
- 14) 長野県総務部地方課, 1965,『長野県市町村合併誌 総編』, 長野県, 1354pp., p.141
- 15) 松尾村誌編集委員会, 1982,『松尾村誌』, 松尾村誌刊行委員会, 898pp.
- 16) 松尾村誌編集委員会, 1982 前掲書, pp.590-602
- 17) 中村七五郎, 1908,『飯田尋常高等小学校沿革紀要』, 138pp, p.7
- 18) 飯田市歴史研究所所蔵資料より
- 19) 松尾学校沿革史編集委員会, 1975,『松尾学校沿革史』, 松尾小学校開校百周年記念行事実行委員会, 558pp., 263p. なお, 現在もほぼ同じ面積の 18.5ha を松尾財産区が管理経営している。2003 年の状況を見れば, かつての 1 号地は 38 年生スギ 1ha(現在は 8, 9 番区画), 38 年生ヒノキ 1ha(7 番区画), かつての 2 号地は 23 年生ヒノキ 4ha(5 番区画), 38 年生ヒノキ・35 年生スギ・47 年生カラマツ 3ha(2, 3, 4 番区画), 12 年生ヒノキ 7ha(6 番区画), 38 年生ヒノキ・52 年生カラマツ 1.5ha(1 番区画), かつての 3 号地は 75 年生スギ 1ha(14 番区画)になっている。
- 20) 松尾村誌編集委員会, 1982 前掲書, 602p.
- 21) 飯田市松尾支所資料より
- 22) 石村善助, 1959, 森林組合, pp.441-448(近藤康男,『牧野の研究』, 東京大学出版会, 457pp. 所収)

- 23) 全国森林組合連合会森林組合制度史編纂委員会, 1973, 『森林組合制度史 第2巻』, 全国森林組合連合会, 883pp., p.823
- 24) 全国森林組合連合会森林組合制度史編纂委員会, 1973 前掲書, p.820, p.826
- 25) 日田市立高瀬小学校, 高瀬生産森林組合への聞き取りを含む, 日田市高瀬における調査は, 2003(平成15)年に複数回実施した。本稿の記述はそれらにもとづく。
- 26) 日田市立高瀬小学校, 2002, 『学校要覧』
- 27) 日田市立高瀬小学校, 1953, 『学校植林経営状況』, 日田市立高瀬小学校, 1958, 『学校植林実施状況』など
- 28) 日田市立高瀬小学校, 2002 前掲書
- 29) 高瀬振興協議会, 2002, 『高瀬振興協議会総会資料』 なお, 1998年より山林顧問は校務分掌に位置づけられ, 学校との連携はより密接になった。また, 育友会とは, 日田市内の全小学校にPTAの代わりにある組織で, 保護者のみならず校区全戸(約1500戸)が加入している。
- 30) 高瀬生産森林組合, 1990, 『組合のあゆみ』, 169pp., pp.110-112
- 31) 日田市立高瀬小学校, 1953 前掲書
- 32) 高瀬生産森林組合, 1990 前掲書, pp.5-18
- 33) 高瀬生産森林組合, 1990 前掲書, p.25
- 34) 高瀬生産森林組合, 1990 前掲書, pp.23-48
- 35) 日田市立高瀬小学校, 1998, 『学校林活動状況調査』
- 36) 日田市立高瀬小学校, 1953 前掲書
- 37) 石村善助, 1959, 公益法人, pp.449-457(近藤康男, 『牧野の研究』, 東京大学出版会, 457pp. 所収)。参考までにその9事例を挙げておくと, 1) 社団法人丹三郎共済会(東京都西多摩郡旧古里村丹三郎。明治43年設立), 2) 社団法人二本竹共済会(東京都西多摩郡旧成木村上成木下分二本竹。明治44年設立), 3) 社団法人里仁会(東京都西多摩郡旧成木村上成木上分。大正2年設立), 4) 社団法人天ヶ指共済会(東京都西多摩郡旧成木村上成木下分天ヶ指。大正3年設立), 5) 財団法人田沢自強会(山形県南置賜郡旧三沢村。大正3年設立), 6) 財団法人和合会(長野県下高井郡平穏村。大正3年設立), 7) 財団法人南郷共益会(東京都西多摩郡檜原村南郷。昭和14年設立), 8) 財団法人霞共益会(東京都青梅市旧霞村。昭和28年設立), 9) 社団法人二井宿愛林公益会(山形県東置賜郡高島町二井宿。昭和31年設立), となっている。
- このうち田沢自強会, 和合会については島田錦蔵が調査したものであり(島田錦蔵, 1941, 『森林組合論』, 岩波書店, 503pp., pp.483-484), 和合会についてはその後北條浩が詳細に調べている(北條浩, 1975, 『公有林野政策と入会の変容: 長野県山ノ内町における財団法人和合会の歴史』, 徳川林政史研究所, 699pp.)。
- 38) 青嶋敏, 1984, 公益法人形態をとる林野入会集団 - 秋田県河辺郡雄和町の事例を中心に -, 農業構造問題研究, 140, pp.291-320
- 39) 和歌山県の特異性について山形大学の有永明人教授よりご教示いただいたことを付記する。
- 40) 文部省, 1939, 『法人一覽』, pp.45-46
- 41) 根本昌彦, 1986, 集落共同経営林の展開と山村住民の就業 - 和歌山県古座川町平井における事例 -, 林業経済研究, 111, pp.56-61
- 42) 和歌山県教育庁総務局総務課, 教育委員会所管公益法人一覽(平成15年9月現在), <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg500100/5001001/houjin.html> (2004.12月取得)より
- 43) 石村善助, 1957, 部落有林野の存在形態 - 東京西多摩郡檜原村の組共有地について -, 法社会学, 10, pp.106-131, 東京都総務局総務部企画課, 1957, 都下山村自治の実態調査報告書 - 西多摩郡檜原村について -, 378pp., 林野庁, 1958, 部落有林実態調査報告書 - 私法人の形態をとるもの - 第11号, 139pp.
- 44) 石村善助, 1958, 法人形体をとる部落有林野について - 部落有林野の存在形態に関する一つの覚書 -, 人文学報, 18, pp.181-216, 東京都総務局総務部企画課, 1958, 都下村落行政の成立と展開 - 青梅市成木調査報告書 -, 173pp.
- 45) 石村善助, 1957 前掲書, p.130.
- 46) 若林敬子, 1999 前掲書, 223-225
- 47) 島田錦蔵, 1941 前掲書, p.483
- 48) 堺村誌編集委員会, 1975, 『堺村誌』, 堺村誌編集委員会, 139pp., pp.3-9
- 49) 町田市, <http://www.city.machida.tokyo.jp/shi/setai/cyou.dan.nen/index.html> (2005.12.1.取得)
- 50) 相原共有地編纂委員会, 1978, 『相原共有地沿革史』, 相原保善会, pp.209

- 51) 相原共有地編纂委員会, 1978 前掲書, p.26
- 52) 相原共有地編纂委員会, 1978 前掲書, pp.60-64
- 53) 相原共有地編纂委員会, 1978 前掲書, pp.76-77
- 54) 相原共有地編纂委員会, 1978 前掲書, p.148
- 55) 相原共有地編纂委員会, 1978 前掲書, p.76
- 56) 記念誌編集委員会, 1975, 『あいはら－相原小学校創立百周年記念－』, 相原小学校創立百周年記念事業協賛実行委員会, 153pp., p.37
- 57) 相原共有地編纂委員会, 1978 前掲書, pp.78-80
- 58) 財団法人相原保善会保管資料
- 59) 財団法人相原保善会保管資料
- 60) 相原共有地編纂委員会, 1978 前掲書, p.82
- 61) 相原共有地編纂委員会, 1978 前掲書, pp.99-103
- 62) 相原共有地編纂委員会, 1978 前掲書, pp.124-133
- 63) 木下眞編, 1999, 『子どもや孫に伝えたいはなし 昭和・激動の中の相原』, 相原保善会, 136pp., p.21
- 64) 木下眞編, 1999 前掲書, pp.40-44

4. 戦後体制の転換と学校林の衰亡 (1954-)

4.1. はじめに

1950 (昭和 25) 年に始まる朝鮮戦争は GHQ/SCAP 占領下からの独立を加速させただけでなく、結果として日本に特需をもたらし、その後の高度経済成長の足がかりをつくった。1955 (昭和 30) 年には自由民主党が結成され (55 年体制)、地方行財政においては 1954 (昭和 29) 年の「地方税制改革と地方財政平衡交付金の地方交付税への改組を中軸として、市町村優先、直接税中心のシャープ税制は崩れ、総額に一定の枠をはめ、義務的行政と国の計画・施策を確保する財政調整制度が確立された」¹⁾。しかし、それは学校林にとっては衰亡の序章となる。

文部行財政の変化をみれば、1951 (昭和 26) 年に廃止された「義務教育費国庫負担法 (1940 年法律第 22 号)」が 1953 (昭和 28) 年に復活 (法律 303 号) 施行され、翌 1954 (昭和 29) 年に平衡交付金制度が地方交付税制度に置き換えられるなど補助金を通じて中央が地方を統制する体制になると²⁾、市町村の歳出総額に占める教育費の割合はそれまでの 25% 程度から 20% 程度となり安定するようになる³⁾。また公立文教施設費の補助は、1948 (昭和 23) 年の地方財政法 (法律第 109) 10 条 3 により一定の補助を国が負担することが規定されたものの補助方法が未定であったが、1953 (昭和 28) 年になって「公立学校施設費国庫負担法」などの整備により戦災復旧および義務教育の年限延長に伴う公立学校施設の建設に要する経費の 1/2 が国庫負担となり、臨時的な措置としての補助が整えられ、これらをもとにして恒久的な制度である「義務教育諸学校施設費国庫負担法 (法律 81 号)」が 1958 (昭和 33) 年に成立する⁴⁾。この「義務教育諸学校施設費国庫負担法」第 10 条により新制中学、教室不足、学校統合、体育館の新築および増築は 1/2 補助、構造上危険な建物の改築は 1/3 補助となった。特に理由のない小学校校舎の新築および増築に補助がないことや、構造上危険な場合も学校統合になれば補助率が高くなることは学校統廃合のインセンティブとして働いたといえる。

林野についても、1918 (大正 7) 年の「公有林野官行造林法」が 1956 (昭和 31) 年に「公有林野等官行造林法」に改正され、これが 1961 (昭和 36) 年に森林開発公団造林に引き継がれると、奥地水源林の開発が進められ、拡大造林に拍車がかかっていく。さらに、中小農林家を自立

経営体として育成する構造政策を背景に1964（昭和39）年に「林業基本法（法律161号）」が施行され⁵⁾、「構造政策に基づく産業促進法としての林業基本法に森林計画制度が包摂されていた」⁶⁾と吉岡祥充が述べるように、GHQ/SCAPの指導のもとで1951（昭和26）年に成立した森林法優位の枠組みが修正される。その2年後の1966（昭和41）年には「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（法律126号）」が施行され、部落有林野や未整備入会林野が生産森林組合などの所有に転換されていくことになる。

こうして教育施設のための負担や国土復興のための造林を地域社会に依存した体制が影を潜め、国からの補助金によるコントロールのもとで市町村が公共事業を担う体制が姿を現す。学校林に関する施策は、国を挙げての造林運動や新制中学校校舎の建築が一段落着けば収束していかざるをえない。そして、先にみたように「愛郷共同関係」が「財産共同関係」を制度的な外形により固定化した場合を除けば、学校林をめぐる共同関係は当然のことながらそれまでの価値を失って衰退していくことになる。

4.2. 学校植林の方向転換：第2次学校植林の開始

第1次学校植林5ヶ年計画が滞りなく終了すると1954（昭和29）年度から第2次5ヶ年計画が1次に継続して開始することとなる。しかし、第1次5ヶ年計画が開始された時期はGHQ/SCAP占領下にあり、急激な民主化と分権化のなかで校舎建築などの学校経費を自ら捻出しなければならぬという危機感が地域社会にあったが、第2次5ヶ年計画が開始する1954（昭和29）年には国庫補助金などによる中央集権的な地方自治制度が復活しており、さらには町村合併により地域社会の共同性自体も不安定になっていたといえる。そのような背景のなかで学校植林を持続させる方法として選択されたのが、「学校における緑化活動」への転換であった。第2次5ヶ年計画が第1次5ヶ年計画と異なる点について藤野昭一が以下のようにまとめている。

「1 学校植林のほかに環境緑化を加え、学校における緑化活動としたこと

2 この緑化活動は、学校教育上から見て恒久的なものであるとして位置づけられたこと

3 学校植林については、学校教育の一環において学習活動として実施することを第一義としたこと

4 私立の小・中・高校をも国有、公有部分林契約の対象としたこと

5 一校あたりの保有面積の目標を、高校約30町歩、中学校約20町歩、小学校約15町歩としたこと」⁷⁾

最も重要な変化は、第1次までは「学校植林」だけであった活動内容を、第2次からは「学校植林」と「環境緑化」の2本柱による「学校における緑化活動」と位置づけたことである。この変化からも分かるように造林に重点が置かれていた第1次と比較して第2次は造林と教育の荷重が拮抗する。変化は造林実績にもあらわれ（表-12）、第1次では5年間で46,448haが造林されたが、第2次ではその半分以下の20,254haしか造林されていない。実施校数についても26,195校から11,504校へと減少する。数値からも第1次に比べて第2次は効果が小さかったことがわかる。

1958（昭和33）年度に第2次学校植林5ヶ年計画は終了するが、その後1960（昭和35）年に「学校における緑化活動について」という通達が出され、第2次の内容が再確認されるものの、あらたな5ヶ年計画は発せられなかった。1949（昭和24）年に始まった学校植林運動は第2次5ヶ年計画の終了をもって事実上終わったといえるだろう。以下が1960年の通達の内容である。

表-12 第2次五ヶ年計画の実績推移
Table 12. Transition of The Second Five-year School Afforestation.

年度	造林面積 (ha)	実施学校数 (校)	参加生徒数 (千人)
1954(昭和29)	6,258	3,279	825
1955(昭和30)	4,383	2,129	651
1956(昭和31)	3,916	2,013	689
1957(昭和32)	2,938	1,994	416
1958(昭和33)	2,759	2,089	467
計	20,254	11,504	3,048

注: 造林面積, 実施学校数は国土緑推, 1975, 『学校林の手引き』, p.3, 参加生徒数は齊藤功, 1953, 『学校植林』, p.67 および国土緑推, 1965, 『国土緑化運動十五年』, p.167 より

「学校における緑化活動について

昭和35年2月29日文初職第111号, 林野指第1244号, 文部省事務次官, 農林事務次官より各都道府県知事, 各都道府県教育委員会あて

学校における緑化活動は, 従来学校教育の一環として行われ, その効果はきわめて大きいものがありました, 今後これを永続的活動として実施するため, 別紙の通り学校植林及び学校環境緑化に関する実施要項を定めました。

これらの実施については, 緑化活動の意義を十分認識させ, ひいては, 森林資源の確保, 国土の美化保全に資するよう格別の御配慮をお願いします。

学校植林実施要項

1. 趣旨

学校植林は, 学校が, 教育の一環として, 学校林を経営管理する活動であって, この活動を通じて教育的効果を高めるとともに, 森林資源の確保と国土の保全に資することを目的とする。

2. 実施主体

小学校, 中学校及び高等学校は, 地方公共団体, 関係国家機関, 関係諸団体などの協力を得て学校植林を行なう。

3. 方法

(1) 実施計画

学校植林は長期にわたり実施するものであるから, 関係書記官, 団体などの協力を得て周到な実施計画を立てるものとする。この場合, 地域の実情, 植林地の状況, 学校規模, 期待し得る協力の程度などに応じて, 学校ごとに妥当な実施時期, 造林面積, 樹種などを定めるようじゅうぶんに検討を加え教育上効果があがるように留意する。

(2) 造林地のあつせん

国有地については, 所轄の営林局署がこれに協力する。公有地及び私有地については相互の協議によるが, 都道府県知事においても都道府県教育委員会と協議の上適宜あつせんするものとする。

(3) 契約

学校管理者は、土地所有者と分取契約を行なうものとするが、契約には、国有林野については国有林野法の規定に基づき、公有林および民有林については国有林野の場合に準じ、契約期間収益の分配その他施業について必要な事項を規定する。

(4) 収益の処分等

学校管理者は学校林の運営ならびに収益の処分についてあらかじめ当該学校と協議し、その収益が当該学校にかかる経費に充当することができるよう措置する。

(5) 実施上の留意事項

ア 実施にあたっては、教育活動の限度を越えて児童生徒に課題の負担を強いることにならないように注意し、安全および保健にもじゅうぶんに配慮する。

イ 実施にあたっては、場合によれば育苗も合わせ行ない、特に植付後の保育管理に重点を置く等、統一ある施業を行なうものとする。なお苗木については、国および都道府県において優先的にあつせんする。

学校環境緑化実施要項

1. 趣旨

学校環境緑化（以下単に「環境緑化」という。）は、学校が、教育の一環として、学校およびその周辺に草木を植栽し、管理する活動であって、あわせて児童生徒の学習活動に資することを目的とする。

2. 小学校、中学校および高等学校は、地方公共団体、関係国家機関、関係団体などの協力を得て、教職員および児童生徒の活動を柱として環境緑化を行なう。

3. 方法

(1) 実施計画

環境緑化は継続的な事業であるから、単に年度内の計画だけでなく、長年の年次計画を立てることが望ましい。

また、児童生徒の自発的な活動を中心に計画することはもちろん望ましいが、事業の性質上、父兄や地域社会の協力は欠くことのできないものである。したがって、計画を立てるにあたっては、これらの協力をえられるような態勢を作るよう配慮する必要がある。

(2) 環境緑化の実施

環境緑化は、次のような内容を含むものであるが、相互に関連するものであるから、全体として統一あり、総合的なものでなければならない。

ア 教育環境の整備のための環境緑化

並木、植込、泉水、花壇、芝生、日よけ風よけのための植樹等

イ 学習活動としての環境緑化

学級園、教材園、見本林、水生植物園、薬草園等。

(3) 実施上の留意事項

ア 教育活動の限度を越えて児童生徒に過重な負担をかけることの内容に注意する

イ 指導にあたっては、児童生徒の相違と自主的な活動を促すよう留意する。」⁸⁾

この通達に述べられているように「学校における緑化活動」である学校植林と学校環境緑化はともに「永続的活動として実施」される。現在もこの規定に沿って学校林を設置することが可能

haおよび校

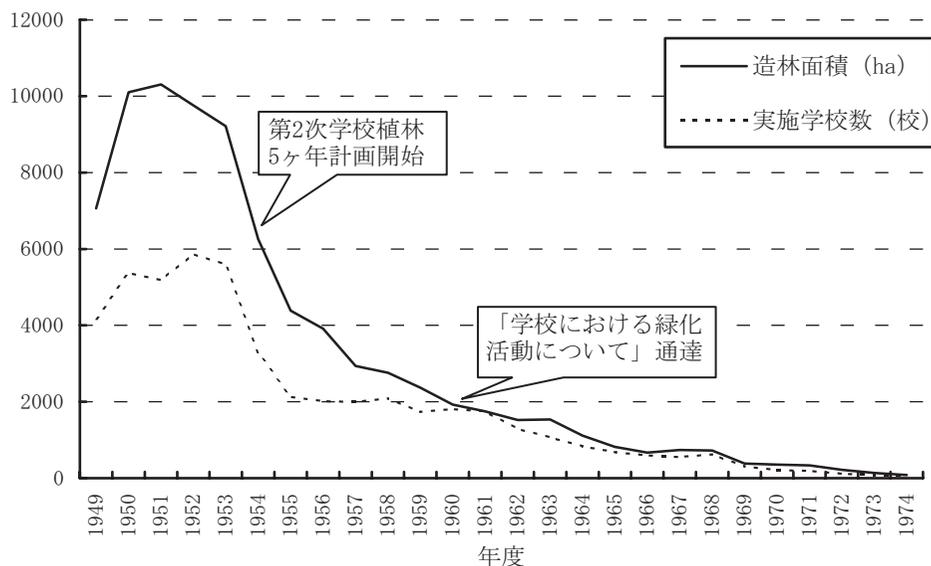


図-1 「学校における緑化活動」の実績推移

Fig. 1. Transition of The School Afforestation (1949-1975).

出典:国土緑化推進委員会, 1975,『学校林の手引き』, p.3の数値より作成

であるが、5ヶ年計画が2次にわたって終了した段階で植林運動としての力はすでに失われており、1960年代に入るとあらたな設置は減少の一途を辿ることになる（図-1参照）。

こうして、GHQ/SCAP、林野官僚および関係団体、地域社会の3者の思惑が複雑に絡み合っただけの学校植林運動は終わり、教育のための「緑化」イメージだけが残された、といえるだろう。

4.3. 部分林による設置

先にみた学校植林の実績は必ずしも土地や立木を取得しているものではないが、部分林契約による学校林設置は財産としての意味がある。戦後の学校部分林についてはすでにみたように1949（昭和24）年の文部農林両次官通達「学校植林運動の実施について」のなかで「国または地方公共団体は、所管する国立または公立学校のために土地所有者と部分林契約を行う」ことが定められ、さら収益の分収率は国有林の場合は国2、学校8の割合、と一般の分収率に比べ造林者にかなり有利な設定にすることが示されている。このように学校部分林には国が学校と部分林契約をする場合と市町村などの地方公共団体が学校と部分林契約をする場合とがある。

まず、国有部分林による学校林の設置の起源については、塩谷は1938（昭和13）年の通牒「愛林日実施ニ関スル件」（山第2408号）を根拠にした「国家精神総動員愛林日」における学校への国有林野貸与に求めている⁹⁾。根拠となる通牒はこれで間違いないと思われるが、すでに拙稿で示したようにこの通牒が出される前に「小学校ノ基本財産ノ為ニ国有林ヲ貸付ケルト云フ取扱

ハ、従来マデハヤッテ居リマセヌデシタガ、本日サウ云フ取扱ヲ致シマスヤウニ通牒ヲ発シマス」という発言が第73回帝国国会衆議院建議委員会の「小学校林造成に関する建議案」のなかでみられることから¹⁰⁾、国有部分林による学校林の発端はこちらを採用しておきたい¹¹⁾。

表-13をみるとわかるように1953(昭和28)年から(現在も継続している)学校部分林の統計がとられており、国有部分林全体に占める学校部分林の割合を求めることができる。分かりやすいところで1955(昭和30)年をみると、全体の件数が5,171、面積が45,748町で、学校部分林の件数が1,293、面積が4,554町なので、件数の全体に占める割合で25%、面積で10%が学校部分林という計算になる。他の部分林に比べて1ヶ所の面積が小さいために面積の割合は小さい

表-13 国有部分林による学校部分林の変遷
Table 13. Transition of School Shared Forests and National Shared Forests.

面積単位: ha

年(4月1日)	国有部分林総数		学校部分林		割合(%)	
	件数A	面積B	件数a	面積b	a/A	b/B
1951(昭和26)	5,634	43,341	-	-	-	-
1952(昭和27)	4,941	39,167	-	-	-	-
1953(昭和28)	5,204	43,973	1,163	3,983	22.3	9.1
1954(昭和29)	5,230	45,419	1,262	5,288	24.1	11.6
1955(昭和30)	5,171	45,748	1,293	4,554	25.0	10.0
1956(昭和31)	5,494	48,914	1,353	4,638	24.6	9.5
1957(昭和32)	5,741	53,155	1,394	4,630	24.3	8.7
1958(昭和33)	6,068	55,337	1,452	4,735	23.9	8.6
1959(昭和34)	6,344	57,103	1,487	4,878	23.4	8.5
1960(昭和35)	6,887	60,001	1,528	5,007	22.2	8.3
1961(昭和36)	7,295	63,031	1,554	5,092	21.3	8.1
1962(昭和37)	7,733	65,631	1,644	5,348	21.3	8.1
1963(昭和38)	8,141	68,439	1,682	5,455	20.7	8.0
1964(昭和39)	8,468	72,584	1,696	5,461	20.0	7.5
1965(昭和40)	8,968	76,130	1,700	5,494	19.0	7.2
1966(昭和41)	9,451	76,060	1,725	5,646	18.3	7.4
1967(昭和42)	10,280	80,500	1,744	5,753	17.0	7.1
1968(昭和43)	11,269	87,499	1,808	6,154	16.0	7.0
1969(昭和44)	12,929	93,368	1,842	6,369	14.2	6.8
1970(昭和45)	13,698	98,983	1,852	6,519	13.5	6.6
1971(昭和46)	14,187	103,528	1,846	6,499	13.0	6.3
1972(昭和47)	14,641	105,511	1,858	6,591	12.7	6.2
1973(昭和48)	15,037	117,103	1,880	6,678	12.5	5.7
1974(昭和49)	15,335	117,853	1,891	6,751	12.3	5.7
1975(昭和50)	15,547	118,710	1,927	6,974	12.4	5.9

注：学校部分林以外の国有部分林の分類については、設定区部分林、旧慣部分林、各種記念部分林、その他部分林がある。

出典：国有林野統計書(第1-12次)、国有林野事業統計書(第13-54次)より作成

ものの、件数の割合で見れば少なくとも昭和30年代は25%～20%で推移していることから学校林が部分林の中心の一つであったとすることができるだろう。しかし、1975（昭和50）年にもなるとその数値は半減しており、衰退していったことが分かる。表では示されていないが、2000（平成12）年の段階で面積の割合は5%台を維持しているものの件数の割合は9%台を割り込んでいる。

参考までに国有部分林による学校林設置に関する条例の一つを以下に示す。

「北海道朝日町学校部分林設定条例

昭和44年12月20日 条例第26号

（目的）

第1条 本条例は、学校教育の一つとして、朝日町立学校における学校林を造成することを目的とする。

（経費）

第2条 この造林の経費は、町費又は寄附金、補助金等をもってこれに充てる。

（管理）

第3条 部分林の管理経営は、学校長、教職員及び児童、生徒が当たり、時に必要ある場合父兄又は学校地域住民の協力を受けるものとする。

（樹種）

第4条 樹種の選定は、当該営林署の指導のもとに、町長と学校長の協議による。

（収益分収）

第5条 収益分収は、国有林野管理規程（昭和36年農林省訓令第25号）に基づき、国10分の2、学校10分の8とする。

（収入）

第6条 部分林から生ずる収入は、すべてこれを管理した学校の施設、その他の経費に充てるものとする。

（境界線）

第7条 部分林の周囲には境界線を建て、かつ、名称、面積、植栽年月日等を記入した標柱を建てるものとする。

（台帳）

第8条 町長及び学校長は、次の事項を記入した学校部分林台帳を備え置くものとする。

- (1) 植栽年月日及び伐期齢
- (2) 造林地の地籍、国有林名、林小班、面積
- (3) 植栽樹種、本数
- (4) 補植、間伐及び伐採年月日
- (5) 経営の概況及び従事した児童、生徒数
- (6) 経営についての経費関係
- (7) その他必要な事項

（報告）

第9条 部分林管理の学校長は、毎年1回朝日町長にこれを報告する。

第10条 その他必要事項は、順次、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）、同法施行規則（昭和26年農林省令第40号）、国有林野管理規程に基づいて、処理するも

のとする。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例前に造成された部分林は、この条例により造成されたものとする。」¹²⁾

次に、市町村などの地方公共団体による学校部分林についてみる。残念ながら統計がないため全国的な数値の動向を把握することはできないが、学校設置主体である市町村の所有林野に学校林を設置する場合、学校林として利用する特殊な市町村直営林として、とくに部分林契約を結ばないことのほうが多いと思われる。その場合、収益から経費を控除したすべてが学校のために利用されることになる。しかし、以下にみるように国有部分林の学校林に準ずる形式をとるものもある。

「北海道津別町学校林条例

昭和46年3月19日

条例第16号

津別町学校林条例（昭和31年条例第23号）の全部を次のように改める。

（目的）

第1条 津別町立学校（以下「学校」という。）において津別町有林野条例（昭和57年条例第3号）第6条の規定により町有林に学校林を造成する場合はこの条例の定めるところによる。

（用地）

第2条 町長は学校から学校林設置の申出があるときは、町有林経営に支障がない範囲においてこれを認めるものとする。

（学校林の造成管理）

第3条 学校林は学校が校下父兄と協力して造成しかつその保育管理に当たるものとする。

（施業計画）

第4条 学校は学校林の造成に必要な施業計画を樹て、町長の承認を得るものとする。

（指示助言）

第5条 町長は学校林の造成につき必要があると認めるときは、学校長に対し必要な指示又は助言をすることができる。

（収益配分）

第6条 学校林より生ずる収益の配分は、学校8、町2の割合とする。

（配分金の使途）

第7条 学校が前条の規定により得た配分金は、これを主として育英資金に充てるほか、学校教育上必要な使途に充てるものとする。ただし、学校林造成のため学校及び父兄が支出した経費があるときはこれを控除することができる。

2 学校長は配分金の使途計画を町長及び津別町教育委員会に提出し、その承認を得なければならない。

（規則への委任）

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。」¹³⁾

この条例では明記されていないが、土地所有者である市町村などの地方公共団体が学校と部分

林契約を結ぶ際の契約の当事者は塩谷が述べるように学校設置者（市町村長，教育長，知事）が学校長であり，土地所有者と学校設置者が同一の場合は両者間に協定事項を結ぶことになる。分取率についてはここでは国有部分林にならって学校8：町2となっているが，塩谷によれば「学校の取り分は5分から8分の間であり，最も多いのは6部と7部（夫々約13分の1）であるが，5部もかなりある」，とのことである¹⁴⁾。

4.4. 基金としての管理

昭和40年前後になると学校林からの収入を地方自治法第241条の「基金」として管理しようとする市町村が出はじめる。同法同条は普通地方公共団体が「特定の目的のために財産を維持し，資金を積み立て，又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる」ことを規定するもので，「基金」の種類として澤井勝は以下の4つを挙げている¹⁴⁾。

1) 財産を維持するために設置される基金

この基金は公有林，原野，牧場，土地などの他，現金や株券，社債証券などの有価証券をも合わせて基金とすることが出来る。山林の維持とその一部の山林の処分代金を合わせて基金としている例が多い。その設置の目的のためにはその収益ばかりではなく元本も処分できる。

2) 資金を積み立てるための基金

この基金は，減債基金，財政調整積立金，災害救助積立金のようにその例が多い。

3) 以上の二つを混合した基金

例えば山林維持の基金からの収益を他の特定目的のために積み立てるというかたちである。

4) 定額の資金を運用するための基金

物資調達基金で見れば定額の前資金の範囲内で物資を調達しそれを各部局に売り払って，その代金を再び基金に収納し新たな物品購入資金とするもの。つまり原資金が物になったり現金になったりして回転するのである。このような回転運用は定額の範囲内であれば予算とは無関係であるところにこの基金の妙があるとされている。」

この澤井の分類によれば学校林を「基金」として管理することは3)「山林維持の基金からの収益を他の特定目的のために積み立てるというかたち」に該当する。いくつか事例を挙げれば¹⁵⁾，岩手県雫石町では1964（昭和39）年に「学校施設設備基金条例（条例第33号）」を設け，1959（昭和34）年からの「雫石町学校林造成条例（条例第13号）」によって蓄積されてきた「学校林造成特別基本財産」を新条例の「基金」へ編入するとともに「造成」条例を廃止した¹⁶⁾。この「基金」条例では「町立学校の施設及び設備の充実を図る」ことが「特定目的」として位置づけられている。北海道阿寒町では1940（昭和15）年の「学校基本財産蓄積条例（条例第18号）」を廃止し，1965（昭和40）年に「町立学校林についての基金の設置，管理及び処分に関する条例」を設けている。ただし阿寒町では1960（昭和35）年に設けた「阿寒町立学校林設定管理条例（条例第8号）」についてはこれを維持し，「基金」に属する財産を「(1)阿寒町立学校林設定管理条例（昭和35年阿寒町条例第8号）の規定に基づいて設定された学校林，(2)前号の規定による学校林から生じた売却代金及びその運用により取得した現金」（第2条）と規定している。また1967（昭和42）年に赤湯町，宮内町，和郷村の2町1村が合併して誕生した宮城県南陽市ではその際に「南陽市学校基金の設置，管理及び処分に関する条例（条例第36号）」を設けることによって前町村が蓄積した学校林による財産を「基金」として新市が一元管理する方法を選択している。ほかにも高知県中村市（現在の四万十市）における1964（昭和39）年「学校基金の設置，

管理及び処分に関する条例（条例第 24 号）」（「中村市学校林設置条例（昭和 33 年条例第 3 号）」を廃止）、北海道新得町における 1964（昭和 39）年「学校施設整備基金条例（条例第 19 号）」、熊本県城南町における 1964（昭和 39）年「城南町学校林基金の設置等に関する条例（条例第 13 号）」（「城南町学校林条例（昭和 32 年条例第 15 号）」を改正）、などがある。

また最近になっても岩手県大船渡市が 2000（平成 12）年に「大船渡市学校施設設備整備基金条例（条例第 11 号）」（大船渡市学校林造成に関する条例（昭和 30 年大船渡市条例第 3 号）を廃止）を設置していることを鑑みるに、市町村が所有する学校林の財産管理方法としては「基金」がもっとも現実的であるという評価なのだろう。しかし、「基金」としての管理は少なくとも形式的には市町村財務会計への編入であり、学校林をめぐる共同関係によって慣習的に管理経営されていた場合は権限の移譲となる。そのため「基金」の導入によって学校林の存在が地域社会から消滅していくことがありうる。また、すでに放置されているものや、将来の管理経営が危ぶまれるものは「基金」として管理せざるをえないという事情もあると考えられる。

4.5. 設置の実態：島根県八雲村中学校学校植林

1949（昭和 24）年より約 10 年間にわたって展開された学校植林の経緯をこれまで見てきた。ここで学校植林運動によって設置された学校林の実態を島根県の八雲村立八雲中学校の事例から明らかにする¹⁷⁾。

1947（昭和 22）年 4 月、新学制に伴って岩坂村岩坂中学校および熊野村立熊野中学校が創立する。両村は 1953（昭和 28）年の町村合併促進法が成立するより前に合併を協議し、1951（昭和 26）年 3 月には岩坂村、熊野村、大庭村大字平原が合併し、八雲村としてスタートした。新制中学校についてもこの合併に先だって 1950（昭和 25 年 3 月には熊野村・岩坂村組合立意字中学校を創立し、合併時にこれを八雲村立八雲中学校と名称変更し、場所も新たに校舎を建築することになった。

同校の資料、『学校植林 50 年のあゆみ』によればこの八雲村立八雲中学校の「校舎新築にあたって、先人が郷土愛に燃えて植え、美林に成長していた村有林を伐採し、その用材に当てた」とのことである。ここで述べられている村有林が何を指しているのかは不明であるが¹⁸⁾、学制発布以前の旧熊野村の熊野村尋常高等小学校及び旧岩坂村の岩坂村尋常高等小学校にはそれぞれ「学林」と「学校植栽地」があったことが 1911（明治 44）年の『松陽新報』に記載されている。以下が熊野村尋常高等小学校の記載である。

「学林 22 町 8 反歩余同樹栽地 3 町 6 畝余は 33 年（明治 33 年、筆者加筆）に創立して造林保護の法を講じ是れが増殖を計りつつあり」¹⁹⁾

この記述では「学林」と「学校植栽地」は区別されているようである。はっきりとは分らないが、おそらく実際に学校が植栽する場所を「学校植栽地」とし、学校基本財産として確保してある土地（原野を含む）を「学林」としている。八雲中学校に所蔵されている、熊野村尋常高等小学校の「学校植栽地」に関する資料によれば 1900（明治 33）年 11 月 24 日に以下を植栽地に設定したようである。

「八東郡熊野村	字	地番	地目	反別
同上	宮内	4882ノ内	山林	参町歩
同上	放ヶ谷	789	畑	式畝参歩
同上	放ヶ谷	790	畑	式畝式拾八歩

同上 放ヶ谷 4035 畑 壹畝六歩
計 参町六畝七歩」²⁰⁾

この資料によれば1900年の植栽地設定後、1902（明治35）～1907（明治40）年、1909（明治42）～1912（明治45）年、1913（大正2）年まで（つまり1908（明治41）年を除いて毎年）累計で1町2反5畝20歩（スギ1,530本、ヒノキ1,300本、クス30本）が植栽されている。

一方岩坂村の記録についても同年の『松陽新報』に以下のように記載されている。

「(40年末には) 学校植栽地は1反2畝1歩あり櫟と櫟を植ゑ学林は4町1反8畝21歩を設け扁柏杉を栽植し」

「記念事業としては3町4反歩の造林を行ひ区有財産を統一し山林反別3町1反5畝歩を学校に移し1町5反歩を村事業として植林せり」²¹⁾

岩坂村尋常高等小学校の学校林に関する記載は2ヶ所あり、前者が教育全般の記載の一部として記述されているもので、後者は造林など林業に関わる記載の一部として記述されているものである。おそらく前者の「学林」が学校基本財産の正確な数値で、村に統一された区有財産を学校に移したという後者の山林を含むものであろう。また、記述を読む限りでは前者における「学校植栽地」は「学林」とは別に設置されているように思える。

新設の校舎を建てる際に、上記の前村のどの学校林が用いられたのかは不明であるが、熊野村と岩坂村が合併したことに伴って八雲中学校が創立されたのであるから、両方の可能性がある。いずれにしても「先人が郷土愛に燃えて植ゑ、美林に成長していた」ものを利用することで立派な校舎を建築することが可能になったのである。

そのような経験を踏まえて同校では調査時の2000（平成12）年に至るまで毎年学校植林を継続して行ってきた。植林する場所はすべて村有地で、植林後は学校林としてではなく村有林として管理され部分林契約なども交わされていない。植林地は地区で分けると7ヶ所になるが（表-14）、日吉、大石、別所、森脇、大田といった地区名は先述の熊野尋常高等小学校「学校植栽地」と一致しない。表-15は八雲中学校の50年にわたる学校植林の経過をまとめたものである。同校のように戦後一貫して植林を続けている学校は大変珍しく、調査時の聞き取りによると、あたらしく植林する場所を確保することが難しくなっているとのことであった。

表-14 八雲中学校植林地
Table 14. School Forests of Yakumo Junior High School.

場所	実施年度	面積 ha
日吉地区	1950～1953, 1963, 1964	16.50
東日吉地区	1954, 1955	4.50
別所地区	1956, 1957, 1962	4.30
大田地区	1958	1.00
森梓地区 b	1959～1961, 1965, 1966, 1970, 1973, 1974, 1980～1989, 1991～1998	10.16
森脇地区 a	1967～1969, 1971, 1972, 1990	4.11
大石地区	1975～1979	1.29
計		41.86

出典：八雲中学校, 2000, 『学校植林50年のあゆみ』より作成

表-15 八雲中学校植栽面積
Table 15. Area of School Forests of Yakumo Junior High School (1950-1999).

年度	植栽面積 (ha)	植栽本数(本)	年度	植栽面積 (ha)	植栽本数(本)
1950	1.00	4,000	1975	0.20	800
1951	1.50	6,000	1976	0.24	900
1952	7.00	25,000	1977	0.20	800
1953	5.00	20,000	1978	0.35	1,100
1954	3.50	14,000	1979	0.30	900
1955	1.00	4,000	1980	0.28	890
1956	2.30	9,000	1981	0.33	1,000
1957	1.00	4,000	1982	0.33	1,000
1958	1.00	3,500	1983	0.33	1,000
1959	1.00	4,000	1984	0.17	510
1960	1.00	4,000	1985	0.21	630
1961	1.00	4,000	1986	0.19	570
1962	1.00	4,000	1987	0.06	200
1963	1.00	4,000	1988	0.20	615
1964	1.00	4,000	1989	0.13	400
1965	1.00	4,000	1990	0.11	350
1966	1.00	4,000	1991	0.12	360
1967	1.00	4,000	1992	0.10	300
1968	1.00	4,000	1993	0.13	400
1969	1.00	4,000	1994	0.13	400
1970	1.00	4,000	1995	0.20	400
1971	0.50	2,000	1996	0.25	500
1972	0.50	2,000	1997	0.20	600
1973	0.30	900	1998	0.20	600
1974	0.30	1,000	1999	0.12	420
計				41.98	159,045

出典：八雲中学校, 2000, 『学校植林 50 年のあゆみ』より作成

次に全国的な学校植林運動との関係を見ると、まず、2 回にわたる 5ヶ年計画によって推進された学校植林はとりわけ第 1 次計画期に積極的に展開されるが、八雲中学校においても 1952（昭和 27）年から 1954（昭和 29）年あたりで熱心に植林されたことがわかる。第 2 次計画期に入ると全国的に植林面積が縮小するが、同校においてもやはり減少の一途を辿ることになる。第 2 次計画から打ち出された「学校における緑化」は 1960（昭和 35）年にさらに前面に出されるものの結果は芳しくなく全国的な学校植林はこのあたりで衰退したといえるが、同校においては細々とではあるがそれ以降も継続した。

その継続要因として次の 2 つが挙げられる。一つは、八雲中学校では調査時点までに県植林コンクール 1 位（6 回）、全日本学校造林コンクール特選・入選（3 回）、全日本学校造林優秀校（1 回）、全国緑の少年団活動努力賞（1 回）、環境保全活動活動県知事表彰（1 回）、全日本学校関係緑化コンクール（1 回）、県緑の少年団活動最優秀校・優秀校（2 回）の計 15 回もの表彰を国土緑

推や県緑推から受けているということで、もう一つは、村の合併に伴う校舎建築の際に学校林が利用された経験を持っているということである。

しかし全国的に学校植林が衰退したことを考慮すれば、たしかに、このような表彰は植林活動を継続させる大きな力となるが、それだけでは無理であり、同校のような過去の経験を持っていない場合には長期に亘って植林を継続する意義を見いだせなくなることがあるのだろう。学校を中心とした地域社会が学校植林の価値を認めて活動を行っているからこそ、継続性が生じるといえる。つまり八雲中学校の学校植林が50年間も継続したのは、よりよい学校施設を学校林によって獲得したという地域社会の経験とそれから生じる次への期待があったからこそであり、国や県による表彰はそれを後押ししたに過ぎない。これは八雲村の前2村が合併前に両村の中学校を統合したことにより合併後に「愛郷共同関係」を持続させたといえるのかもしれない。しかし、いずれにせよ、全国的な動向を鑑みれば、仮に八雲中学校のような好条件が重なったとしても細々と植林活動を持続するのが精一杯であったというべきであろう。

4.6. まとめ

1953（昭和28）年は学校林にとって転換点になったといえる。合併により前町村が学校設置主体としての権限を失っていくだけでなく、義務教育費国庫負担金などの補助金制度によって中央から地方への統制が復活したことは、学校建築費の捻出を自らの問題として受け止めて学校植林運動に精力を傾けた「愛郷共同関係」へ肩透かしを食らわせる結果となった。

ちょうど1918（大正7）年の「市町村義務教育費国庫負担法」と1920（大正9）年の「公有林野官行造林法」が、明治期から形成されてきた「財産共同関係」による学校林設置を衰退させていったのと同様に、1951（昭和26）年に廃止されていた「義務教育費国庫負担法（1940年法律第22号）」の1953（昭和28）年の復活と、1956（昭和31）年の「公有林野等官行造林法」が戦後の「愛郷共同関係」による学校林設置を衰退させたといえるだろう。この一致は偶然ではなく、明治の地方自治制度の定着後の大正中期に補助金行政が整備されたように、GHQ/SCAP占領下の地方自治改革後の昭和30年前後に再び補助金行政が整備されたことで、市町村による地域社会への依存が相対的に低下したからである。

とりわけ「義務教育費国庫負担法」と学校植林運動の補完関係は顕著で、同法が廃止されていた1951（昭和26）年から1953（昭和28）年までの期間と第1次学校植林5ヶ年計画の最盛期は見事に一致する。したがって、同法が復活した1953年に開始する第2次において「学校植林」と「環境緑化」の2本柱による「学校における緑化活動」への路線変更が選択されたのは当然の成り行きであった。やはり同年の「公立学校施設費国庫負担法」、1957（昭和32）年の「義務教育諸学校施設費国庫負担法（法律81号）」により校舎建築への補助体制が整備されるにいたっては財産としての学校林はもはや必要なくなったといっても過言ではない。少なくとも依存する側、すなわち市町村の立場からはそうであったに違いない。

しかし、必要がなくなったとしてもいったん植林された学校林は時間の経過とともに成長していくため、誰かが管理経営をしなければならない。学校部分林は分取率が特別扱いなので、部分林として管理経営されている場合ももっとも確実である。実質的には放置されているものも少なくないようであるが、それでも形式的には管理経営の責任が明白である。部分林でもなく、地域社会から関心が寄せられてもいない学校林であれば市町村は特段の配慮をせずに直営林に編入することになる。基金としての管理は、市町村財政への編入ではあるが、管理経営を担ってきた

学校林をめぐる共同関係に対して一定の配慮をみせた結果といえるだろう。これにより少なくとも形式的には学校林を別枠で管理経営しているというエクスキューズが表明されるからである。

こうして高度経済成長の勢いとは逆に学校林は衰えていった。財産としての学校林の多くは、形式的には部分林契約や基金条例によって学校設置主体である市町村が管理経営を担っているものの、そもそもの管理経営主体であった共同関係との繋がりが薄れるにつれて実質的には放置されていったと考えられる。それは良い意味でも悪い意味でも戦後地方自治制度からの脱却であり、現代地方自治制度への始動によるものであった。もちろん、国や地方公共団体の政策がなくなっても、地域社会の手に戻された数少ない学校林の管理経営が歴史に裏付けられた重要な公共事業であることに変わりはない。しかし、明治から昭和にいたるそれぞれの時代が要請した、財産としての学校林の政策史はこの衰退をもって終わりを迎えたといえる。

注・引用文献

- 1) 藤田武夫, 1978, 『現代日本地方財政史(中巻)』, 日本評論社, 532pp., p.515
- 2) 井深雄二, 2004 前掲書, pp.378-383
- 3) 文部省, 1972 前掲書, pp.1034-1039
- 4) 相沢英之, 1960, 『教育費－その諸問題－』, 財団法人大蔵財務協会, 1001pp., pp.493-506
- 5) 半田良一, 1990, 『林政学』, 文永堂出版 333pp., pp.86-87
- 6) 吉岡祥充, 2000, 森林保全と森林法の論理, pp.176-203, p.178(甲斐道太郎・見上崇洋編, 『新農基法と21世紀の農地・農村』, 法律文化社, 307pp. 所収)
- 7) 藤野昭一, 1975, 今こそ「学校植林」を見直す時期, 林野時報, 22(3), p.29
- 8) (社)国土緑化推進委員会, 1975 前掲書, pp.46-48
- 9) 塩谷, 1959 前掲書, p.219
- 10) 竹本, 2005 前掲書, pp.84-86
- 11) ただし, 国との分取によって設置された学校林が明治期からすでに存在していたことについては1897(明治30)年5月の通牒「小学校における樹栽の為官有地の貸付払下方」(西晋甲1007号)にも示されており、決して「従来マデハヤツテ居リマセヌ」わけではなかった。実際にはこれらの多くがその後の不要存置国有林野の売り払いの過程で町村に学校林として払い下げられていったことはすでにみたとおりである(竹本, 2004 前掲書, pp.133-135)。
- 12) 北海道町村会法務支援室「例規集データベース」, <http://houmu.h-chosonkai.gr.jp/~reikidb/index.html>, 2005.11.15 取得
- 13) 北海道町村会法務支援室「例規集データベース」, <http://houmu.h-chosonkai.gr.jp/~reikidb/index.html>, 2005.11.15 取得
- 14) 塩谷, 前掲書, p.598
- 15) 澤井勝, 地方財政情報館, <http://www.zaiseijoho.com>, 2005.11.15 取得
- 16) 市町村の条例の検索には「洋洋亭」(<http://www.hi-ho.ne.jp/tomita>)の自治体 Web 例規集へのリンク集, 鹿児島大学法文学部法政策学科運営の「全国条例データベース」(<http://joreimaster.leh.kagoshima-u.ac.jp>), 北海道町村会法務支援室「例規集データベース」(<http://houmu.h-chosonkai.gr.jp/~reikidb/index.html>)を大いに活用した。
- 17) 岩手県では県が1964(昭和39)年に「学校施設設備基金条例(条例第38号)」を設け, 同時に「学校林の造成に関する条例(昭和33年条例第49号)」を廃止したことにより, ここで紹介した雫石町のほかに二戸市, 釜石市, 花巻市などの県下の市町村で同様の条例が設けられている。
- 18) 八雲中学校への調査は2000(平成12)年8月に行った。本稿の記述は学校で保管されている資料にもとづいている。なお, 八雲村は2005(平成17)年3月31日に松江市に合併された。
- 19) 合併時に旧熊野村及び旧岩坂村の財産はそれぞれの財産区を作って旧村財産を管理することにした(八雲村誌編集部, 1998, 『八雲村誌』, 900pp., p.619)。
- 19) 八雲村誌編集部, 1998 前掲書, p.403(史料第3-2, 松陽新報, 1911.11.6., 「岩坂村の治績」)
- 20) 熊野村尋常高等小学校, 作成年不明, 『学校植栽地台帳』
- 21) 八雲村誌編集部, 1998 前掲書, p.394(史料第3-1, 松陽新報, 1911.2.15., 「熊野村の治績」)

5. 現代における学校林施策の動向（1975-）

5.1. 環境教育の場としての「新しい学校林」の誕生

1973（昭和48）年のオイルショックによりわが国の高度経済成長にブレーキがかかることになる。これに先立って1964（昭和39）年にレイチェル・カーソンの『生と死の妙薬』¹⁾が邦訳されるなど環境問題に対する意識が高まっていくと、1971（昭和46）年に環境庁（2001年より環境省）が公害問題を背景にして発足し、翌1972（昭和47）年にはローマクラブの『成長の限界』によって地球環境の悪化への警鐘が鳴らされる²⁾。

このような世論の高まりを背景にして行政は里山保全や環境教育の場としての学校林に注目するようになる。ただし、地方自治制度や林野、文部行財政との関連がすでに希薄になっているためこれまでの分析方法は通用しないだろう。したがって、ここからは、1975（昭和50）年代から現在までの、学校林に関連する施策の変遷について触れるにとどめておきたい。

まず、1975（昭和50）年、（社）国土緑化推進委員会は『学校林の手引き』³⁾を発行することにより学校林利用の活性化を試みる。その内容はこれまでの焼き直しに過ぎなかったといえるが、表-16にみるように、学校植林運動に関する調査を除けば1938（昭和13）年より途切れていた学校林の箇所数や面積に関する全国的調査が開始され、ほぼ5年おきに現在まで継続されることになる。

学校林の新たな局面は、1980年代頃から里山保全に関連して展開しはじめる。1982（昭和57）年に栃木県は、平地林を保全する一つの方法として、学校の教育利用のために県が借り上げた平地林に「学習林」を設置する「学校林モデル事業（1982-）」を立ち上げている。少し時期は遅れるが、茨城県は1993（平成5）年に開始した「平地林保全特別対策事業（1993-1998）」のなかで学校が利用できる森林の整備に着手し、1998（平成10）年からは「学びの森整備事業」に発展させる⁴⁾。また、次節に詳細にみるように長野県飯田市も1997（平成9）年から里山保全を目的にして「学友林整備事業」を開始している。

1992（平成4）年にブラジルのリオデジャネイロで開催された地球サミットをはじめとして世界的に環境教育への関心が高まり、国内でも翌1993（平成5）年に制定された環境基本法第25条に環境教育が位置づけられる⁵⁾。このように環境教育が社会的に要請され始めると、最初から教育利用を目的にした学校林が設置されるようになる。1993（平成5）年に千葉県が発足させた

表-16 学校林保有校数、面積の推移
Table 16. Transition of Area and Numbers of School Forests (1974-2001).

年度	小学校		中学校		高等学校		合計	
	学校数	面積 (ha)	学校数	面積 (ha)	学校数	面積 (ha)	学校数	面積 (ha)
1974(昭和49)	3,030	12,375	1,664	8,608	582	7,681	5,256	28,665
1980(昭和55)	3,215	12,597	1,776	8,761	701	7,820	5,692	29,179
1985(昭和60)	2,757	12,677	1,390	6,889	603	8,864	4,850	28,460
1991(平成3)	2,699	9,302	1,244	6,230	571	8,357	4,514	23,889
1996(平成8)	2,284	10,599	985	4,781	569	10,081	3,838	25,460
2001(平成13)	1,980	7,336	820	4,236	512	9,457	3,312	21,030

出典：国土緑化推進機構（奥山洋一郎作成），2002，『学校林現況調査報告書（平成13年度）』，35pp. より転載

「教育の森」制度は体験活動や各種野外活動を通じて森林・林業に対する理解を広めるためのフィールドを設置する制度である。2000（平成12）年度までに124カ所の「教育の森」が設置され、各学校のほか、社会教育を目的とした団体が利用者として設定された。同様に山形県においても1999（平成11）年度から教育活動に重点をおいた「学習の森林づくり推進事業」が開始されている⁶⁾。また、茨城県や飯田市の事業は、学校林の利用目的が里山保全から教育利用に移行した。

2001（平成13）年6月に「林業基本法」が「森林・林業基本法（法律第107号）」に改正されると、第16条⁷⁾に記載された「緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動」に対する促進施策の一つとして林野庁は翌2002（平成14）年度より「学校林整備・活用推進事業」を開始し、さらに同年10月からは「遊々の森」を国有林野に設置できる制度を開始する。「遊々の森」は、学校などが森林管理署と協定を締結することにより、2002（平成14）年度から小中学校に本格的に導入された「総合的な学習の時間」などのなかで、さまざまな体験活動や学習活動を行うフィールドとして国有林野を継続的に利用できるようにしたものである⁸⁾。2003（平成15）年10月に施行された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」により「環境保全活動」、「環境保全のための意欲の増進」、「環境教育」の理念が定義づけられると、学校林への期待はさらに高まることになった⁹⁾。

戦後、一貫して学校林における植林、教育活動を推進してきた国土緑推も、このような動きに対応するため、東京大学林政学研究室と協力して学校林に関する研究を進め、1999（平成11）年に『学校林活動の現状と課題』¹⁰⁾、2001（平成13）年に『学校林活用の手引き』¹¹⁾、2002（平成14）年に『学校林現況調査報告書』¹²⁾と立て続けに学校林に関する報告書を発行した。筆者もこの一連の調査および研究に携わり、2003（平成15）年の『新しい学校林を目指して－すべての子どもに学校林を－』においては、財産目的を第一義とした「これまでの学校林」に対して、教育目的を第一義とする学校林を「新しい学校林」と位置づけた¹³⁾。この「新しい学校林」は、a) 新しく設置されたもの、b) 「これまでの学校林」の財産目的が第一義でなくなり、教育目的を第一義として利用しているもの、という2つのタイプに分けられている。

本稿でもこの「新しい学校林」という概念を用いるならば、「新しい学校林」はおおよそ1990年代から里山保全や環境教育の場として各地で設置されるようになり、2000年代に入ると国により普及される「遊々の森」のようなものに発展してきた、といえるだろう。しかし、これらの動向はあくまで萌芽的なものであり、今後どのように展開するかは未知数である。以下では、動向の実態を把握する手がかりとして長野県飯田市における「学友林整備事業」の展開をみる。

5.2. 長野県飯田市における「学友林整備事業」の展開

5.2.1. はじめに

長野県には財産目的の学校林である「学有林」が明治期より設置されてきた。現在、飯田市では、こうした旧来型の学校林ではなく教育利用を目的にした新しい学校林である「学友林」を市内全17小学校に設置する「学友林整備事業」に取り組んでおり、2003（平成15）年度末の調査時点で、市内全17小学校のうち14校に「学友林」（総面積約4.9ha）が設置されている。同事業については1999（平成11）年に赤谷が「学友林」設置校9校に利用状況をアンケートし（1999年時点で「学友林」が設置されていた学校は10校であった）、「学友林」での活動量・活動内容

を決定づける要因として、第1に学校から「学友林」までの距離、第2に地域性をあげ、距離については学校に近い方が望ましいとし、地域性については山間地域ならば知識の獲得や環境意識の向上等に目が向けられ、市街地周辺地域ならば自然体験、自然の中で遊ぶことそのものに重点が置かれるとした¹⁴⁾。また、飯田市環境保全課の上沼により事業担当者の視点から同事業の経緯および課題について報告がなされている¹⁵⁾。本稿では、1) 市が同事業をはじめた経緯を検討するとともに、2) 学校林を新しく設置するにあたってどのような問題点があるのかを学校の立地環境に照らして明らかにする。

5.2.2. 調査地の概要

伊那谷における中心地となっている飯田市は、東に南アルプスと伊那山脈、西に中央アルプスがそびえ立ち、諏訪湖を源流とした天竜川が流れる城下町である¹⁶⁾。

2000年世界農林業センサスによれば、飯田市の人口は107,378人、土地面積は32,535haで、うち林野面積（森林以外の草生地を含む）が23,240haで、林野率は71.4%になっている。林野面積を所有別にみると、国有781ha、民有22,459ha（公有10,862ha、私有9,888ha、緑資源公団有1,709ha）となっており国有林野が非常に少ないことに特徴がある。また公有林野10,862haのう

表-17 小学校と地域社会の状況
Table 17. Relation between Primary Schools and Communities in Iida City, Nagano.

農業地域類型	前市町村名	総土地面積 (ha)	林野面積 (ha)	林野率	学校名	創立年	児童数	学級数	学友林設置年度	
都市的地域	松尾村	680	42	6.2	松尾小学校	1872(明治5)	882	29	1999	
	上郷町	2,645	1,785	67.5	上郷小学校	1912(明治45)	889	29	2000	
	鼎町	619	37	6.0	鼎小学校	1873(明治6)	857	29	2001	
	飯田市	追手町小学校	9,582	8,745	91.3	追手町小学校	1872(明治5)	148	6	未設置
		浜井場小学校				1908(明治41)	216	9	未設置	
丸山小学校		1873(明治6)				736	24	未設置		
平地農業地域	下久堅村	1,223	545	44.6	下久堅小学校	1873(明治6)	203	8	1997	
	座光寺村	893	368	41.2	座光寺小学校	1872(明治5)	277	11	1997	
	川路村	621	304	49.0	川路小学校	1872(明治5)	108	7	1999	
	竜丘村	804	198	24.6	竜丘小学校	1872(明治5)	434	16	1999	
中間農業地域	上久堅村	1,633	1,141	69.9	上久堅小学校	1889(明治22)	78	6	1997	
	三穂村	1,226	712	58.1	三穂小学校	1873(明治6)	98	6	1998	
	伊賀良村	3,313	2,105	63.5	伊賀良小学校	1872(明治5)	898	29	1998	
	山本村	2,262	1,374	60.7	山本小学校	1874(明治7)	336	13	2000	
	竜江村	1,210	644	53.2	龍江小学校	1873(明治6)	150	8	2002	
山間農業地域	千代村	5,824	5,240	90.0	千代小学校	1876(明治9)	76	6	1997	
					千栄小学校	1875(明治8)	39	6	1997	

注1: 児童数, 学級数は2003年5月1日時点のものである

注2: 土地面積, 林野面積, 林野率は2000年林業センサスによる

注3: 前市町村は, 1950年2月1日時点の市町村で, 1995年農業センサスによる

出典: 飯田市, 2003, 『平成15年度教育要覧』, 2000年世界農林業センサス第1巻長野県統計書(林業編)より作成

ち財産区有が8,219haと大部分を占めているが、比べて市有は1,788haと少ない。こうした背景には、上記の町村合併の結果、市内に複数の前市町村が存在し、その多くが現在も財産区を形成していることがある。おおまかにいえば小学校はその前市町村ごとに設置されているため、市全体の数値よりも前市町村単位での数値が学校林設置においては重要である。そこで、表-17において、1995年農業センサスにより、1950年2月1日時点の市町村を前市町村とし、前市町村単位で土地面積、林野面積、林野率を示し、各小学校の基本情報をこれに対応させた。これにより、前飯田市の中に追手町、浜井場、丸山の3小学校、前千代村の中に千代、千栄の2小学校がある以外は、一つの前町村に一つの小学校が対応することが分かる。

ところで、1995年農業センサスでは、前市町村ごとに農業地域類型を表-18の基準で分類している。そこで、市内全17小学校を農業地域類型別に分けると、松尾、上郷、鼎、前飯田市3校の計6校が都市的地域に、下久堅、座光寺、川路、竜丘の4校が平地農業地域に、上久堅、三穂、伊賀良、山本、龍江の5校が中間農業地域に、千代、千栄の2校が山間農業地域となった。

5.2.3. 事業の開始と展開

飯田市は1996（平成8）年4月、第4次飯田市基本構想・基本計画として、21世紀に向けた環境文化都市＝「人も自然も美しく輝くまち」を掲げ、その指針となる「21'いいだ環境プラン」を同12月に策定した。こうした取り組みの一環として、天竜川段丘崖の連続する緑地（飯田市の里山）を保全し管理することが求められた。エネルギー革命以降、薪炭利用されずに放置されていた里山は、当時、新しく建設される三遠南信道（高速道路）をはじめとする開発の危機にさらされていた。こうした里山保全の一手段として環境保全課によって打ち出されたものが「学友林」のアイデアであった。もともと長野に古くからある「学有林」になぞらえた新しい学校林を里山に設置しようというもので、具体的には、市内全ての小学校（17校）にこの「学友林」を設置することで教育利用を伴った緑地の保全を試みるものである。したがって「学友林整備事業」の教

表-18 センサス農業地域類型の基準指標
Table 18. The Index of The Agricultural Region Types.

農業地域類型	基準指標
都市的地域	○ 可住地に占める DID 面積が5%以上で、人口密度500人以上又はDID人口2万人以上の市町村 ○ 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の市町村。ただし、林野率80%以上のものは除く
平地農業地域	○ 耕地率20%以上かつ林野率50%未満の市町村。ただし傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く ○ 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の市町村
中間農業地域	○ 耕地率が20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の市町村 ○ 耕地率が20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の市町村
山間農業地域	○ 林野率80%以上かつ耕地率10%未満の市町村

注1: 決定順位:都市的地域→山間農業地域→平地農業地域・中間農業地域

注2: DID[人口集中地区]とは、人口密度約4000人/km²以上の国勢調査地区がいくつか隣接し、合わせて人口5000人以上を有する地区をいう

注3: 傾斜は、一筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう

出典: 1995年農業センサス

育面の目的は後付けであり、里山保全の目的が当初の目的であった。ただし現在では教育目的は当初よりも重要視されるようになり2つの目的は並列的に扱われている。

「学友林」設置のアイデアが出された後、実際の設置場所を選定するため「飯田市における学友林の活用と管理」という調査報告が環境保全課により1996（平成8）年に出されている。この中で「学友林」設置場所としての条件が挙げられ、それに基づいて17校の「学友林」候補地が選出されている。

「学友林」の条件は以下の通りである。

「○子ども達、教師がたえず生活の中で利用、体験、目の届く所にあること。

○学校の一部となっていて、児童の遊び場、通学路になっていること。

○校庭の続きにあって毎日見たり、観察に訪れられること。

○移動に時間を要しないで、すぐに行かれる所にあること。

○移動に危険を伴わない所にあること。

○児童の観察、遊び、作業、採集などに危険が少なく、やや平坦で、危険な岩場や急峻な崖などが無いこと。

○雑木林内に植物や動物、小鳥、昆虫・・・等が豊富であること。

○学校（児童や職員）で管理のできる、常に目の届く所にあること。

○管理に多大な手間と苦勞をかけないで良い所。」¹⁷⁾

この調査報告書を作成した元教員の木下進氏（現飯田市美術博物館特別研究員）によれば候補地はまず自然条件や利用条件のみを考慮して選定されており、地権者などはこの時点で考慮されていなかった。また、「自然に触れることが少なくなった子ども達に、身近な雑木林を学友林として、学校で自由に管理運営しながら児童に気軽に触れさせることは是非とも必要」¹⁸⁾だと述べられているように、主として環境教育を推進する立場から同報告書は作られた。同報告書の中では座光寺、三穂、千栄、千代、続いて上久堅、川路が「学友林」設置に適した立地にあるとされ、実際に川路をのぞく5校は事業初年度（1997年）に設置が行われた（川路も1999年には設置）。また「丘の上」前市内3校の「学友林」設置の難しさについても「旧市内の学校等望ましい条件から離れている学校が多いのは悩み」¹⁹⁾であるとして、この時点で既に言及されていた。候補地一覧と設置状況を示した表-19をみると、同報告書の候補地が基本的に採用されて「学友林」が設置されたことが分かる。地権者の意向を特に考慮せずに自然条件、利用条件から選択された場所に、数年の時間がかかったとはいえ、ほぼ予定通りに「学友林」を設置できたということは注目に値するだろう。

同報告書を踏まえて、1997（平成9）年より「学友林整備事業」が開始された。まず市は環境保全課が選定した設置予定地を土地所有者から買い上げるか、借り上げる（無償提供もある）。次に林内を整備して遊歩道を付け（急な斜面には階段も付ける）、「学友林」を示す緑色の看板を設置する。「学友林」予定地は学校関係者とも相談の上決定されるが、その後の整備は市の方で一切を行っている。そうして整備された森林が学校に受け渡されることになる。

土地の借り上げなど個々のケースで異なる点もあるが、1997（平成9）年に5カ所、1998（平成10）年に2カ所、1999（平成11）年に3カ所、2000（平成12）年に2カ所、2001（平成13）、2002（平成14）年度に1カ所ずつの「学友林」が設置され、市内全17小学校のうち14の小学校に設置された。事業開始当初は林地を未来永劫的に学校に提供しようとしたため買い上げによる設置が多かったが、財政難もあって1999（平成11）年あたりからは、賃貸契約による借り上げ

表-19 学友林候補地と実際の設置
Table 19. Difference between The Proposed Site and The Decided Site of New School Forests in Iida City, Nagano.

小学校名	選定場所	設置	設置年度
松尾	八幡山飯田女子短大南東雑木林	◎	1999
上郷	御殿山保育園北雑木林 or 野底山公園	◎	2000
鼎	名子熊伊豆奈公園南東雑木林 or 妙琴公園雑木林 or 松尾城址公園東雑木林	◎	2001
追手町	風越山麓公園 or 旧飯田工業高校跡地	×	未設置
浜井場	旧飯田工業高校跡地 or 風越山麓公園	×	未設置
丸山	旧飯田工業高校跡地 or 風越山麓公園	×	未設置
下久堅	小林神社北雑木林 or 知久平～滝沢へ向かう塩沢川沿い雑木林	◎	1997
座光寺	学校周辺雑木林	◎	1997
川路	学校北西五郎溪谷沿い雑木林	◎	1999
竜丘	ギフチョウ公園 or 学校東新川面雑木林	△	1999
上久堅	校舎北雑木林 or 上平ギフチョウ生息地雑木林	◎	1997
三穂	学校周辺～西雑木林	◎	1998
伊賀良	伊賀良中区配水池沿い雑木林 or 佐倉神社裏山 or 運動公園南東雑木林	○	1998
山本	慈永堂道路下雑木林 or 二つ山南西雑木林	◎	2000
龍江	保育園東続きの雑木林 or 体育館向かい県道南雑木林	◎	2002
千代	学校裏及び校長住宅西雑木林 or 体育館向かい県道南雑木林	◎	1997
千栄	学校東及び西続き雑木林	◎	1997

注1: ×設置されていない △異なる場所に設置 ○ほぼ近くに設置 ◎予定通り設置

注2: 選定場所の太字は、実際に設置された場所を示す

出典: 飯田市環境保全課, 1996, 「飯田市における学友林の活用と管理」, 38pp., pp.7-8, 現地踏査により作成

が中心となった。買い上げ、借り上げについては、買い上げの場合は坪当たり1千円、借り上げの場合は年間1万円を目安にしているが、実際には土地の状況に応じて金額は様々である。「学友林」が設置されていない3つの学校は前飯田市内の「丘の上」と呼ばれる市街地にあり、設置の見通しも立っていないため、市では共同利用の「学友林」の設置や公園利用などを新たに検討している。なお、設置後の管理は市の手を離れて学校側に一任される。市の管理方針としては「山の形として維持してもらえればよい」とのことであった。

以上が「学友林整備事業」の概要であるが、2002（平成14）年度より同事業は担当が環境保全課から教育委員会学校施設課に移り、事業内容についても設置から教育利用及び管理に重点が移ってきている。

5.2.4. 立地環境からみる設置状況

この「学友林整備事業」について小学校の立地環境（農業地域類型）と「学友林」の学校からの距離に着目して表-20に整理した。農業地域類型ごとに設置状況をみていく。

都市的地域には6校あるが、前飯田市内の市街地にある3校に「学友林」が設置されていない。設置された3校をみていくと、松尾小学校「学友林」は1km以上と遠い（ただし、松尾小学校「学友林」は里山保全を重視して設置された）。上郷小学校「学友林」は通学路沿いでもあり条件の良いものであるが、設置は2000年度になってからであり、地代も50,000円/年と高い。2001

表-20 飯田市学友林の設置状況
Table 20. Settlement of New School Forests in Iida City, Nagano.

農業地域 類型	小学校 名	設置 年度	面積 (m ²)	学校-学友 林距離	所有	契約	買上・借地代 (円) ()内はm ² 単価	地番	地目	地番別 面積 (m ²)	
都市的 地域	松尾	1999	11,736	1kmより遠い	松尾神社	貸借	無償	松尾代田 1403-6,11	山林	7,600	
								松尾代田 1303-71	山林	2,400	
								計		10,000	
		個人有	貸借	36,000/年	松尾毛賀 1167-1	山林	1,627				
								松尾毛賀 1167-2 一部	山林	109	
	計					1,736					
	上郷	2000	5,269	1km以内	個人有	貸借	50,000/年	上郷飯沼 3254-1	山林		
								上郷飯沼 3254-5	山林		
								上郷飯沼 3229-8	山林		
	計							計			
	鼎	2001	1,826	1kmより遠い	個人有	貸借	36,000/年	鼎名古熊 1563-1	山林	1,826	
平地農業 地域	下久堅	1997	3,898	1km以内	個人有 a	買収	1,732,000 (2,000)	下久堅柿野沢 44	畑	866	
								個人有 b	買収	1,516,000 (500)	下久堅柿野沢 69
		座光寺	1997	2,000	隣接	個人有	貸借	無償	座光寺 1844-1 一部		2,000
		川路	1999	2,300	1km以内	個人有	貸借		不明		2,300
		竜丘	1999	2,300	1kmより遠い	桐林財産区	貸借	無償	桐林 2254-1 一部	原野	2,300
		計							計		
中間農業 地域	上久堅	1997	2,764	隣接	個人有	買収	840,000 (304)	上久堅 2188	山林	1,259	
								上久堅 2189	原野	767	
								上久堅 2191	原野	387	
								上久堅 2193	原野	351	
		三穂	1998	1,298	隣接	私	買収	950,000 (732)	不明		1,298
		伊賀良	1998	3,000	1km以内	北三区財産区	貸借	10,000/年	北方 3663-9 一部	原野	3,000
		山本	2000	5,815	1km以内	個人有	貸借	10,000/年	竹佐 1237-1 一部	山林	2,918
	竹佐 1239-1								山林		
	竹佐 1237-2								山林	2,897	
	竹佐 1239-2								山林		
								竹佐 1239-3	山林		
								竹佐 1201 一部	山林		
	龍江	2002	4,095		個人有	貸借	10,000/年	龍江 4740-1	原野	1,191	
								龍江 4740-3	原野	1,296	
								龍江 4660	田	1,298	
								道		310	
山間農業 地域	千代	1997	1,353	隣接	個人有	買収	450,000 (333)	千栄 3176	原野	1,353	
	千栄	1997	1,418	隣接	個人有	貸借	10,000/年	千栄 1521-6	原野	1,418	
面積総計(m ²)			49,072								

注1: 所有は契約前を示している。買い上げたものは契約後飯田市有地となっている

注2: 下久堅は畑と山林で所有者が異なるため, 個人有 a, 個人有 b と表記した

出典: 飯田市役所資料及び踏査により作成

年度になりようやく設置された鼎小学校「学友林」も, 学校から約 2km と遠く, 地代も 36,000 円/年と高い。

平地農業地域では 4 校であるが大きく二つに分かれる。予定通り設置された下久堅, 座光寺, 川路に対して設置が難しかった竜丘である。前者の 3 つはいずれも隣接もしくは 1km 以内で利用

しやすく、下久堅は買い上げ、座光寺は無償提供されている。竜丘は、2ヶ所の選定地が候補に挙げられたが、いずれも最終的には選ばれずに、車で10分程の同地区内の桐林財産区の森林が「学友林」として設置された。とりわけ第一候補地は学校から50mの大変条件の良い場所であったにもかかわらず設置されなかったものの、桐林財産区の好意により竜丘小学校「学友林」は無償提供されている。

中間農業地域については5校である。平地農業地域類型同様に二つに分けられる。問題なく設置されたのは三穂と上久堅で、いずれも学校に隣接した好条件の土地を買い上げている。伊賀良は予定通りとまではいかないものの候補地近くの財産区の森林に設置され、困難ではなかったといえる。一方設置に時間を要しているのが山本と龍江である。山本では候補地を幾つか回った後、水道設備の完備する以前に学校の水源として利用してきた場所でこれまでも水源の学習で利用してきた場所に「学友林」を設置した。学校が主体的に設置しようとしたといえよう。龍江についても、市での聞き取りによればPTAが主体的に「学友林」を探していたとのことで、時間を要したが2002年度に設置となった。山本、龍江のいずれも10,000円/年で借り上げている。

平地農業地域と中間農業地域は現地踏査の結果、飯田市においてはほとんど差異が感じられない。例えば高速のインターに近い伊賀良は中間農業地域に区分されているがより都市的な環境にあるといえるだろう。したがって両類型を区分せずに検討すると、この両類型においては隣接にこだわらなければ適当な森林が容易に見つかるといえる。その上で、市の予定通り設置されたものと、設置になんらかのこだわりを持ったため時間を要したものとに分かれる傾向があるようである。

最後に山間農業地域の2校は、両校とも学校に隣接した場所に「学友林」が設置され児童も頻繁に利用している。学校の周りに豊かな森林が広がる環境なので学校に隣接した好条件の「学友林」を設置するのに特に困難を要さなかったといえる。

まとめると、都市的地域6校は、うち3校の設置ができておらず、設置された3校のうち2校も設置上なんらかの困難を抱えていた。平地農業地域および中間農業地域9校は、大きく二つに分かれ、隣接にこだわらなければ適当な森林が容易に見つかるが、学校側の意向により、候補地通り設置されたものと、設置になんらかのこだわりを持ち時間を要したものとに分かれた。山間農業地域2校は、好条件の「学友林」を設置するのに特に困難を要さなかった。すなわち、都市的な環境であればあるほど「学友林」の設置は難しかったといえるだろう。

5.2.5. まとめ

市内の全小学校に新しい学校林を設置しようとする市行政による先駆的試みは、都市的地域、とりわけ市街地において障壁にぶつかっているものの、全般的には、自然条件、利用条件から挙げられた候補地に予定通りに設置された成功事例といえる。この事業から学ぶべきこととして、まず設置場所の観点からは、市街地などの都市的地域に設置することはかなり難しいが、それ以外の地域においては地権者の理解を得ることがある程度可能であるということが挙げられよう。次に土地取得の観点からは、予算的には買い上げよりも借り上げによる設置が現実的であること、また財産区などの協力が得られれば無償で設置できることが分かった。最後に設置目的の観点からは、同事業では設置目的が里山保全から教育利用へと移ったが、新しい学校林を設置するならば教育利用の目的を重視する方が有効であるといえよう。今後は、現在の「学友林」利用状況から問題点を挙げ、改善していくことが望まれる。

注・引用文献

- 1) レイチェル・カーソン, 青樹築一訳, 1964, 『生と死の妙薬』, 新潮社, 309pp.。『生と死の妙薬』はのちに『沈黙の春』と改題され, 現在も広く読まれている。
- 2) ドネラ・H・メドウズ他, 大来佐武郎監訳, 1972, 『成長の限界:ローマ・クラブ「人類の危機」レポート』, ダイアモンド社, 203pp.
- 3) 国土緑化推進委員会, 1975, 『学校林の手引き』, 国土緑化推進委員会, 65pp.
- 4) 東京大学大学院農学生命科学研究科森林科学専攻林政学研究室, 2001, 『学校林活用の手引き－新たな活用に向けて－』, 国土緑化推進機構, 76pp.pp.22-23
- 5) 以下, 同条全文。「国は, 環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため, 必要な措置を講ずるものとする。」
- 6) 東京大学大学院農学生命科学研究科森林科学専攻林政学研究室, 2001 前掲書, p.21
- 7) 以下, 同条全文。「国は, 国民, 事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動が促進されるように, 情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。」
- 8) (財)日本木材総合情報センター, 2004, 『学校林整備・活用推進事業－マニュアル(報告書)－』, 113pp., pp4-11
- 9) 環境教育のための土地提供を促進させる措置を国が講ずることが同法 12 条に記された。以下, 全文。「国は, 土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(国民, 民間団体等に限る。)が当該土地又は建物を自然体験活動の場として提供することその他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場として自発的に提供することを促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」
- 10) 国土緑化推進機構, 1999, 『学校林活動の現状と課題』
- 11) 東京大学大学院農学生命科学研究科森林科学専攻林政学研究室, 2001 前掲書
- 12) 国土緑化推進機構, 2002, 『学校林現況調査報告書』
- 13) 東京大学大学院農学生命科学研究科森林科学専攻林政学研究室, 2003, 『新しい学校林を目指して－全ての子供に学校林を－』, 国土緑化推進機構, 79pp., p.31
- 14) 赤谷拓和, 2000, 学校林の教育的利用と今後の課題について－長野県飯田市の学友林を事例として－, 京都大学大学院農学研究科修士論文, 68pp., p.55
- 15) 上沼昭彦, 2003, 学友林整備事業, 森林科学, 37, pp.28-32
- 16) http://www.ed.iidanet.jp/07_kyoiku_iinkai/si3_iidacity_edyoran_h15/, 2004/06/11 取得(飯田市教育委員会, 『平成 15 年度教育要覧』)
- 17) 飯田市環境保全課, 1996, 『飯田市における学友林の活用と管理』, 38pp., p.6
- 18) 飯田市環境保全課, 1996 前掲書, p.4
- 19) 飯田市環境保全課, 1996 前掲書, p.6

6. 考 察

6.1. 時期区分の再検討

ここまで終戦直後から現在にいたるまでの約 60 年間にわたり学校林とそれをめぐる共同関係について主に政策に注目して概観してきた。はじめに設定した3つの目的はこれまでの記述のなかではほぼ明らかにされたと思う。改めて振り返る必要はないだろう。ただ, 時期区分についてはここで今一度整理しておきたい。

まず, GHQ/SCAP 占領下の 1947 (昭和 22) 年に愛林日, 1949 (昭和 24) 年に学校林が復活する。林野官僚や関係団体の根回しによって定着する「緑化」イメージのもと, しかし「愛郷共同関係」が自主的に奮起する。極端な地方財政危機のなかにあって, 新制中学の校舎を建築する

という課題はこの奮起がなければ乗り越えられなかったといえる。46,448haもの植林を実施した第1次学校植林5ヶ年計画はこの時期の中心的な事業であり、これが終了する1953（昭和28）年は一つの区切りになるだろう。

その1953（昭和28）年の10月には「町村合併促進法」が施行される。明治期の時期区分においては「市制町村制」をもって学校林の政策史の開始としている。それまでの自然村が合併してあらたな行政村が誕生したときである。その行政村が「町村合併促進法」以降の一連の昭和の合併により新市町村の一部となっていく。この1889（明治22）年から1953（昭和28）年までの64年間は、途中、若干の合併がみられるものの、地方自治制度が安定しているといえる。学校設置主体を担う行政村が変更されることは学校林をめぐる共同関係に決定的な変化をもたらすのであり、その意味においても1953（昭和28）年までを一区切りにしなければならない。またこの年は、町村合併のみならず、「義務教育費国庫負担法」の復活など、補助金によって中央が地方を統制する現代地方自治制度のはじまりでもあった。したがって、戦後直後から1953（昭和28）年までを「国土復興期」と位置づける。

次に、日本はすでにGHQ/SCAPからの独立を果たし、朝鮮戦争をきっかけにして高度経済成長を開始する。この時期に第2次学校植林5ヶ年計画がはじまるが、もはや財産としての学校林を国策として奨励する必要はなくなり、新市町村にとっても学校整備に必要なものは補助金であって地域社会の力ではなかった。そのため、残像としての「緑化」が以降の学校植林運動を牽引せざるを得ない。「愛郷共同関係」が「財産共同関係」との妥協と制度的な脱皮とを成し遂げ、自らの目的のために管理経営する場合を除けば、財産としての学校林はフェードアウトしていく。その象徴的なものが全国各地に出現する「学校施設整備基金条例」だったのであろう。扱いやすい行政用語に転換されて本来の姿を失った学校林がここにある。フェードアウトだけに終了時期を示すことが難しいが、1970年代までとすれば、1953（昭和28）年からのこの期間を「学校林衰亡期」と位置づけることができるだろう。

そして、1970年代以降、世界的に自然環境の悪化が危惧されるなか、1980年代に入ると国内においても里山保全や環境教育の場としての学校林に対する関心が高まり始める。そして1990年代後半より2000年代前半にかけて市町村、都道府県、国レベルで学校林に関する施策が開始されるようになる。飯田市における「学友林整備事業」はその典型例であった。このような動向をとりあえず「『新しい学校林』の萌芽」としておくが、明白に期間を設定することはまだできない。

整理すれば、戦後60年の学校林の歩みは、愛林日と学校林の復活をみる「国土復興期」にはじまるが、町村合併や補助金行政がはじまる1953（昭和28）年を転換点として「学校林衰亡期」に入り、財産としての学校林は1970年代頃までにフェードアウトしていく。しかし、里山保全や環境教育を目的とする「『新しい学校林』の萌芽」を1990年代後半から国や地方自治体の施策に見いだすことができるようになってきた、といえるだろう。

6.2. 直轄利用形態の変容

さて、研究の背景でも述べたように、部落有林野や公有林野に関する研究分野で多大な成果を残した川島武宜らの理論には盲点があった。すなわち、共同利用形態が「解体」する過程において住民が選択する学校林という特殊な直轄利用形態の実態である。すでに3章の結論として、「愛郷共同関係」の公共利用ベクトルによって、「財産共同関係」の分解ベクトルが解消され、かつ

新市町村に統一されない制度的な外形が得られたとき、学校林があるべき姿で残されたと述べたが、ここで、直轄利用形態の変容という観点から町村合併における学校林の移動について若干の考察を加えたい。

そもそも直轄利用形態は、共同利用形態が「解体」する過程において部落公共財産に向かう転化形態としてあらわれる。一方の分割利用形態は個別私権化に向かう転化となる。道路、橋梁、消防、学校などの公共事業に部落有財産を支出する直轄利用形態は、林野を管理経営する自然村が地区内における権限を維持する手段としてみなされてきたといえる。明治期に自然村が学校のために財産を供出することによって形成された学校林をめぐる「財産共同関係」もそのような性格を有していた。そのとき個々の自然村にとって学校林は、直轄利用形態の選択肢の一つに過ぎないのであり、学校という契機がなくなれば、また、それ以上に重要な選択肢があらわれれば解消すべき利用形態であった。ところが、学校林は他の直轄利用形態と異なって、児童生徒や地区全戸によって植林、管理作業が実施されることに特徴がある。しかも、昭和戦前期から戦中期にかけて形成された「愛郷共同関係」がこれを担うようになると、自然村の権力が反映された直轄利用形態としての学校林は実質的に影を潜める。そして、戦後の国土復興期において「愛国」の箍がはずれた「愛郷共同関係」は地区の復興と同時に自生的に紐帯を強め、その領域は最大で行政村にまで及んだと考えられる。もちろん、そのような地域社会ばかりではなく、またそのような地域社会を評価するものではないが、地域社会と学校林の関係はこのようなかたちで戦後にあらわれたに違いない。

おそらく昭和の町村合併がなかったならば、「愛郷共同関係」の陰に潜んでいた直轄利用形態としての学校林が露顕することはなく、現在もっと多くの学校林が残ったと思われる。しかし、合併に伴う新市町村への統一がメインロードとされる学校林の移動に直面して、自然村は「財産共同関係」の解消を主張することになる。これに対して、「愛郷共同関係」は学校林が児童生徒や地区全戸によって管理経営されてきたことを訴える。すなわち「地区民の公共の福祉」を掲げるのである。そして制度的な外形を与えることによって「財産共同関係」を固定化し、自然村による直轄利用形態から自由を奪うと同時に新市町村への統一を防御するのである。それが可能ならば制度的な外形は何でも良いはずで、したがって町村合併後もあるべき姿で残された学校林は財産区、生産森林組合、財団法人などさまざまなのであろう。

このようにして学校林は不自由な直轄利用形態、あえて名づけるならば公共利用形態とでもいうべきものに姿を変えた。学校林は、児童生徒や地区全戸で管理経営することにより強められた公共利用形態としての性格が合併に伴って固定化された、かなり特殊なものといえる。しかし、それゆえに、これまで盲点になっていた、直轄利用形態に孕まれた公共利用形態としての性格にかすかな光りをあてることができたのではないだろうか。したがって、学校林以外の公共利用形態を探し、かすかな光りを集めていくことが今後の課題となる。

謝 辞

本稿は、本誌111号「明治期における学校林の設置」、114号「大正期・昭和戦前期における学校林の変容」、本号「熊本県南小国町における学校林の存続要因」とあわせて、2006（平成18）年3月に東京大学に提出した学位請求論文「近現代日本における学校林をめぐる共同関係の変容過程」の主要部分となっています。これらの論文をまとめるにあたり、まず、なかなか研究の進

まない私にいつも適切な指導と優しい励ましをくださった、東京大学大学院農学生命科学研究科林政学研究室の永田信教授に心より感謝を申し上げます。また、大橋邦夫東京大学名誉教授による丁寧な指導がなければ、一連の論文を提出することは難しかったと思います。さらに、修士課程以来、公私ともにお世話になっている同研究科国際森林環境学研究室の井上真教授、森林総合研究所の立花敏先生、岩手大学農学部農林環境科学科の柴崎茂光助教授にはいつもあたたかい励ましをいただきました。拙い学位論文を査読し、多くの有意義なコメントをいただいた、明治大学農学部農業経済学科の小田切徳美教授、東京大学大学院農学生命科学研究科森林経理学研究室の白石則彦教授、同研究科林政学研究室の古井戸宏通助教授、同研究科附属科学の森教育研究センターの石橋整司先生に深く感謝いたします。また、山形大学の有永明人教授や北海道大学の神沼公三郎教授、東京大学の筒井迪夫名誉教授から手紙や学会を通じて貴重なコメントや激励をいただいたことが大きな支えとなりました。ここにお名前をすべて書くことができませんが、現地調査や資料収集の際にお世話になった、役場や学校、地域の方々、国土緑推の皆さんのご協力は忘れることができません。最後になりますが、林政学研究室の先輩、同輩、後輩との切磋琢磨や、家族の支援がなければ最後までやり遂げることは難しかったはずで、本当にありがとうございました。

要 旨

1. 研究の目的

学校林をめぐる共同関係は「財産」を基底にした「財産共同関係」として明治後期から大正初期にかけて誕生し、その後、昭和戦前期における「愛郷」の普及によって種々の「愛郷共同関係」に拡張したので、すでに入会集団とは異なるものに変容していると考えられる。これを前提として、昭和戦後期・現代における研究の目的を次のように設定し、かつ、森林利用形態論における学校林の位置づけを、目的2)に関連させて論じた。

目的1) 天皇制支配の手段として戦前に全国的な展開を見せた愛林日や学校林造成が、戦後に植樹祭や学校植林となって継続した経緯および理由を明らかにする。

目的2) そうして戦後に引き継がれた学校林およびそれをめぐる共同関係の地域社会における存在価値を、昭和の町村合併に伴う林野所有の移動から説明する。

目的3) 合併を経て地方自治体制が整備されるなかで学校林が消滅、衰退する経緯と、里山保全や環境教育の場として展開し始めた現在の状況を明らかにする。

2. 考察1)

GHQ/SCAPの立場から考えると、急激な民主化と分権化によって引き起こされる社会不安への対応として愛林日や学校林を位置づけていたと思われる。まず1点目は絶対的な存在としての天皇を失うことにより国民のあいだに生じる不安であり、そして2点目は農地改革に引き続く山林解放を恐れることにより山林地主のあいだに生じる不安であった。それゆえ、愛林日の復活は天皇を国土復興に担ぎ上げることによる1点目の不安の払拭であり、学校植林運動の開始は一連の「挙国造林に関する決議」などと同様の造林奨励による2点目の不安の払拭であった。

しかし、その払拭を実際に思いついたのはGHQ/SCAPではなく山林局(1947年4月より林野局、1949年5月より林野庁)官僚や森林愛護連盟であった。戦前の組織やシステムを維持するこ

とに対してGHQ/SCAPは少なからず抵抗するはずで、林野官僚や関係団体は愛林日や学校林を提案する際に次の2点を工夫する必要があった。1点目は愛林日や学校林がそもそもは米国の行事に由来することを主張することであり、2点目は天皇制支配の手段として用いられた過去を「緑化」というイメージにより刷新することであった。

一方で、急激な民主化と分権化により財源の確保も不十分なままに森林管理や校舎建築といった公共事業を一手に引き受けることになった地域社会の立場から考えると、心理的な基盤としては天皇参加の愛林日による国土復興に向けた一致団結が必要とされ、物理的な基盤としては学校林造成による校舎建築財源の確保が必要とされた。その結果、敗戦により「愛国」の箍を外された「愛郷共同関係」が紐帯を自生的に強めることになった。

このようにGHQ/SCAP、林野官僚および関係団体、地域社会のそれぞれの思惑が絡み合いつつ、愛林日が復活し、第1次学校植林5ヵ年計画が開始した、といえる。

2. 考察2)

町村合併に伴う学校林の所有移動は、無条件もしくは条件付で（すなわち学校林として維持することを条件に）新市町村に統一されるか、さもなくば前町村が財産区を設置して財産区有林の一部として学校林を管理経営するものが多かったのであろう。しかし、学校と地域社会との関係は一様ではなく非常に複雑なものがあらわれる。

松尾財産区の学校林は、まず財産区有林のすべてが学校林であるという点、次に松尾を含む複数の前村組合を単位にする旧財産区有林のなかに学校林があるという点、において特殊である。学校林は、実際に植林、管理経営し、その収益を享受した体験をもつ住民や児童生徒にとって、旧財産区とは別に新財産区を設置してでも管理経営すべき存在であったと考えられる。高瀬生産森林組合有の森林は、部落有林野を統一し官行造林を実施した経緯をもつ高瀬村の村有林から成り立っている。まだ新財産区制度が導入される前の町村合併において全戸住民を権利者にして設立した任意団体、高瀬植林組合の性格が高瀬生産森林組合にそのまま受け継がれている。学校林は同生産森林組合にとって部落有林野統一と官行造林の契機となった象徴的存在である。相原保善会は、財産区、生産森林組合を設立するものの最終的に財団法人という法人格によって「地区民の公共の福祉」のための財産保全を可能にする。学校林は「地区民の公共の福祉」のため最初に設置された財産であった。

町村合併に伴って財産の移動が検討される時一般的にみれば部落有に分解するベクトルと新市町村有に統一するベクトルが同時に働く。これに対して、「愛郷共同関係」は学校林が児童生徒や地区全戸によって管理経営されてきたことを訴える。すなわち「地区民の公共の福祉」というベクトルを掲げる。そして財産区、生産森林組合、財団法人などの制度的な外形を与えることによって「財産共同関係」を固定化し、自然村から自由を奪うと同時に新市町村への統一を防御したのである。

3. 考察3)

日本はGHQ/SCAPからの独立を果たし、朝鮮戦争をきっかけにして高度経済成長を開始する。この時期に第2次学校植林5ヵ年計画がはじまるが、もはや財産としての学校林を国策として奨励する必要はなくなっていた。合併により前町村が学校設置主体としての権限を失っていくだけでなく、義務教育費国庫負担金などの補助金制度によって中央から地方への統制が復活したから

である。新市町村にとって学校整備に必要なものは補助金であって地域社会の力ではなかった。そのため、残像としての「緑化」が以降の学校植林運動を牽引せざるを得ない。全国各地に出現する「基金条例」にみられるように財産としての学校林は1960年代から1970年代にかけてフェードアウトしていった。

そして、1970年代以降、世界的に自然環境の悪化が危惧されるなか、国内においても里山保全や環境教育の場としての学校林に対する関心が高まり始める。そして1990年代後半より2000年代前半にかけて市町村、都道府県、国レベルで学校林に関する施策が開始されるようになる。飯田市における「学友林整備事業」はその典型例であった。

4. 森林利用形態論における学校林の位置づけ

直轄利用形態の変容という観点から町村合併における学校林の移動について若干の考察を加えるならば、これまで川島武宜らによる森林利用形態論において直轄利用形態は、道路、橋梁、消防、学校などの公共事業への支出により、林野を管理経営する自然村が地区内における権力を維持する手段としてみなされていた。しかし学校林は不自由な直轄利用形態、あえて名づけるならば「公共利用形態」とでもいうべきものに姿を変えた。現在も地域社会によって管理経営される学校林とは、直轄利用形態に孕まれる公共利用形態としての性格が、児童生徒や地区全戸の管理経営によって強められ、かつ、合併に伴う制度的な外形の導入によって固定化された、かなり特殊なものといえるだろう。

キーワード： 学校植林・公有林野・国土復興・町村合併・環境教育

(2005年12月26日受付)

(2006年3月6日受理)

Summary

The communal relations around school forests, which were born in the Meiji (1868–1912) or the early Taisho periods (1912–1926), can be expressed as “Property Communal Relations”. However, when the national mobilization system started, this changed to “Patriotic Communal Relations”. This paper has the following three objectives in relation to the communal relations around school forests from the postwar Showa to the present.

1) To outline the reasons why Arbor Day and school forests reappeared in the postwar Showa period (1945–1989), despite them having been tools of the national mobilization system in the prewar Showa period (1926–1945).

2) To find what communities expected from school forests, observing the movement of property rights of school forests, accompanying the consolidation of municipalities after 1958.

3) To explain why school forests declined in number and quality after the consolidation of municipalities and to report on new trends in school forests, which are being setup for environmental preservation or education.

Result 1)

There were three actors in connection with the resumption of Arbor Day and school forests.

The actors were GHQ/SCAP, the bureaucrats and the communities.

GHQ/SCAP thought that Arbor Day and school forests could alleviate the social anxiety that existed immediately after the 2nd World War. The Japanese nation felt insecure because of the loss of the absolute position of the Emperor. Owners of forests also felt uneasy because of the possibility of forest emancipation. However, establishing the Emperor as the ceremonial head on Arbor Day alleviated first anxiety and school afforestation along with the other afforestation movements alleviated the second.

In actual fact, the bureaucrats suggested the resumption of Arbor Day and School forests to GHQ/SCAP because they wanted to maintain their systems and organization. Therefore, they emphasized that Arbor Day was introduced from the United States and that a tree-planting campaign had nothing to do with the earlier war campaign.

On the other hand, communities needed funds to build their new schoolhouses, especially for junior high schools, which were introduced as part of the new school system in 1947. During the postwar rehabilitation, Arbor Day and school forests encouraged communities both physically and psychologically. Thus “patriotic communal relations” were strengthened autonomously.

Result 2)

Accompanied by the consolidation of municipalities, it was usual for the property rights concerning school forests owned by municipalities to go to the new municipalities or new property wards. However, the property rights of some school forests showed a different pattern. For example, Matsuo ward set up a new property ward to keep its school forest. Takase school forest was established as a natural village forest before the forest of the Takase administrative village was established. As a symbol of the consolidation of the administrative village, the school forest has moved to the Takase Forest Producers’ Association together with other of the village’s forests. The property rights of the Aihara school forest, established in the Meiji period, finally went to a legally incorporated foundation. Residents of Aihara regarded school forests as the symbol of public welfare.

Drawing on these examples the following conclusion was drawn. “Patriotic communal relations” insisted that they have managed their school forests for the public welfare. Thus, they prevented their school forests from unifying into new municipalities, by fitting them into the other legal frameworks, such as incorporated foundations.

Result 3)

Japan became independent from GHQ/SCAP in 1951, and then the 2nd school afforestation plan was started. However school forests had lost their role as the source of school funds because subsidies for education and forest management were already being provided to new municipalities. Therefore, only the peaceful image of tree planting remained. Most school forests disappeared from municipalities’ fund ordinances from the mid 1960s to the mid 70s.

With the increasing concern over the destruction of nature after the 1970s, school forests were regarded as areas of environmental preservation and education. From the late 1990s,

municipalities, prefectures and the State started new institutions to establish and utilize school forests for environmental education.

Key words: School afforestation, Postwar rehabilitation, Consolidation of municipalities, Tree planting, Environmental education